矯正図書館

刑政

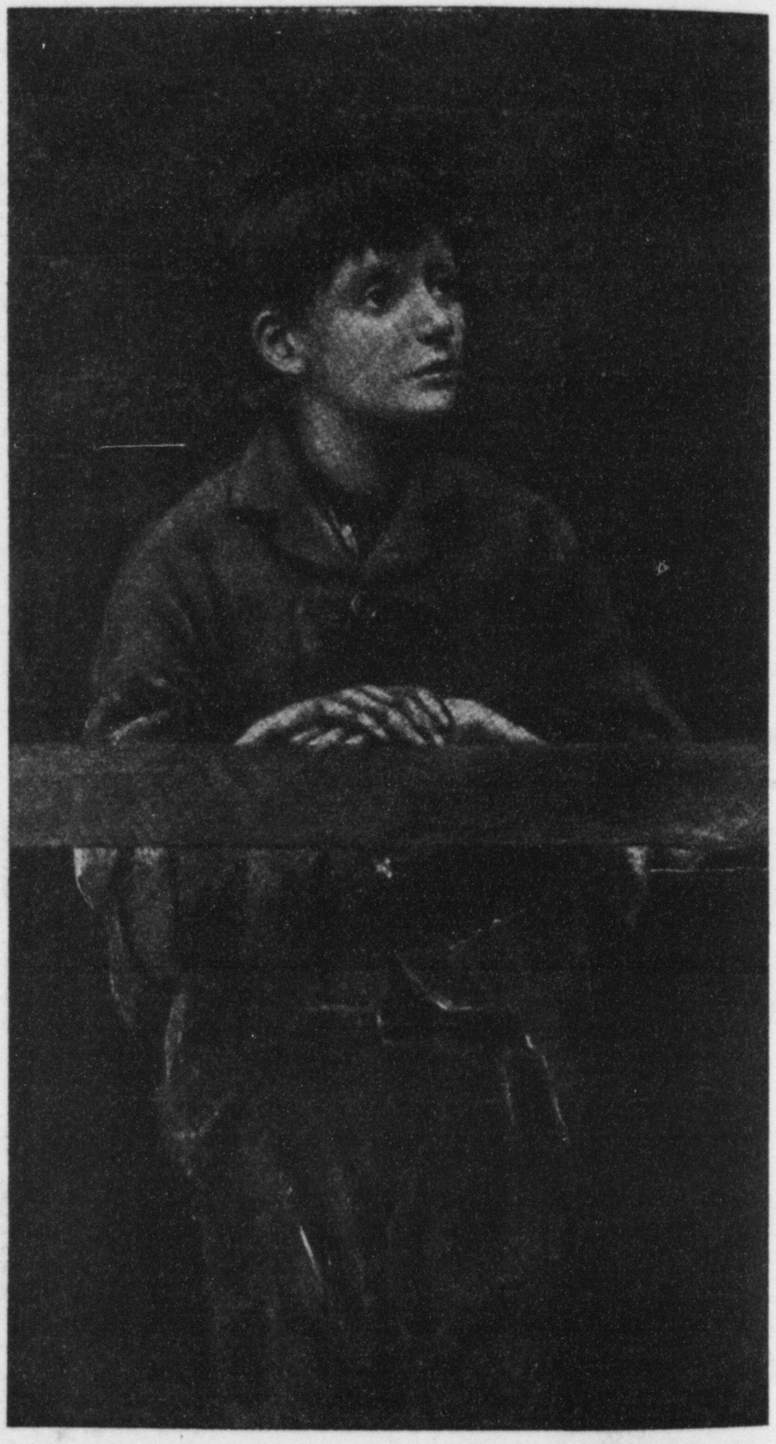
第四十一巻　三月號　第三號

豆草履と行刑　巻頭言　2
性格異常と犯罪　勝水淳行　20
刑政時論　虚生　18
刑法に於ける重點の變遷　牧野英一　4
噫津路嘉十郎氏　29
新しき試み　蕨勝熊　38
主任制を論ず　有馬四郎助　55
新坊ちやん物語　春日鹿二　32
刑務官待遇改善の急務　辻敬助　50
大阪の非常召集　69
大岡越前守の墓　E生　35
各政黨と其綱領　安宅爾朗　62
海外時報　42

●活きた物訓　●鎮祭の話・讀者頁・家庭頁
●彼任辭令・會・令・規・統計・犯罪文藝

財團法人　刑務協會發行

明治二十七年二月二十六日　第三種郵便物認可　第四十一巻第三號



彼の最初の事件

ドロシイ・スタレンイ筆

あはなれた新聞賣子の最初の事件を法廷でまのあたり見た女史がその時の
とぐ濺を涙の掬一にめたの者罪犯年少なれはあすで書名ためとまを象印
うせまり當に事てし究考をかきすべ導善を等彼てしに何如に共

米國紐育州刑務法

司法書記官　辻敬助氏譯

佛國行刑法規

同　池田克氏譯

たる驅先の良改刑行 ——→ あなたの

置く を點重に踐實 ——→

今すぐ筆をこつて申込まれよ！

書棚に本書を缺かさないで下さい!!!

刑政研究資料の第三輯です、殘本が少なくなりました、
賣切れぬ中にお手に入れて下さい、再版は致しません
から。

……（菊版　二百六十頁　金文字美裝）
……（實費頒布金壹圓貳拾錢送料共）

東京市麹町區西日比谷町壹
振替口座東京二五〇五九番

刑務協會出版部

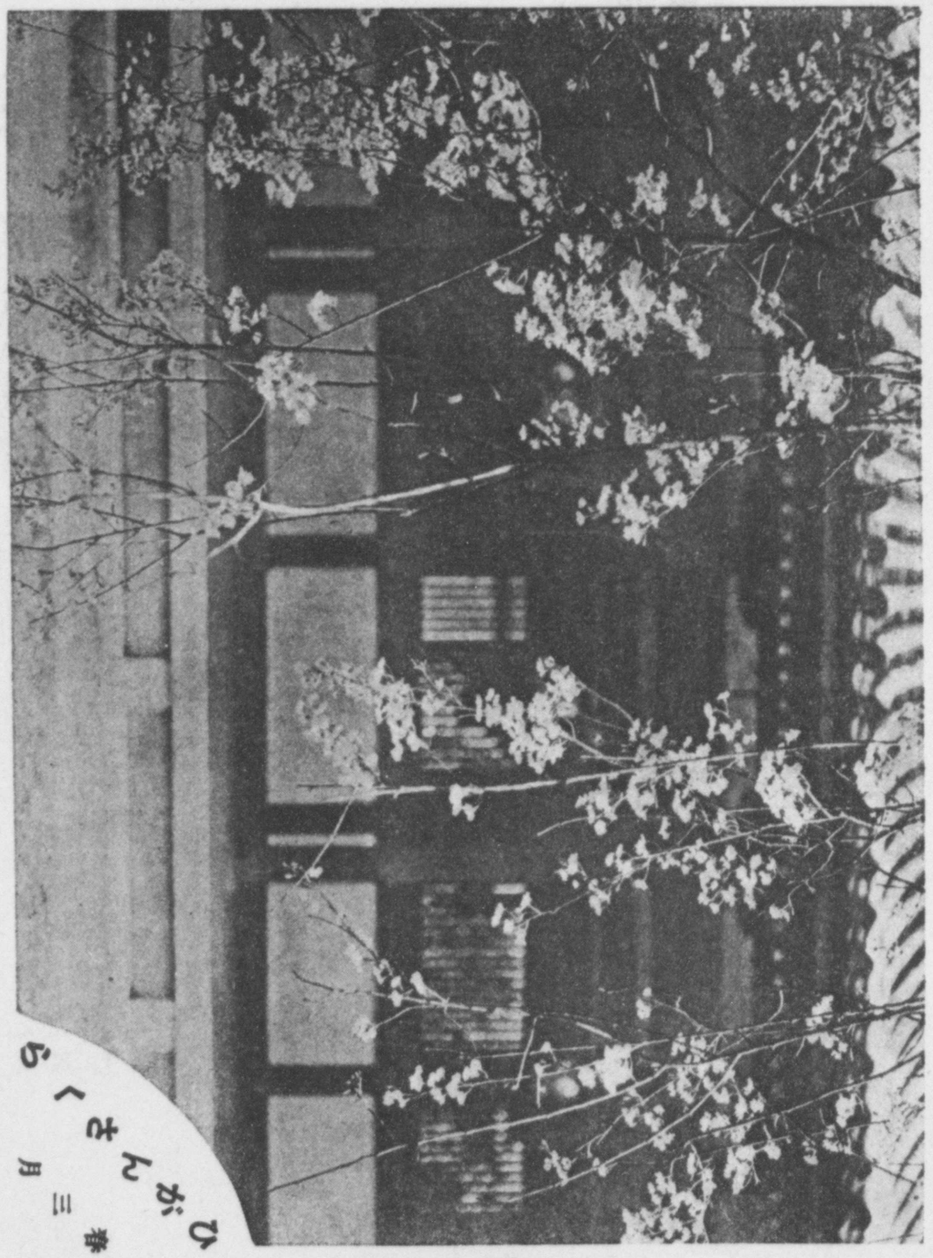
矯正図書館

刑政



生々流轉——橫山大觀畫

第四十一巻
第參號



ひがんさくら 三月

豆草履と行刑

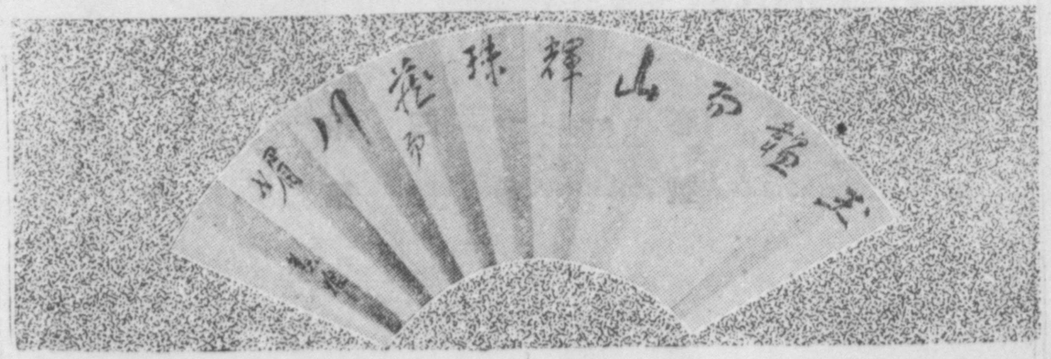
拘禁者の中には「早く出る」ことにちなんで豆草履が密造されることがあるさうであります。おそらくそれをはいて出るといふ迷信から來たことでありましやう。

例令豆のやうな草履にせよ密かにそれを造ることはもちろん刑務所紀律の違反でありますから、その行爲が處罰されることは當然のことでありまして、また進化せる今日の社會思想の下にかゝる迷信が行はれるといふことは之を防止しなければならぬことであります。

けれども、わたくしとしてはこの豆草履の密造を通じて行刑改良なり、刑事制度の改正なりに付て可なり大きなヒントを投けられるのであります。

先づ拘禁者が豆草履を密造するそのせつなの感情、そこにわたくしは人情の機微を見出さねばならぬのであります。親に會ひたい心、子に會ひたい心、妻に會ひたい心。その心はやがて家庭に對する執着の心であり、さうしてその執着はやがて改善の種子であらねばならぬのであります。

拘禁者のその心はひとり豆草履密造の場合にかぎらず時にふれ折にふれて表徴されますし、さうしてその表徴を捕へることがやがて感化遷善の大成を爲す所以であることを知らねばならないのであります。



近時の刑事制度に於ては假出獄が是認せられて居ります。最近の外國の立法に於ては外泊制度も是認され出したことであります。それ等は則ち豆草履によつて表徴されるその心を大きく運用しようとするに他ならないことは言はずもがなであります。

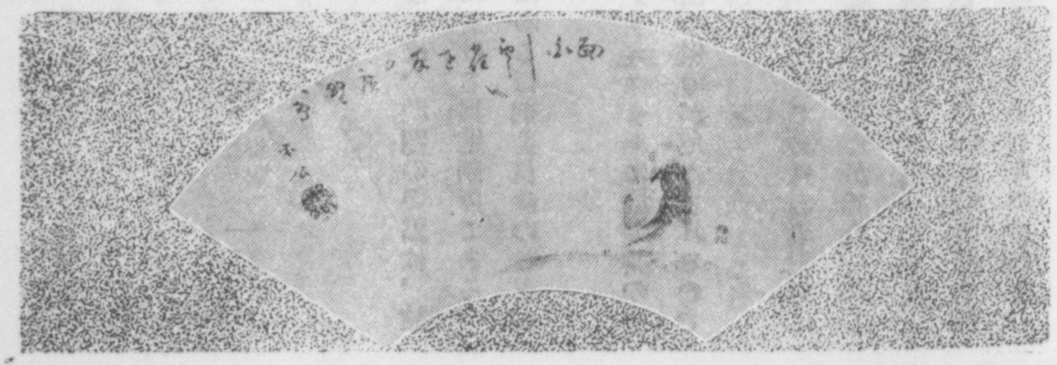
エルガー氏は「面會に來た妻の抱いて居る赤ん坊を抱き上げることがどれほど拘禁者の心に人らしい氣持ちをわかすことであろう、しかもそれは紀律違反になるのだ」と例證して居られますが、それも亦豆草履によつて表徴されるその心と同じ場合ではありますまいか。

數へ來れば今日の行刑に於て、簡單に處罰されて居るその犯則の中に案外大きな心の動き方を示して居る場合がいくらもあるやうであります。それを捕へればその犯人を善に導き得るやうな場合をすげなく片付けて了ふやうな場合がいくらもあるやうであります。

思へば行刑は、まことに微に入り細に亘つてゆるがせにしてはならぬことであります。接見の場合に於ても、診療の場合に於ても、犯則の場合に於ても、すべての場合に拘禁者の善に向はんとする心がほのめいて居ることであります。

豆草履！　犯則としては隨分つまらぬ犯則ではあります。だが、心の表徴としてのこの豆草履には行刑の基本の問題が藏されて居ります。教誨の改良も、教育の指針も乃至は刑事制度の革正も之から始まるといへばいへるでありましやう。

（あき雜）



刑法に於ける重點の變遷（下）

法學博士　牧野英一

四

若し、刑罰の組織を犯人の種類のそれぞれに對して適切ならしめねばならぬとするならば、問題の要點は、結局、次の二點に歸着することと考へる。其の一は不定期刑制度であり、其の二は行刑に於ける累進制度である。さうして、この二つの問題は微妙に結びついてゐるのである。なほ、之に關聯して謂はゆる行刑委員會のことが考へられねばならぬ。

不定期刑制度採用の可否が國際監獄會議の問題になつたのは一九〇〇年であつた。ブリユクセルに於て其の會議が開かれたのであつたが、其の折には否決された。此の制度の下に於ては個人の自由の保障が危ぶまれるのであつた。

しかし、事實に於て不定期刑の制度は廣く採用されてゐるのである。何となれば、一方に於て特殊の累犯者に對する重い刑が規定され(一)、他方に於て假出獄の制度が認められる以上、そこに不定期制の實質が認められてゐるわけであるからである(二)。固より、其の間には形式上の差異がある。しかし、累犯加重と假出獄の制度とは、形式上　刑罰に關する傳統的な一種の觀念の論理的な歸結に執着しただけのものであつて、制度の實際的運用といふ點から謂ふならば、一種の迂路をたどりつつ不定期刑のもたらすべき效果を擧げむとするものに外なら

ない。さうして、却つて、しかく迂路をたどるが爲めに、手續としてむしろ不當に錯雜なるものがあり、方法として場合によつては適切を缺くものがあるのである。一九一〇年のワシントンに於ける國際監獄會議と一九二五年のロンドンに於けるそれとに於て、終に不定期刑の採用すべき旨が肯定されたわけであつた。わたくしは、一派の學者が、その兩つの會議が共にアングロサキソン人の地に開かれたといふことを擧げてゐるのに注意しないではない(三)。しかし、少くも、不定期性といふことがむしろ刑の當然の性質でなければならぬので(四)、ただ、傳統的な思想をこの當然の思想に轉換せしめ進化せしめるのに付いて、制度上多少の工夫が爲されねばならぬことが考慮されるだけである。この意味に於て、わたくしは、累犯加重の制度と假出獄のそれとに關し、もつと改正を加へ、さうして、この兩制度の運用に依つて實際上の效果を收めることが、合目的な方法であらうかとおもふ（五）（六）（七）。

一　例へばフランスの一八八五年五月二十七日の法律に依るルレガーションの制度がそれである。

二　フェリーは、假出獄の制度に依つて、罪刑權衡の傳統的思想が根本的に破壞されてゐることを說いてゐる。(Ferri, Le congrès pénitentiaire international de Londres, Revue internationale de Droit pénal, 1926, p. 23)。

三　ベリーの監獄協會の例會討論の席上で之を論じた人がある。例へば、リヴイエール氏。Cf. Revue pénitentiaire, 1925, p. 171 et s. しかし、ロンドンの會議に於ては、不定期刑論が果して肯定せらるべきやは相當に危ぶまれたところであるのであり（拙稿『ロンドンの國際監獄會議に付いて』志林第二九卷第三號第三二七頁參照）、また、コンモンローの原則に執着し個人自由の原則に特に重きをおくイギリス人といふことを考へて見ると、不定期刑論がロンドン會議で肯定されたといふことは相當に注意されねばならぬのである (Cf. Ferri, Le congrès pénitentiaire international de Londres, Revue international de Droit pénal, 1926, p. 11, p. 22 et s.)。

四　一九〇〇年のブリユクセル會議では、『適當に刑と稱すべきものに付ては、不定期制は許容すべきものでない』と決議さ

れたにも拘はらず、一九二五年のロンドン會議では『不定期刑は刑罰個別化の必然的な結論である』と決議されるに至つた。

五　わが臨時法制審議會の刑法改正綱領中に『不定期刑の言渡を爲すことを得べき規定を設くること』といふのがある。すでに少年法には不定期制度が認められてゐる。それで、右の綱領は主として累犯に關する場合を豫想したのであらう。

六　なほ刑法改正綱領中に『假出獄の要件を寬大にし、其の他假出獄に關し受刑者を保護する規定を設くること』といふのがある。

七　わが刑法に於ける刑の裁量範圍の廣いことと、假出獄の條件が舊刑法に比しては寬大になつてゐることとを考へて、この兩者の調和に依り不定期刑の實績を擧げることにせねばならぬといふことは、現行刑法制定の當時からわたくしの特に主張したことであつた。世には、むしろ、之を非難した人こそあれ、わたくしの眞意はよく理解せられるところなくして今日に至つてゐるらしい。しかし、臨時法制審議會の刑法改正綱領には、わたくしの考へとおなじ趣旨が認められてゐるのであるやうにおもふ。

しかし、累犯加重の制度と假出獄のそれとの改正だけでは、不定期刑制度の目的を達するに困難な場合ができるにちがひない。そこで、保安處分といふことが考へ付かれるのである。保安處分と刑罰との區別に付いては、學界の論議がなほ永く續くことであらう。それは、刑罰に關する傳統的な考へが世に殘る間は止むを得ないことである。しかし、また、保安處分を刑罰から形式的に區別することに依つて、微妙にも傳統的な考へと新らしい主張とが實際的に調和し得るのである。この調和乃至妥協に依つて、思想としての不定期主義が——必しも敢て不定期『刑』とは謂ふまい——が進捗するわけである。

さて、不定期刑と相待つて考へられねばならぬ制度が二つある。一は行刑委員會の制度で他は累進制で（八）（九）以下。そこには文獻が指示されてゐるが、その外になほ、(Gillin, Criminology and Penology, 1926, p. 457 et seq.

八　行刑委員會の制度に付ては、正木學士『監獄學とソヴイエトロシヤの勞働改善法』志林第二九卷第十一號第一三四〇頁

九　累進制に付いては、正木學士『自由刑執行の累進制度』（志林第二五卷第六號以下）、富田博士『累進獄制論』（京都法學會雜誌第一〇卷第七號以下）。なほ拙著日本刑法改訂版第四七〇頁註二參照。

兩者は、共に、一方に於ては行刑の目的の到達を確實ならしめるのを趣旨とすると共に、他方に於ては行刑上個人の自由の保障を全うせむことを期するものである。行刑委員會は監獄の管理を監獄吏員の獨裁に任せないで、監獄以外の要素殊に第一に裁判官、第二に受刑者の保護者（例へば辯護人）、第三に社會事業家（殊に免囚保護の當局者）から成立する委員會を其の補助者たらしめ且つ監督者たらしめむとするものである。之に對し、累進制度は、刑罰——及び保安處分——に於ける處遇を犯人に應化せしめつつ、漸次に、犯人改悛の順序を追ひて行刑の實際を變化させてゆくのである。この方法の實施に依つて、刑罰と保安處分との實際上の區別は全くなくなるわけである。

行刑制度としては、一時、獨房制が理想的なものと考へられた時代があつた。しかし、諸國に於ては財政上の關係から其の實施はわづかに部分的であつたに過ぎなかつた。今日では、獨房制萬能の聲は全く絶えることになつた。累進制の或階級に於てそれは實施せらるべきであらう。しかし、そのただ或階級に於てのことたるに止まるのである。之に反して、受刑者の作業をできるだけ自由な狀況に於て營ましめるといふことが主張されることになつたのである（一〇）。

一〇　第一回國際刑法會議で監獄の屋外作業のことが論ぜられたのも其の趣旨である。ドイツの行刑法案（一九二七年）第七一條も亦自由勞働 Arbeit in Freien の尊重すべきことを規定してゐる。

監獄は、最早、單に受刑者の自由を剝奪するといふだけのものではなく、それは一種の强制教育所であり、强制治療所であることになつたのである。

同時に監獄は一の工場でなければならぬ。監獄は刑罰の目的を到達するに努めつつ、受刑者の作業を、國家の爲め、社會のため、できるだけ經濟的に利用することにせねばならぬ。この意味に於て監獄は少くも自給自足を目標として經營されねばならぬ（一一）。

一一　これは、實證學派の夙に唱導してゐるところである。フェリーの主張に付き拙著『刑法研究』第三卷第五三一頁。なほドイツ行刑法案第七五條は、作業の經營は經濟的に爲さるべく、古い仕組は新らしい仕組にかへられねばならぬと規定してゐる。

五

ロンドンの第九回國際監獄會議に於て、イギリスの內務大臣が演說して謂つた。第一に、國家は犯罪人を逮捕し之を監獄に投じたるときに其の責務を全うしたのでなく、實はそこに國家の責務がはじまるのである。第二に、國家は犯人を罰せねばならぬが、同時に之を人として保護せねばならぬ。受刑者が刑期をはつたとき、その者は市民としてはたらくべき精神上及び肉體上の能力を持つてゐなければならぬと。（一）まさしく、之が刑法當面の問題を指示してゐるものと謂ふことを得よう。

一　拙稿『ロンドンの國際監獄會議に付いて』志林第二九卷第三號第三二二頁以下參照。

ロンドンの其の會議は十三箇の問題を討議したが、其の大多數即ち八箇は犯人の人格に關するものであつた（二）。之を以前の監獄會議の議題に比べると、議題の變遷がおもしろい。はじめは監獄技術に關することのみが議題となり、監獄の建築とか、その他之に類することが重んぜられたのであつたが、中頃に至つて、累犯問題、アルコーリズムの問題、免囚保護のそれ、少年犯罪のそれといふやうなものにかはり、主として犯罪と環境との關係が重要視されて來た。さうして、最近に至つて、犯人の人格問題が第一線に論ぜられるやうになつて來た。

監獄會議は、今日では刑法の會議である。さうして刑罰の實際的效果を擧げるの方法を講ずるの政策問題を討議するものになつてゐる。

二　曰く短期自由刑に代るべき方法、曰く不定期刑の制度、曰く裁判官をして刑罰の個別主義の原則を適當に適用せしめる方法、曰く特殊の累犯者に對する特殊の拘禁の制度（慣習的犯人に對する制度）、曰く囚人の科學的研究の爲めに監獄內に爲さるべき施設、曰く囚人を、其の性格、言渡されたる刑の重さ又は犯されたる罪の重さに從つて區別し、之に對して各相異りたる相當の制度を適用すべきものとすること、曰く刑の執行猶豫又は假出獄に付せられたる者に對し國家、團體又は個人に依りて爲さるる監督を最も有效ならしむる方法、曰く危險なる傾向を示す成年の精神障礙者に對して爲すべき方法。——なほ之に加へて、起訴に關する便宜主義が肯定されたことを附加しておくべきであらう。

之に關聯して考へるべきは、ブリュクセルの第一回刑法會議である。受刑者の自由作業のことが論議された。第一の議題では、從來の意義に於ける刑が十分でないことを認めたことになるし、第二の議題では、從來の意義に於ける刑の執行が十分でないことを認めることになつたのである。まづ從來の刑が十分でないとされることからして保安處分と稱せられる一種の制度が認められねばならぬことになるのである。理論的には刑と保安處分との差異がどこにあるかの議論があり得るわけであるが、しかし、これとても刑の執行に關する累進制といふことを考へて見ると、實際上は、單に名稱上の問題に過ぎないことになることは上に論じた如くである。又、次に從來の意義に於ける刑の執行が十分でないと認められることに因つて、自由作業の必要が特に高調されることになる。自由作業に於ける受刑者の處遇は受刑者をできるだけ社會人としての實際的效果といふことが、刑に關しての第一の要點とされるのである。

國際會議の斯やうな模樣の間に、わたくしは、二つの學說の發展を考へねばならぬ。

共の一は社會的責任論である(三)。社會的責任といふことは道義的責任といふことに對して用ゐられる語であるので、ともすれば、それは道德を否定した學說の如く解せられるおそれがある。しかし社會的責任といふことは、從來の道義的責任論を道義的に不完全なものとして、新たな道義的立場に於て新たに責任の理論を展開せむとするものである。例へば、われわれは精神障礙者や少年やに對しても其の犯罪行爲に因るの社會的責任を認めるのである。しかし、そこに責任の內容として主張されるものは、第一には、社會がそれ等の犯行者に對して自ら自己を保全せむが爲めに一定の干涉を爲さむとすることである。第二には、其の干涉は、同時に、其の犯行者をしてできるだけ社會の良民たらしめむとするものであるのである。場合に依つては、今日のわれわれの科學と技術とを以てしては、之を全うすることができないかも知れない。この意味に於て、われわれは、遺憾ながら矯正不能者といふ一種の者を認めねばならぬ。しかし、其の場合に於ても、其の者の生存は、之をして社會と調和し得る範圍內に於て十分全うせしめようとするのである。右の二つの內容を持つものたる意味に於て、其の社會的責任の效果に對しては、心神障礙者さへも、少年さへも除外されることがないのである。謂はゆる道義的責任を主張する者は、責任殊に刑に對して一種の社會的反撥を意味せしめ、之を以て、始終、單に一種の惡報たらしめむとするのであるが、われわれの社會的責任論は、ひとり少年のみならず、精神障礙者のみならず、一般の犯罪人をもなほ社會から之を保護し、之を社會に同化せしめようとするのである。

三　社會的責任といふ理論を特に高調するのは謂ふまでもなくフェリーである。最近には、更に法律的責任といふ語が用ゐられてゐる。(拙著『刑法研究』第三卷第五二四頁以下參照)。

社會的責任を高調してゆく結果は、刑と保安處分其の他の保護處分との差異は之を否定せねばならぬことになるのである。この思想を端的に表示したものは、謂ふまでもなく、イタリヤ草案である。イタリヤ草案は、一方

に於て、謂はゆる責任者と無責任者とを區別しないと同時に、他方に於ては、刑としからざる處遇とを區別しない。斯くして、そこには、單に『制裁』といふ語が用ゐられてゐるに過ぎない(四)。これは其の理論に忠なるものと謂はねばならない。

四　レンツは、イタリヤ草案を批評して、『責任と刑罰とのない刑法』だと謂つてゐる (Adolf Lenz, Ein Strafgesetzbuch ohne Schuld und Strafe, 1922)。

しかし、立法の技術の問題としては、少くとも之をわが邦の現下の立場から考へて見ると、刑法の改正に方つて、イタリヤ草案の體裁に倣ふべきかは相當に考慮されねばならぬのである。傳統的な責任の觀念は、其合理的基礎に於てすでに動搖を受けてゐるのであるとは謂へ、その觀念が、事實としてわれわれの社會に持つてゐる力は之を認めねばならぬ。さうして、其の觀念は、一方に於て、イタリヤ草案の如き體裁を刑法の上に認めることを相當に强く拒む傾を持つてゐるのである。われわれは、之に向つて無理に正面衝突を試みる必要はない。同時に、他方に於て、其の觀念の社會的作用は之を輕視してはならない。われわれは、之を十分に調節せねばならぬと同時に、其の觀念の社會的作用は之を利用することを忘るべきでない(五)。

五　この意味に於て、社會的責任論を採る者は、常に傳統的な理論を固守する者に對して、妥協を全うすることを拒まないのである。第一回刑法會議に於て、フェリーが其の保安處分論に付き、反對論者に對して常に妥協的態度を採つた事實は特に會衆の注意を引いた。

學說の發展の注意すべき其の二としては、謂はゆる教育刑論がそれである(六)。刑を以て一種の教育的方法と見るの思想である。わたくしの考へるところでは、教育刑論は、社會的責任論の當然の歸結である。謂はゆる矯正不能の犯罪人に對しても、なほ、刑の執行上、刑を教育的方法とするの態度は常にゆるがせにされてはならぬのである。しかし、或は社會防衛の語を用ゐ、或は矯正不能者の離隔と謂ふときは、往往にして、刑の教育的意

義が輕視されることになるので、玆に特に教育刑といふことが、正面から論議され理解されることを必要とするのである。まづ、一方に於ては、刑を教育的に執行することくらゐ、社會防衞の方法として有效なものはあり得ないのである。換言すれば、刑の教育的な執行は、犯罪に對する社會的方法として社會的エネルギーの最も經濟的な利用と謂はねばならぬのである。次に、それと同時に、他方には、謂はゆる矯正不能者に對して之を社會から離隔するに當り、それが常に教育的に取扱はれるといふことに因つて、社會乃至國家は、最も道義的に其の權力を行使することになるのである。學者動もすれば犯罪に對する鬪爭といふことを云爲するのであるが、社會乃至國家は、犯罪人と同等の地位に於て相競爭し相鬪爭するものではない。其の有形的な權力に於ては社會乃至國家は個人たる犯罪人よりも强いものであるが、同時に、社會乃至國家は、犯罪人に對し道義的に其の權力を行使することに因つて、其の有形的な權力に實に理想的な權威を持たせることになるのである。

六　教育刑といふことを特に主張する學者にランザがある。大塚學士『刑法の人道學派に就いて』志林第二九卷第八號第九八〇頁以下。なほ之を特に高調するはリープマンである。リープマンは國際刑事學協會ドイツ部會の最近のハンブルヒ會議に於てもインスブルック會議に於ても、之を高調してゐる。なほ、リープマンの Liepmann, Der Strafvollzug als Erziehungsaufgabe なる最近の論文が Frede u. Grünhut, Reform des Strafvollzuges 1927 に收められてゐる。

一派の學者に結果刑といふ語を使用するのがある。（例へばサルダニヤ）。其の趣旨は、從來の責任刑に對して性格刑と稱せられるところのものを、更に一步を進めてしか指稱するのである。刑の價値を、其の效果、卽ち刑の執行の結果に求めるのである（山口學士『プラグマテイズムの刑法理論』志林第二九卷第四號第四四六頁以下參照）。さうして、其の效果は、實に、刑が教育的に組織され執行されるところに成立するものである。サルダニヤ自身の語に從へば、『反社會的人格者を社會より驅逐するに非ずして社會に有用な一員として社會へ復歸するやうにすること』（山口學士前揭第四六六頁）が刑の作用であり、使命でなければならぬのである。

傳統的な立場に於て刑の應報性を說く學者中、特に一種の立場から刑の教育的作用を主張する者がある。それは、刑法上犯罪の輕重に從つて刑の輕重が定められるところに、國民をして、おのづから罪惡の輕重を知らしめるものがあり、そこに道德思想が涵養されるといふのである（七）。惟ふに、從來の刑法組織に斯やうな一種の社會的作用が營まれた事實は疑ひない。またこの意味に於て、刑法が社會に於ける道德思想の反影であり來つたことも之を認めねばならぬ。しかし、わたくしの立場から事を考へると、輕い犯罪であるから之を輕んじていいといふことはない。また、重い犯罪が固より重大視されねばならぬのは當然であるとはいへ、それでも偶發的犯罪に對しては社會は十分に寬大でなければならぬ。さうして、更に、輕い犯罪に對しても、累犯者に對しては社會は十分强硬でなければならぬのである。されば、刑の社會的意義を社會に理解せしめんとには、刑の斯やうな人格的意味を高調する必要があるので、單に犯罪の輕重を知らしめるといふのでは、刑の教育的作用は、要するに應報思想に執着するといふことより外に意味のないことになるのである。

七　シュミットが最近に之を說いてゐる。Gerichtssal, Bd. XCIII, S. 275, 以下に Bohne が書いてゐるドイツ刑法協會の會議の記事中、第二九八頁以下。なほ、大塚學士『ドイツ刑法協會の會議』志林第二九卷第九號第一一四頁以下參照。

しかし、從來の刑罰組織に存する斯やうな教育的作用は之を相當に尊重すべきであらう。さうして、刑法の規定の上に其の趣旨を存しつつ、しかもなほ、社會防衞に必要な人格主義の效果を實質に於て收めむとすることは必しも困難なことではない（八）。

八　例へば相對的不定期刑の制度がここに考へ付かれるわけである。刑法の上に各罪に對する刑量を定めつつ、その範圍に於て不定期刑の言渡を爲すことを得るやうにするのである。また刑と保安處分とを形式上區別することもこれに役立つことにならう。

六

刑法は、固より、或意味に於て、犯罪人——適切に謂へば個人——のマグナ・カルタである。しかし、しかくマグナ・カルタであることは、刑法の本來の使命であるわけでもなく、從つて又刑法の重點を爲してゐるものでもない。

罪刑法定主義は刑法の礎石にちがひない。人權宣言を基礎として發達した十九世紀の刑法は、刑法の使命として、第一に罪刑法定主義に氣が付いた。これは、中世の文化が近世のそれに推移するに付いての當然の出來事であつたのである。

しかし、刑法の本來の使命は、犯罪に對する社會の防衞にちがひない。さうして、罪刑法定主義は國家の刑罰權が不當に個人を害することを防ぐが爲めの原則であるので、實は、刑法が社會防衞を使命とすることの趣旨を全からしめむためのものであるのである。われわれは、いま、十九世紀の末期からして發達した刑法の眞使命に關する思想を適切に理解し、罪刑法定主義を其の適當なる地位に調節せねばならぬことになつたのである。

さりとて、われわれは、罪刑法定主義を排斥するのではない。否却つて罪刑法定主義の眞の意義を擴充しようとするのである。何となれば、罪刑法定主義の社會的使命は個人の正當なる地位を擁護し保全せむとするに在るので、さうして、刑法に於ける最近の理想は、犯罪人——苟も個人たる以上犯罪人——をもなほ人として其の正常な地位に復歸せしめむとするものであるからである。從來の罪刑法定主義は、罪なき者の不當に處罰せられることを防がむとした。また、罪ある者の不當に重く處罰せられることを防がむとした。之に對して、新らしい刑法の思想は、更に進んで罪ある其の者をさへ其の罪なき他の人人とおなじく正しき社會人たらしめむとするのである。之を徹底せむとするところに、傳統的な刑を捨てむことを敢てするものなのである。

ドイツは、さきに『自由刑の執行に關する原則』Grundsätze für den Vollzug von Freiheitsstrafen v. 7. Juni 1923 なるものを制定した。この規定は、行刑に於ける『教育及び社會教育』Erziehung und Soziale Erziehung を高調したものであつたが(一)、更に、新らしく、一九二七年には、行刑法案 Amtlicher Entwurf eines Strafvollzugsgesetzes, 1927 を公にして、刑法の改正案と共に、之を當面の問題としてゐる(二)(三)。

一 之に關しては大塚學士『國際刑事學協會の近況』志林第二六卷第二一號第一二八四頁に紹介があつた。なほ、之に關するリープマン及びフインケルンブルクの所說及び國際刑事學協會ドイツ部會の討議として、Mitteilungen der Deutschen Landesgruppe der IKV, 19. Versammlung zu Hamburg, 1924. S. 32 ff.

二 わたくしがさし當り接受した文獻としては、Liepmann, Der Entwurf eines Strafvollzugsgesetzes, Leipziger Zeitschrift, Nr. 17-18, 1927, S. 1037 ff., Freudenthal, Amtlicher Entwurf eines Strafvollzugsgesetzes von 1927, Juristen-Zeitung, 1927, Hft. 10. S. 697 ff. なほ、Frede u. Grünhut, Reform des Strafvollzuges, 1927.

三 最近に、一九二七年九月十一日から十三日へかけてカルルスルーエで開かれた國際刑事學協會ドイツ部會では、之を討議の題目の一にした。リープマンが、理論的の立場に於ての報告者になつてゐる。

其の二三の規定を擧げて見よう。曰く『自由刑の執行に依りて、囚人は、必要なる限り、之を秩序と勞働とに馴れしめ且累犯に陷らざるやう道德的に强からしめらるべし』と(第五七條)。曰く、『囚人は、嚴肅に、正しく且人らしく(menschlich)處遇せらるべし。其の名譽心を保全し且涵養すべし』と(第五八條第一項)。さうして、教育に關して第百八條以下に規定し、累進制に關して第百五十五條以下に規定してゐる。斯やうな精神は、從來の行刑法規には見えてゐないところである(四)(五)。

四　わが監獄法にも、無論、この種の規定はない。わが監獄法改正事業はこの新しい思潮を十分に考慮におくにちがひない。

五　わたくしは、ドイツの行刑法案の外にロシヤの一九二四年十月十六日の勞働改善法のことを考へねばならぬ。ロシヤのこの法律は行刑の語に代へて勞働に因る改善といふ語を用ゐてゐるのである。この法律に關して、正木學士『監獄學とソヴイエト・ロシヤの勞働改善法』志林第二九卷第九號以下所載。

蓋し、法律殊に私法に於ける謂はゆる自由法運動は、法律の解釋に依つて、『公正』といふことに關する新らしい觀念を法律生活に入り込ませようとするものである。刑法に於ては、罪刑法定主義の結果として、自由法運動は、少くとも學說上多く活躍するところがなかつた(六)。しかし、私法に於ける二十世紀の斯やうな思潮は、刑法に於ては政策問題として現はれた。刑法に於ける目的刑論は、刑法の基本觀念に變更を與へると同時に、刑法の分野を政策の方面に擴大したのであつた。さうして、それはひとり擴大に止まらないで、刑法の重點がそこに移されることになつたのである。

六　わたくしは、わたくしの『罪刑法定主義と犯罪徵表說』(大正七年)の前半に於て之を論じておいた。わたくしは、刑法の解釋論に於ても學者の傳統的な態度が改められねばならぬことを主張して見た。——さて、事實に於ては、刑法の自由なる解釋が、判例に依つて、刑法の進化の上に一種の影響を及ぼしてゐることは疑ひない。この點に付いて、大塚學士『刑法の發達に於ける判例及び成文法の作用』(志林第二九卷第十一號第十二號所載)參照。

刑法の重點の斯やうな變遷は、國家の職能に關する思想の最近の變遷と相呼應するものと謂はねばならぬ。ドイツ共和國憲法第百五十一條第一項は規定して、『經濟生活の組織は各人をして人たるに値ひする生活を得しむることを目的とし云云』としてゐる。若し、人權宣言第一條に示される自由平等の原則(七)が、其の個人主義に於て從來の罪刑法定主義と相並んでゐるものであるならば、『人たるに値ひする生活』の原則(八)の適用として、玆

刑法の新らしい思想——刑法の社會化とわたくしは呼びたい——が考へられるわけである。犯罪人も亦社會に對して其の生存權を對抗し得るものなのである(九)。この意味に於て、犯罪人に對する社會の處置は、最早、決して、『爭鬪』Iutte, Bekämpfung の語を以て表示せらるべき性質のものではない(一〇)。

七　人權宣言第一條の規定は、特に之を玆に明かにするまでもなからう。曰く『凡そ人は其の出生及び生存に於て自由及び平等の權を有す』と。

八　ドイツ行刑法案第五八條第一項に謂はゆる『人らしく』menschlich 處遇すべしの語は、一九二三年の自由刑執行の原則第四九條から見えてゐるところである。之はドイツ憲法第一五一條第一項の menschliches Dasein の語を當然におもひ出させるものである。

九　ここで、當然に死刑論にはいるわけである。わたくしは、死刑の廢止が文化一般の趨向として疑なきこと、さうして、わが臨時法制審議會の刑法改正綱領が『死刑無期刑に該る罪を減少すること』としてゐることを擧げておきたい。

一〇　アシャッフェンブルクが其の著を『犯罪及びその鬪爭』Aschaffenburg, Das Verbrechen und seine Bekämpfung, 3. Aufl., 1923 と題してゐるのは、『犯罪』に對する鬪爭で『犯罪人』に對するのでないから意味を爲すといふことにならう。ロンブローゾが其の著を『犯罪、其の原因及び救治』Lombroso, Le crime: causes et remèdes, 2e éd. trad. fr., 1907 としてゐる方がふさはしいとも謂ひ得よう。

刑法の重點のこの推移は、刑法が今後政策的に大に發展せねばならぬことを明かにするものである。しかし、同時に、それは、刑法の法律學的意義——刑法の解釋に於ける概念の構成即ち其の定義及び區別——にまた大きな變遷を來たさねばならぬものと謂はねばならぬ。わたくしの從來主張する刑法の主觀主義的解釋は、この立場に於てのみ批判を期待してゐるのである。

(完)

刑政第41巻第3号
矯正図書館

刑政時論

この頃

錢湯にゆくと「二色刷」のお布令が出てゐる。見出しは「選擧心得」となつてゐるけれど、一、何々と記したおしまひがきつと「犯罪になります」で結んである。その赤刷の「犯罪になります」がズラリと二十幾つと並んでゐるのには驚く。まるで選擧と云ふものが「犯罪」と同居してゐるやうに一寸見ると感じられる、そのせいかいつかの新聞に、自由勞働者や銀座の商人や、百貨店の番頭や、電車の車掌やそうした人々の街のとゞろとして「いやもう、折角獲た選擧權ですが、何だかおつかなくて、うつかりするとすぐ御用ときさうでビク〳〵してゐます」と云ふ告白を載せてゐたが、ほんとうにしらうとにはそんな氣もするであらう。

昔日本橋の袂に「御制札」と云ふものが立つてゐて、

一、何々すべからず

一、何々すべからず

右條々堅くお守候べき事

とやつてあつたさうだが、あのおどし——今日の言葉で奇麗に云ふと一般豫防である。——あれは坊やに「泣くとお巡さんにつれて行かれるよ」と云つたり、「云ふことを聞かねえと臭い飯を食はせるよ」と云つたりする、あれも實は利目のないことはない。

未開時代の部落で、不正者は放逐されたり、今日の村落で「罪」にかゝはつた者を除外する、あれも犯罪の豫防にはなる。しかし

我々の

理想から云へば、何々すべからずだの「犯罪になります」は實際不愉快である。選擧の公正を宣說し、理想候補者に對する貴い清い投票を勸誘したものを欲する。斷つておくがお湯屋に吊つてあるお布令は、內務省がけがをさせまいとする親切心からこの「犯罪になりますよ」との警告であることは萬々承知してゐるが、それでゐて、感ずるところは選擧の正しい清い快味ではなくて、罪に裏書された不愉快さであることを如何ともすることは出來ない。

我々は刑政に從事する者なるが故に直接その行ふところは、「犯罪の善後」である。既に生起した犯罪の後仕末である。だから罪になりますよと警告するより、も一つ次の仕事である。

がしかし、わが刑政も所詮は「我等の理想的社會の建設」(罪なき國刑なき國の創造)に對する一方面の事業である以上、累犯の防壓——再び罪を犯すなよと云ふ警告でなしに、もつと積極的な全人的な生活の指導、理想生活の規範となるべきものゝ提示と云ふところに進んでゆかねばならぬ。かうなつて來ると刑政は文字通りの刑政ではなくて、よりよき政治、明るい政治、燃ゆるが如き「全人創造」の教育的事業にまで範圍を擴げるに至るのである。

◇

刑務所は人を入れるところではなくて人を出すところだ——と主張された、まことに結構なことである。人間の燒直し場、るつぼが刑務所の役目である。だから、單に心的に生れ更るばかりでなく、前生活の改變を企てる爲に、手に職技を授ける、出てから正當な生業によつて食つて行けるやうにする、——それは尤もなことで、さうなくてはならぬ。

ところが現在實際を調べて見るとなるほど刑務所の中には

大工場

もある、實習場もある、農園もある、收容者はせつせと働いてゐる。が、果して刑務作業が彼等に出てから後の職技として役立つたか、刑務作業によつて飯の種が出來たかと云ふと、實務家は殆ど、之を否定する。收容中の作業と、收容前の職業との連絡はとにかくとして、收容中の作業と、釋放後の職業と何等連絡がないのが大半であると云ふ事實は、この刑務事業の目的理想と合致しないではないか。尤もこの不一致を示すことについては刑期や、收益豫算の關係や、その他種々支障を來すべき原因はあるが、それだと云つて行刑の目的は目的、實際は實際、理想と現實とはとかく一致しないのでねえと問題が問題だけに濟ましてはゐられないではないか。

今日保護事業家が、釋放者の就職につき困難を感じてゐるのは、一つは根底的に「前科者」に對する別視觀念が邪魔をしてゐるのではあるけれども、ま一つには殆大部分が技能未熟練者であるために、自由勞働位より使へないからである。この欠陷をくつがへさんとしてか、頃日

當局が

收容者全般の勞働調査を各刑務所に命ぜられたことは、吾人の先述するが如き感想と同趣意から出でゝゐるものとすれば、さもあるべきことで洵に結構なことである。がしかし若し之を徹底的に行はんとすれば——是非行はねばならぬのだが——少くとも現在の作業組織を著しく改正するの要あることは少しく刑務作業の實情を知れるものならば直に感ずるところであるが、吾人は行刑の偉大なる目的遂行のために著々として新計劃を行ひつゝある現當局に對して期待するところ大なるものあることを提言したい。

(虛生)

刑政第41巻第3号
矯正図書館

性格異常と犯罪 〔上〕

——(刑事心理學の一節)——

勝水淳行

一、中間者と犯罪

性格異狀者と云ふ語の中には、色々の種類の性格者を包含し、學者によつて意見を異にするのであるが、ここには主として所謂中間者・偏執狂・癲癇・ヒステリー と犯罪との關係を取り扱つたのである。

先づ最初に取り扱ふべき中間者と云ふのは、全く病氣と云ふのでもなく、又全く健康とも云へない部類に屬するものを指すのである。ロンブローゾはこれを稱してマトイド(Mattoide)と云つてゐる。

この中間者の概念は、例へば健康者と狂人との間に、截然たる區別があるかと云ふに、單純に考ふれば、その間に截然たる區別するやうであるけれども、嚴密に考査して見ると、何處から何處までが健康な人かと云ふことは一寸困難である。例へば色の濃淡の樣なもので、その一つから他へ移つて行くのを決定するのは困難であると同樣である。健康な人であつても、その感情を刺激することが甚だしい場合には、常軌を逸して殆んど狂人に類するやうな言動を成すことがある、その點を以て直ちに狂人と云ふ斷定を下すことは出來ないのである。そこでこれは確に狂人であると云ふように決定するには種々の病理學的或は解剖學的の觀察を下し 而して後に、狂人であるか無いかを、決定するのであるが、常人にも狂的色彩があり、また狂人にも普通の精神狀態と見らるゝやうな場合があつて、甚だその限界が曖昧である、その曖昧な間に在つて、狂人でもなく、健康人でもない或ものを中間者と云ふのであるから、これまた甚だ曖昧な言葉ではあるけれども、併しながら犯罪人を多く取扱つた經驗のあるものは、矢張この中間者なるもの、存在を否認するものはない。

これ等の半狂人的犯罪者中で、政治的特質或は政治的色彩を有する犯罪者は、非常に不思議な生活をなし、屢々幾多の小冊子を書いたり、或はこれを出版したりする異狀徵候を特質として有して居つて、その最も低い程度の教養であるのに係はらず、最も高度の問題を取扱ふのである。フエリーはラザレッチ(Lazzarettis)やマ・ヂオヌ(Magiones)やパサナント(Passanantes)やギトー(Guiteaus)やマクレアン(Macleans)等の如きを指して、所謂中間犯罪者の一例であるとして居る。我國に於ても或は勞働問題若くは社會主義的犯罪の中には、教養として は極めて不完全であるのに關はらず、堂々として勞働問題の理論を說いたり、若くは社會組織の不完全なることを論じて、立派な學者をも驚かすような說を吐くものがある。それを以て直ちに中間者と稱することは出來ぬまでも、少くともフエリーの觀察に相當するやうな犯罪者の存することを見るのである。

これ等の中間者の中には、その病的作用が然らしむる冷酷からして表面的にはそれほどの理由もなくして、最も慘酷な犯罪を行ふものがある。即ち外面的には何等の理由もなくして殺人の行爲をなし、或は野獸的性質によりて人を殺し、或は又戀愛の葛藤によつて他を殺し、或は人類に對する憎惡によりて殺人の行爲をなすものがある。而してこれ等の半狂人的犯罪者に對しては、特に綿密なる醫學的判斷を要求すべきもので、單に一片の法律的觀察を以て、左右すべきものでない、然るに今日の取扱狀況は、多くは非科學的に「片付主義」によりて、サツサとよい加減に片つけられてゐる不幸者も少くないのである。

而してこれ等の病症による各形態は、世人の想像以上に多いのである。精神病理學の進步せる最近の結果は、もと過度的狂人とよばれて、種々の偏執狂の中に含ませてゐた精神異常の不思議な形態の大部分を、この種の中間者の中に含ませる樣になつたのである。

二、偏執狂と犯罪

偏執狂(Paranoia)とは、知覺、思考の連絡、記憶及び精神運動には何等の障碍がないけれども、判斷力に障碍を來たし、一種の妄想を主症候とする病氣である。

今その症狀を見るに、不機嫌にして人を嫌ひ、蟄居して職業に從はず、周圍に對して常に恐怖心猜疑心を懷き先づ被害妄想を生ずる。而して見るもの聞くもの皆悉く的危險がある如くに思考し、遂には一定の居所に居るこ

とさへ出來ず、フラ〳〵と家出をなし、山林の間に姿を陰すことがある。此の如くにして遂には心の中に牢固として拔くべからざる妄想城府を築くに至るのである。

この外尙ほ種々の誇大妄想が起るのを通例とする。例へば世人が自分に對して此く危害を加へんとするのは、吾輩の人格が偉大なのを羨んで嫉むが爲めだと信じ、自己を以て大偉人なりと信ずる如きの類である。或は又最初から自家感情が異常に昂進して誇大妄想を發生するものがある。この場合には、大抵自己を以て高貴の子孫であるとか遠裔であるとか思ひ、現在の父母は眞實の父母でなく、實際は貰はれ子だとか拾はれ子だと信じ、色々な理窟や證明をして自己の身分の貴いものであることを主張するのである。彼の有名な葦原將軍の如きはこの種に屬するものである。而し或るものは新宗教の創立者となり或るものは豫言者として現はれ、或は特種の靈力を有する事を主張するものもある。天理教の教祖大和のおくめの如き、大本教の教祖おなを(?)の如き、は皆このパラノイヤの一種であつたとは醫學者の鑑定する處である。

或は又時としては夫婦間の嫉妬妄想が主症候として現はれることがあり、或は好訴症となつて現はれることがある。好訴症は好訴妄想、嫉妬妄想の結果發生し、若くは他の事故に原因して起るのを通例とする。この病け己れが權利を法廷に訴うるを主症候とする。その意義は清明にして、法廷に於ける辯論は流暢にして、理論も整然たるものがある。而してこの好訴妄想の結果は、往々直訴等の不敬行爲に出づることがある。

この病氣は知覺には障碍がないけれども、時としては妄想に關係ある幻覺や錯覺の生ずることがある。而してこの幻覺錯覺が往々犯罪を惹起するのである。又一般に意識が溷濁し、觀念の聯絡は普通であるけれども、その思想の中心は常に妄想と云ふことにある。

感情に關しては、自我感情が異常に昂進し、自我を傷ける様な刺激は、極めて微細な刺激でも、直に反應を呈して憤怒を現はし、その爲めに殺人傷害等の犯罪行爲に陷ることがある。而してこれ等の病者は、他人を批評することはあるけれども、決して自ら反省することなく、勿論病氣に對する自覺は少しもないのである。又記憶は長期に渡つて保存せられるけれども、その追想する事實は、多くは自家の妄想の材料とするに過ぎない。

要するにこの症狀の特徴は、妄想が觀念の中心となり、それによつて凡べてを律しようとするから、外界の眞相と自家との間に非常な懸隔があるから、動ともすると犯

罪的行爲や暴行を敢へてして憚らざるに至るのである。而してこの妄想は數年の後に至れば勢力を失ひ、其訴ふる所も少くなり、且つよく仕事に從事するものもあるが、全然全治したのではなく、單に妄想の活動力が弱くなつたに過ぎないのである。故に自我感情を傷ける如き刺激は、愼んで避けねばならぬ。

この偏執狂の一種にミスデイズム(Misdeis me)と稱する疾病がある。これは特別の重大な理由もないのに、軍人が一時に數人の仲間や上官を殺傷する殺人狂である。

この疾患は癲癇と等しく、甚だ恐るべき結果を招來するから、その慘劇を避けんとするには、徵兵檢査の際には、特に注意しなければならぬ。

而してこれ等の犯罪に對して、死刑を以て臨む如きは、愚の至りであるとフエリーは論じてゐる。我國に於ても大正十一年頃(?)朝鮮人が、大久保附近で突然暴れ出して、十六人の朋輩を斬つたことがあるが、これ等は或は偏執狂の一例ではなかつたかと思はれるのである。

三、癲癇と犯罪

次ぎに注意すべきは癲癇と犯罪との關係である。癲癇患者の特徵は、習慣的に突然痙攣を起して顚倒し、意識を喪失する症狀であることは、從來認められた處であるが、臨床的經驗の結果は、精神障碍のみで、痙攣の伴はぬものがあることを知る様になつた。今その症狀を見るに、種々の程度の意識溷濁を發作的に起すものがそれで、これを大別すると意識全体の喪失と共に來る重き痙攣發作、輕度の搐搦を有する失神發作、他に何等の症候なく單に瞬時間意識の喪失する氣絕發作、及び眩暈發作等である。其他意識の溷濁に伴ふて幻覺及妄想の發生するもの、又意識の溷濁なく感情異常或は衝動行爲の發作を以て現はれるものもある。

此の如く癲癇には種々の程度と發作の樣式を異にするものがあつて、全然無意識の場合には、却つて他に對する危險が少いけれども、輕度の意識溷濁の場合には、犯罪的危險の度が多いのである。即ち單に憤怒又は殘酷なる衝動的行爲として現はれる場合の如き是れである。

今この患者の精神生活の概略を觀察するに、痙攣發作の伴ふ時は、全く無意識狀態に陷つて、それが爲めに往々突然打つ倒れて身体を傷けたり、或は火中にのめり込んで、燒死したり、或は水に溺れて溺死したり、その他自ら舌を噛み切る様なことがある。而して輕度の意識溷

淘の狀態に於ては、性慾の異常昂奮を見、又その意識活動は極めて衝動的であり、始終不機嫌であり、或は脅迫觀念に襲はれて、それが爲めに極めて些細な刺激にも、異常の反應を現はすことがある。而して脅迫觀念に襲はれる結果或は錯覺を生じ、或は幻覺を感ずることがある。

此の如き場合には、强烈な憤怒の感や、或は恐怖の感が昂進して、その爲めに夢中になつて暴れ出し時には殺人行爲をも演ずることがある。而も癲癇患者の特質として、その發作は恰も夢遊に近い狀態で、患者は意識を回復し、普通に談話し、日常の行爲をなし、その職務をもなすが如くに見えても、外見の如くに普通の意識狀態にあるのでなくて、その發作期間になしたことを、意識回復の後に於て、少しも知らぬのが常である。

而してこれ等の發作は、いづれも外界の刺激とは比較的に無關係に起るものであるから、外から見てその昂奮の原因がどこにあるかと云ふことを怪まるゝことが少くない。誰れも怒らせるやうなことをしないのに、突然恐ろしい見幕で怒り出すやうなことがあるのはその一例である。

又この患者の共通特質として、性慾の異常昂進を見るのである。元來生殖行爲と癲癇性發作とは、頗る相似た點があつて、筋肉の緊張、意識の消失等は、何れも双方に見られる處である。從て癲癇患者は幼少の時から、この種の犯行をも敢てするのである、

次に又この患者は、破壞性を帶ぶる傾向がある。凡べて生物、無生物の何れを問はず、これを破壞せんとする傾向があつて、これが爲めに破棄傷害殺害自殺等の行爲を演ずることが往々ある。

此くの如く癲癇性の傾向のあるものは、行爲が爆發的であり、又强烈な刺激にあはねば精神の安靜と滿足とを得ることが出來ず、又氣質が極めて我儘で偏狹で且つ衝動的である爲めに、何等の思慮も分別もなく、又目的も動機もなく、突然衝動的に暴行をなし慘忍なる犯罪行爲をなすことがある。此の如き發作狀態に於ては、單に感情の方面だけが活動して、所謂知識や意志の作用は感情の爲めに壓迫せられて、全く一種の破壞狂となり、その面貌までも昂奮して物すごい姿体となることがある。かくして平素は溫和な性格者たるに係はらず、不意に自殺を企てたり、或は慘酷なる犯罪を爲すに至るものが往々にしてあるのである。

ロンブロゾーはこの癲癇と生來犯人との病理學的解剖

學的比較をなし、この兩者は似た特徴を以てゐるとして、左表の如き研究の結果を發表してゐる。

	生來犯人	癲癇	隔世遺傳	進歩停止現象	病的現象	特別現象
頭蓋骨						
容積過大	+	+	…	…	…	…
容積過小	+	+	+	+	+	+
硬變	+	+	+	+	+	…
外骨腫	+	+	…	…	…	…
不對稱	+	+	…	…	…	+
中央後頭部の窩	+	+	…	…	…	…
過大なる頭蓋率	+	+	…	…	…	…
强く彎曲せる眉	+	+	…	…	…	…
低く凹みたる額	+	+	…	…	…	…
腦水腫前頭	+	+	…	…	…	…
頭蓋葉狀骨	+	+	…	…	…	…
種々なるオーミヤ形骨格	+	+	…	…	…	…
前額骨の縫合線	+	+	…	…	…	…
骨質聯合の早熟なもの	+	+	…	…	…	…
斜めの眼窩	+	+	…	…	…	…
顏面						
狐猿屬の附屬物	+	+	…	…	…	…
顎骨過大	+	+	…	…	…	…
大きく秀でし顏骨	+	+	…	…	…	…
大きく凸出せる耳	+	+	…	…	…	…
顏面の不對稱	+	+	…	…	…	…
藪睨	+	…	…	…	+	…
女の男性的相貌	+	+	…	…	…	…
齒のデイアステマタ	+	+	…	…	…	…
鼻骨の畸形	+	…	…	…	…	…
齒の畸形	+	+	…	…	…	…
顏骨過大	+	+	…	…	…	…
腦						
割れ目の畸形	+	…	…	…	…	…
輕小	+	…	…	…	…	…
大腦肥大	+	…	…	…	…	…
皮膚の組織的變化	+	…	…	…	…	…
腦膜炎の形跡	+	…	…	…	…	…
身体						
胸部不對稱	+	…	…	…	…	+
擾握力ある足	+	…	…	…	…	…
左手利き	+	…	…	…	…	…
ヘルニア	+	+	…	…	…	…
掌の線の單純	+	+	…	…	…	…
內臟病害	+	+	…	…	…	…

これによつて見ると、隔世遺傳的犯罪人に現はれた事實は、凡べて癲癇患者に現はれてゐる事を知ることが出來る、して見ると、癲癇性異常は、生來犯人と等しく、神經組識の高等中樞が、不完全であることをも演繹することが出來る。而して觀察の結果はこれを證するのである。今その然る所以を左に例示しよう。

	生來犯人	癲癇	隔世遺傳の現象	進歩停止病的現象	特別現象
皮膚					
不自然なる皺	+	+	...	...	...
稀少なる髭	+	+	...	+	...
黄色の皮膚	+	+	...	...	...
文身	+	+	...	...	...
縮れ毛	+	+	...	...	...
發動的異常					
左手きゝ兩手きゝ	+	+	...	...	...
反射作用の不自然	+	+	...	+	...
瞳子の不對稱	+	+	...	...	...
不自然の輕捷	+	+	...	+	...
官覺的異常					
觸覺遲鈍	+	+	...	+	...
苦痛の關係的無感覺	+	+	...	...	...

	癲癇	狂氣、癲癇兩親の老	アルコール遺傳	酒精中毒其他
非常なる視力の正確	+	+	...	...
聽味嗅覺遲鈍	+	+	...	...
左手知覺	+	+	...	...
幻覺	+	...	...	...
心理的異常				
制限ある知力	+	+	...	...
情緒的遲鈍	+	+	...	...
道德心の缺乏	+	+	...	...
悔恨缺乏	+	+	...	...
兒惡	+	+	...	...
自活の缺乏	+	+	...	...
淫奔	+	+	...	...
誇大なる宗敎信念	+	+	...	...
浮浪	+	+	...	...
早熟	+	+	...	...
虛榮心	+	+	...	...
見せかけ振	+	+	...	...
怠惰	+	+	...	...
無分別	+	+	...	...
卑怯	+	+	...	...
賭博の熱情	+	+	...	...
狂暴	+	+	...	...
偏執狂、狂亂	+	+	...	...
盲	+	...	...	...

の程度の高いものになると、夜中起きて出て、あてどもなく附近を徘徊したり、或は手紙を書いたり、画を書いたりして、而も覺醒狀態に返ると、その發作時の行爲を少しも記憶してゐないのである。

尙ほこの衝動性の現はれとして、氣分が刹那的であるから、氣まぐれのことが多く、他人との交際が圓滑でなく、酒を嗜み、色に耽り易い傾向がある。これが爲めに犯罪を構成することが少くない。一般に癲癇性異常者は向ふ見ずの傾向があるが、それと反對に又怯懦な點がある。自分の氣に入らぬとか、己れの好かぬものゝ言行に對して、甚だしく憤慨してその言說を批評し罵倒し、非常に向ふ意氣が強い樣に見えることがあるけれど、さてそれならばと云つて、自ら進んでこれを是正するの態度に出づるでもなく、徒らに漫罵する丈けのものである。或は又衆人の前に出で、自ら矢表に立つて自己の意志を發表せねばならぬ樣な場合でも、或はこれを避けたり或は他人をして代理をさせたりして、自らは陰に居つて氣を揉んで見たり、又は不平や愚痴を並べたりする風がある。

此の如く癲癇性異狀者の精神は、何れも不健全な作用が主調となつてゐるけれども、又その反面には、頗る深

又この衝動性の爲めに時々寢呆けることがあつて、そ

又この思慮の偏狹な處から、猜疑心が強く邪推深くして、人を信ずる事が出來ず、心中常に不安の情に滿ち、獨り悶々として暮らし、甚しきは自分の夫若くは妻をすら疑い、これが爲めに夫婦間に慘劇を演ずることがある。

又衝動性が強くして喜怒哀樂の情が強く、加ふるに昂奮性が強いから、僅かの事にも怒り易く、他と爭ひを生じ、調和することが出來惡くい。

切で丁寧な點もある。之れが爲めに、善良な性質謹直な性格者として誤解せられることがある。處が何か一寸した事の行き違いから、感情異調を呈して來ると、爆發的に感情が昂奮して、罵詈讒謗を極めたり、或は殺人放火等の慘忍な暴擧に出づることがある。忠實なりし雇人が僅かな叱責に怒りを發して、主家に放火したり、或は仲のよい夫婦の間でありながら、一旦の怒りに觸れて妻を殺したなどの行爲は、この種の性格異常者の中に往々見られる所である。かゝる性格異常者は、特殊の痙攣發作を伴はぬから、平素は通常人として取扱はれてゐる場合が多いけれども、その精神作用は、病的素因によるものがあるから、犯罪を取扱ふ上に於ては、特に注意せねばならぬ所である。

正	誤
前號卷頭言中下記の二項を訂正します	
Gauzheit は Ganzheit	
△ ○	
アドルフ・ゲンツはアドルフ・レンツ	
△ ○	

◇曉　　みのる生

酉さす東雲の空を遙に仰いで、
徹夜に疲れし看守は
今其の心に何を感じたであらう？

ほのかに白く滿開の梅は
丈餘の塀の中に
僅かにその美を誇る。

然してその美は
疲れし看守の心に
何を刻みつけたであらう？

東天は刻々に輝きを增す。
明るみのもと
一對の美を見る……

◇不二　　裾野生

富士の嶺は見れば見るほど清高く大和心
のあらはれにかや
水道の口より滴るゝ水の音きくさへ冷ゆ
る今日の寒空

噫津路嘉十郎氏

津路市谷刑務所長がなくなられた——と云ふ情報は全く驚異であつた、東京に居るものでも信じられなかつたほどだから、地方の人々にとつては全く寝耳に水であつたらうと思ふ。昨日まで否今日の午後まで元氣のよかつた津路氏が突如夜になつて重態に陷り翌日はもう「訃」を報じなければならぬとは、全く、常ならぬ人世の果敢さを覺らされたのであつた。

津路氏は別文弔辭の中にも叙べられてゐるやうに、金澤の生れで明治大學卒業の翌年から司法官試補として東京詰となり、それから十四年間は司法官として各地に轉補されてゐたが、大正十二年以來刑務界に投じその人格と溫良なる執務ぶりで、「所長」として廣島に勤められてゐたが舊年十一月市谷に榮轉せられ、本人も非常に乘氣になつて進んで刑務界に一身を捧げんとしてゐられた。それが果せずして卒去されたのは嘸々本人も殘念であつたらうし又事業のためにも惜しむべきことであつた。

氏は北國の產だけに崇信の念篤く殊に廣島に住して以來は親鸞教徒として信仰篤く、常に念珠を手にし、子女にも常に法悦生活の尊さを訓へられてゐたそうである。

一月二十二日逝去の日から三夜の御通夜を經て一月二十五日午後一時葬儀は築地本願寺本堂に於て修せられた。

午後一時、棺前の莊嚴うるはしく花環に包まるゝ靈前には薰煙徐に立のぼりて故人のために涙あらたなる人々の集ひ賑々しき中に、葬儀は開かれ、東京出張所長後藤環爾師大導師として結衆を從へ入場し、燒香の後散華樂文正信偈、念佛和讃廻向と續經しめやかに修せらるゝ中に遺族の燒香も了り、次で弔辭にうつり、市谷刑務所職員總代として伊藤典獄補、全國刑務所長代表として有馬豐多摩刑務所長、刑務協會々長松井和義氏、輔成會々長鈴木喜三郎氏（香川理事代讀）明治大學校友會總代牧野賤男氏、友人總代前代議士名川侃市氏、東京辯護士會々長木內傳之助氏、明治大學々長橫田秀雄氏の弔辭

あり、併て弔電は近藤刑務協會主事朗讀、導師結衆退出の際、親族友人總代として松井行刑局長より挨拶あり、之れにて式を終り、午後二時より三時まで隨意燒香告別のため關係諸氏の參詣するもの引きも切らず、かくて午後三時過棺は再び靈柩車に運ばれて茶毘に附すべく去つたのもあはれであつた。

因に氏の訃報至るや本派本願寺は特に御染筆院號法名を下附し（勝德院釋了慶）、又築地本願寺が葬儀に干し一方ならざる好意を示されたる段は遺族並に關係者の深く德とするところであつた。

弔辭　本日爰に故正五位勳五等市谷刑務所長津路嘉十郎氏の葬儀を修せらるゝに當りまして恭しく靈前に捧して惜別の辭を申述べます。

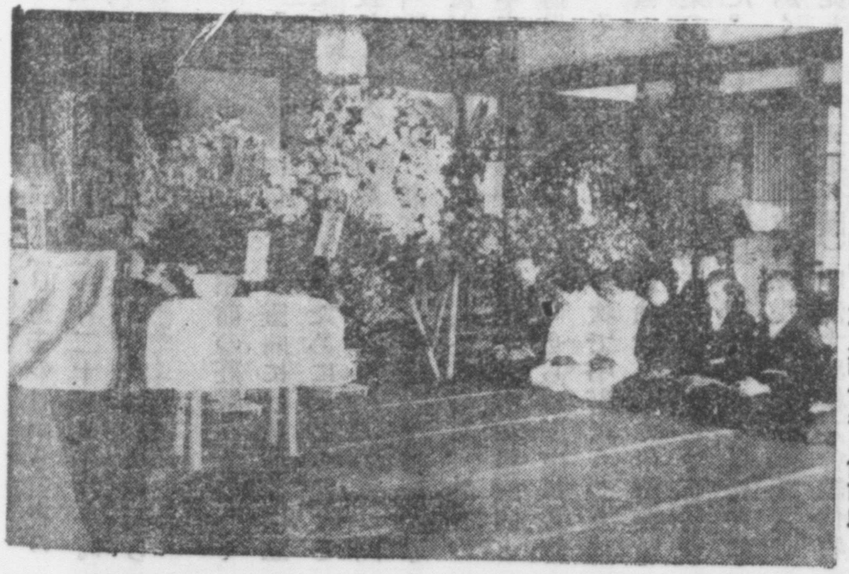
故前所長殿は明治三十八年以來十有四年間、身職を司直に奉せられてゐましたが、法の眞精神を徹底せしむるものは行刑にあることを認得せられ、大正十二年四月に職を刑務界に轉じ、身を以て犯罪者の改善に當らるゝことになりました。かくして昭和二年十一月の當初、當市谷刑務所に所長として着任せられたのであります が、氏の溫厚正直なる人格と、着實周到なる資性とは我等の常に敬慕するところで我等はこの眞長官の薫陶指教を仰いで德を修め職を勵み、以て我等が天職たる行刑事業の遂行に奉公の誠を盡さんと覺悟致して居りましたのに、不圖も卒如として逝去せらるゝに至りました。人世無常にして電光朝露の如しとは申しながら、餘りに事の意外なるに會ひ、驚愕悲愁交々至つて言を絶ち、思を陳ぶるを得ないほどであります。洵に悲しみ悼みても猶盡きざる思ひが致します。

今や我等は忽然として溫情ある指導者を失ひ、痛惜偲慕の情に勝へざるところでありますが、我等は慨くことを禁め、長く其德を仰ぎ、其教に基きて職務に精勵する覺悟であります。希くば英靈應現して指針を示し高敎を垂れ、我等が職務に對する精進努力を援護せられんことを、玆に市谷刑務所職員を代表して、虔んで哀悼の誠悃を陳べ奉る次第であります。

昭和三年一月二十五日

市谷刑務所
職員總代　典獄補　伊藤忠次郎

◇築地本願寺に於ける告別式



花環に圍はれたる靈柩に向て右喪主、未亡人、令孃その他、向て左松井行刑局長、有馬所長、故人義兄、伊藤典獄補、友人總代名川侃市氏

弔辭　謹みて我僚友市谷刑務所長正五位勳五等津路嘉十郎君の死を弔ふ

昭和三年一月二十二日君病を得て卒然として逝かる一大駭心の出來事とて我僚の悲痛之に加ふるものはありません、今や幽冥を異にし呼べども答へず叫べども應ぜず、唯た溫乎たる君の風丰髣髴として眼前に在る而已であります。

君は明治七年三月二日を以て金澤市泉町に生れ幼にして父を失ひ、學に志すも家に餘裕なく辛酸具さに嘗めて遂に今日の地位を得られたるも此間勤苦力行亦實に察すべきであります。明治三十七年七月明治大學法律科を卒業し同三十八年十一月判檢事登用試驗に及第し同年十二月司法官試補を拜命し、四十年八月判事に任ぜられ、米子、宇和島、尾道、玉島、笠岡、鳥取、岡崎等に轉補の後、大正十二年四月典獄として廣島刑務所長に補せらる、而して市谷刑務所長に轉補せられしは實に昭和二年十月而かも着任の日は翌月七日、即ち今を去る僅々七十有余日、如何に抱負滿々たるも之を行ふべく餘りに短少時に過ぎず、轉た殘念に堪へない所であります。

君人と爲り眞摯にして健實、浮華を喜ばず人に接して溫和快濶、春海の如きものがありました。而かも正論を持して濫りに他に讓らず、上司と雖議合はざれば倔々相爭ふの氣骨ありしと同時に下僚を慈み後進を誘掖し懇篤至らざるなし、且つ事務を視るに愼密改善を謀る熱誠、部下皆之に服す、斯くて又學生を愛好すること君の特質とする所にして現に五名の學生は君の援を受けて各々其志を遂げつゝありと云ふが如き、家兒鞠育の外尙此の事ある、又以て如何に君が國家有用の材を世に出すを念とせられしかを觀るに足るのであります。

是ある哉君は自ら奉ずる甚だ薄く、常に家人を誡めて曰く、子供等が皆成功する迄は昔を忘れん爲めに身に絹布を纏はず、何事も質素を旨とせよと、然して躬ら病床に橫はる最後迄ゴロ〳〵の綿服を着けられしは今更家人は勿体なかりしと云はれて居る位であります、嗣子嘉郎氏外二女子あり克く家訓に遵ひ必ずや他日先考の遺志を伸べ、父名を辱めざるを期せらる、君逝けるも後顧の憂あるなし、君亦以て瞑すべきであります、聊か蕪辭を述べて玆に恭弔の意を表します。

昭和三年一月二十五日

各刑務所長總代
豐多摩刑務所長　從四位勳三等　有馬四郎助



新坊ちやん物語 (三)

水晶の印判……祐筆の書いたお家流……奏任は何寸何分……斜にかまへた判の捺方……上か下でお冠をまげる……受付のユーモア

春日鹿二

行政調査會とか云ふものが、政府のどこかに出來て、局課の廢合や、省と省との合併やら所管換やら、屬官政治の弊害やらいろんなことを問題にしてコツ〳〵調査をしてゐるとか云ふことを新聞で見たやふである。

何にしてもお役所の特徴は小使室で炭をガン〳〵焚いてる癖に「人民控所」には火の氣一つないと云ふとの外に、矢鱈に判をベタ〳〵捺すと云ふことである。あゝ毎日毎日ベタ〳〵やつちや、靴や下駄のやうにさぞやさぞすり減ることであらうと思ふが、そこは長年の經驗は恐しいもので、ちやんと減らない工夫をしてゐる。實は自分も雇拜命と同時に、今まで判などは、欠席屆や和服着用屆に三文判を捺すことより知らなかつたのだが、早速文書主任の注意で印判を作ることにした、

「君も一つ印判を拵へたまへ、丈夫なのがいゝね、それに君は發送受信をすべてやるのだから、隨分捺さなくちやならんよ、僕なんかちやんと登廳するとすぐ山積する文書を一々、書き込む　そして親展とした奴は、一々本人に判を貰つて手渡すこと、後は狀袋を鋏で切つて書類を出すこと、尤もこれは、まめなうちの主任が大概自分でやつて呉れるから、僕は助手の役目をすればよい、なんでも物好きな所長になると、一々面前で開封しないと承知しないのがあるさうだが、こりやきつと一種の變態的なところがあるのぢやないかと思はれる。

一々文書を見渡してゆくと、隨分いろんな奴がある、その昔の祐筆の書いたやうな御家流があるかと思ふと、妙に右上りのまるで女學校の合同體操を見てゐるやうなのがあつたり、その文句が太政官時代の官廳文そのまゝの木づき紙へ一何々の事、と秀吉公の御墨附なんてい質のものがあるかと思ふと、こいつはハイカラなタイプライターでトン〳〵と輕く叩いたのなどは一寸愉快になるね。

あの宛名や差出人の書方なんても、のもあれで仲々厄介なんださうな、一行に職名と氏名と殿閣下を書くものだから、いやに平べつたく押並べても、まだ差出人の頭より下へ行くものでまるで足の下へ踏むやうに恐縮してあるのなんかは書いてる淨書係の苦心さんたん振がうたゝ同情に價する。

それにあの公職の印判だな、あれが、何々所長之印なんてえのが、あれで奏任官は何寸何分、勅任になると何寸何分、勅任になるさかいくら親任官でも何尺なんて大きいのはないさうだ、給料が奏任と勅任、勅任と親任とは可なり開きがあるが、判は僅か何分位の差違であると。して見るとよく

「お前とおれとは五分と五分」

なんか云ふのはきつとその邊から割り出したことであらう。

×　×

判のついでに役所にはまた起案用紙つてものがある。あれに何々の件……致可然哉と書いて出す、まづ起案者が判を押す、その上席が捺す、當該主任が捺す、各主任が捺す、典獄補が捺す、所長が捺す。と云つた工合で捺して廻る中には可なりの時間はたつ、一日やそこいらで濟まぬのが常例、ところがこいつ判の捺し方にいろ〳〵あつて、眞直に正しく捺すもの、斜にかまへたもの、逆立してゐるもの、捺す位置を無暗に端つ方へお義理のやうに捺すのがあるかと思ふと、大きな奴を自慢らしくドンとやるもの、まあ之で苦情がなければなんのことはないが、そこがそれ役人のことだ、席次のやかましい連中のこととて、上下の問題で可なり頭をつかふものらしい、彼奴は俺より下であるのに人の頭上へ捺

した――とこんなことでどうかするとお茶りをまげて、妙にこじれて容易に進行しないことがある、まるで嘘見たいな話だが、そんなこともあるさうだから馬鹿にならぬ、一めぐりして戻つて來た書類を見ると、捺印の仕方だけでもその人各の個性が出てゐる、ちやんと銀行員のやうにはつきりと正しく捺してあるのや、まるで肉のついてないやうな捺方や、今のそれ階級意識の濃厚な先生は、空地のないところへ無理に押込んで來て、捺してあるのなど、思はず噴き出したくなるのがある。判は判でも判で捺したやうにゆかぬとはこの判の話でわかるであらう。

× ×

どこの世界にもユーモアと云ふものがある、落語家ぢやないが、お可笑みはその邊にころがつて居ります一寸子供さんの云ふ事にも、又みなさんのお話の中にもこのユーモアつて奴はざらに御座います、だ。わが

受付事務の中にも、なか〳〵ユーモアがあると云ふものだ。

まさかと云はれるか知らないが、」時々端書に「至急親展」とれい〳〵しく書いたのが來る、「至急親展」とはつまり今日では當人に至急に確かに見て貰ひたいと云ふ意味なんだ、だからはがきでもなんでも、一寸さう書いときや、正直な發受係はきつとその取扱をすると云ふものだ、この傳で所長宛に來る書信の中には、第四種の二錢の口が、三錢はつて至急親展とやつてある、何かと思つて恭しく捧呈すると、孤兒院の寄附勸誘の刷物であつたりすることでも伺ひを立てゝ、「この儀如何取計ひませうや」と大時代に出てゐれば、大してまちがひはないことと合點して、「主任どの如何致しませう」を連發してなやましてゐる中には一日一日と役所の空氣もわかるやうになつて來た。

あらう佐倉宗五郎よろしく竹の先に訴狀のやうにくゝりつけて、夜を日についでそれこそ猛獸毒蛇の中を死線を超えて送屆けたのを受けとつて開いて見ると、本國の洋服屋から來た註文廣告の一枚刷であつたと云ふやうなところを見たが、この處そんな感じもする。

電報に封をしないことになつたときいたが、親展の電報があるから、うつかり開かれない、尤も暗號で來る赤紙つきなどは開いて見たところで、自分にはわからない。

まあ新米の中は何でも主任に聞くがいゝ。ときめて下らないことでも伺ひを立てゝ、「この儀如何取計ひませうや」と大時代に出てゐれば、大してまちがひはないことと合點して、「主任どの如何致しませう」を連發してなやましてゐる中には一日一日と役所の空氣もわかるやうになつて來た。

諸國行脚
その三

大岡越前守の墓

鎌倉立つて茅ヶ崎まで
義經腰越狀――龍口寺
越前守忠相公の墓北一里
忠相會と名士の奮起

電車が鎌倉を離れるとやがて長谷の停留所が迎へる、こゝから長谷寺內の名物、美男におはすと與謝野女史が推奬した大佛が拜まれる、次で江の島が近づくと腰越の里で、義太夫の「義經腰越狀」は人口に膾炙するところ、かの

「轟きに五斗はむつくと起き、アヽラぎうやう〳〵しや今打ちし鐵砲は陰に離れ陽に外れ筒に音あつて向ふに音なしム、扨は玉なきから鐵砲……如何に五斗今轟きたる鐵砲の五音の調子は如何に〳〵、ホヲ、乾坤二つの間を拔け、離の卦に當つて中切れたり、御兄弟の御仲讒者の爲にたち切つて鎌倉の怒强く敵半途迄寄せるぞ御油斷あるな三郎殿……」

のくだりなど聽衆をヤンヤとうならせる、賴朝の覇業が三代ではかなく消えのもこれ等が一大原因を成して居る。だがこの義太夫は享保廿年二月、始めて大阪の豐竹座で操人形として演ぜられ藝題も、「南蠻鐵後藤目貫」、さうして事實は蘭波戰記を材料に家康を諷したものである、爲に人氣は好評を博したが公儀から睨まれたので後、改作して「義經腰越狀」となつたのだ。

腰越の次が片瀨の町、江の島へはここから渡る、この地に龍口寺がある。有名な念彼觀音力刀尋段々壞、日蓮危難を免れた古跡で、日蓮の土牢といふのも殘り、よく土牢のある地方である。牢は籠を誤り、この土牢も實際は古墳の壕塹とか、及び俗に矢倉とも呼ぶ上から見て倉庫とかであつたらうと史家は云ふ、私もその方が妥當のやうに考へる。

尙ほこの地では建治二年に元の使者を伐り、弘安三年に再度の使者杜世忠の首を刎ねた、鎌倉幕府當時の刑場はここであつたのである。

藤澤驛で再び東海道線の汽車の客となる。

◇

茅ヶ崎在には古今の名判官大岡越前守忠相の墳墓がある、であるがために茅ヶ崎驛で一時下車をした。墓所はこの町內かと思つたら大間違ひ、北一里を隔てた相州高座郡小出

村堤の淨見寺内にあるのであつた。

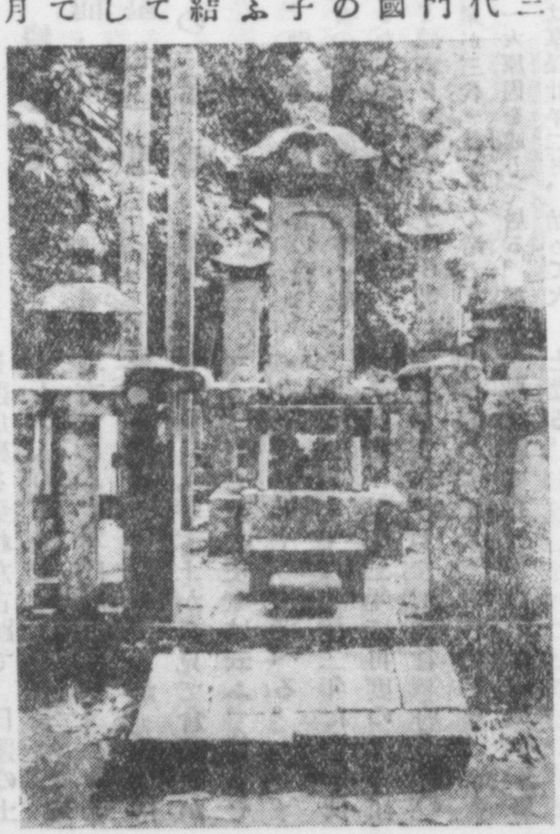
不案内な道は人力車を頼むに限る。それも極内車がよい、で賃金を聞いて車上の人となる。

大岡越前守の名はあまりに名高過ぎる、それで徳川時代の名裁判といへばみんな大岡さんのお裁きと心得とる、張り扇叩いて、高座でしやべる講釋師の大岡政談も實は江戸幕府三百年通じての刑事裁判判決錄を並べ立てゝるといつてよい、あれもこれも大岡頴智裁判のデツテルを貼つて流布された、黄門が光圀にとられたと好一對である、併し拷問萬能の時代にこの苛責に苦しむ者もなかつたし、又今日の如く物的證據裁判をして克く無實の罪に泣く者無からしめたことは矢張大岡さんであつた。こんなことを考へてゐる内に淨見寺に着いた。

◇

墓は寫眞の通りであるが第一に不審を起したのは江戸町奉行を以て鳴らしたこの人の墓がかゝる田舍にあることである、でいろ〳〵知り度い事が多いので住職の菱科顯順氏に會つて大略の説明を需めると同氏は即座に快諾して詳しく話して曩れた

文祿元年三月大岡家初代の祖忠右衛門忠勝は相模國高座郡堤村の自領に吾が子の菩提を吊ふ爲に庵を結び、薙髪して淨見と號した、さうして文祿三年六月十二日ここに逝去、その法號が大綱院殿忠譽窓月淨見大居士。のち慶長十五年に至り二代忠右衛門忠政は父のために庵を改めて堂宇を創建して法憧の地とし、且つ父の法號を採て窓月山淨見寺と名づけた。この寺の開山は柴田勝家の次男で病身の故に早く出家遁世した信蓮社深譽上人こと圓察大和尚である。爾來十代迄は



みなこゝに葬られて、その墓が並んでゐる。

◇

大岡家の發祥は大職冠藤原鎌足公十八代九條太政大臣兼實十五代關白左大臣尚經の末男九條善吉、故あつて三河國碧海郡大岡村に住し、姓を大岡と改む。その長男忠右衛門助勝初めて徳川清康、廣忠、家康の三公に歴仕し、武功によつて鎗一振及び廣忠の忠の字を賜ふて、是より以後代々忠の字を用ふ、助勝も亦忠勝と改め大岡家を興した。その長男忠右衛門忠政天正十九年五月三日家康より相州高座郡堤村の内三百八十石、及び寛永二年十二月十二日秀忠公より今郡大曲村にて二百二十石を賜ひ、後この堤村は別家大岡忠四郎が領した。

◇

大岡家は徳川氏の舊旗本に屬して居た、五代忠右衛門忠相享保年間江戸町奉行に任ぜられ越前守となり功績大にあがり加俸あり諸侯の班に列した、これ即ち本文の主人公である。寶暦元年十二月十六日逝去法諡、松運院殿前越州刺史從五位下興譽仁山崇義大居士とす。

大正元年十一月關東平野に於ける陸軍特別大演習に當り。大元帥陛下は埼玉縣川越町に行幸あり、勤王の志士に位階追陞の御沙汰あつてこの忠相公は從四位を追贈せられた。

現子爵忠綱氏は十三代に當る。大岡家の分家は多く宗家を合せて十軒あり、武州岩槻城主現在の子爵大岡忠量氏もその一族であるといふ。

◇

茅ケ崎驛の名所舊蹟標示板には大正二年四月から現はれて居る由。

墓地の廣さ六畝歩、大岡三家代々の墓を營み、五十基ずらりと并列し、忠相公の分には特に石の玉垣を繞らし、大正元年十一月二十二日贈位奉告式執行の標木も見える、關東大震災はこの名家の墓標を容赦なく潰倒せしめ、漸く大正十五年の春、彌縫的の修理が成つた、この震災では舊時の堂宇も倒壊し、今は唯敷地を殘すのみ、僅かにこの災厄を免れたのは堂側の庫裡であつた。この痛く荒れたさまを眼前にしては轉た懐舊の念に堪へず涙を催した。

墓には時折名士の訪づれがある、寺に藏する芳名錄によつてそれが窺はれる。

明治四十四年八月花房子爵、今年八月男爵菊地大麓氏、大正二年三月の贈位祭の際は衆議院議長大岡育造氏、土方伯爵、青木子爵、十井子爵等參列した、大正四年十一月には穗積陳重博士の名も見え、大正五年には特命全權大使安達峰一郎氏も立寄つて居る。

昭和二年十二月十六日忠相公の祥月命日には岸博士、山宮代議士外多數連袂參詣した。之はこの寺院と墓碑の復興を計り一面公の傳記事績の蒐集を爲す爲に忠相會を創立したからでもあるが、この擧によつてこの遺蹟の顯彰されることを讃仰する。

大岡忠相公墜域復興計畫趣意書には七十六名士の名が羅列されて居る。その中には伊藤長次郎、花井卓藏、穗積重遠、大岡育造、濱口雄幸、床次竹次郎、鈴木喜三郎、鳩山一郎、江木翼、澁澤榮一、平沼騏一郎、元田肇等の諸氏あり一龍齊貞山、桃川如燕氏なども加はり、泉二新熊、松井和義諸氏の名も交る、この實行委員長は岸清一博士である。

（e生）

刑政第41巻第3号
矯正図書館

新しい試みその五

教誨後の三分間

長崎巌　勝熊

□

余不敏を以て南冥の孤島鹿児島刑務所大島支所長の職を汚すこと三年有半、其間終始して、教誨の都度其前又は後に於て、行刑上必要なる訓諭、收容者として守るべき事項、釋放後善良なる國民として守るべき事柄に付き說示を欠かざりしが、最初一年余は、教誨又は說示終了後直に還房せしむるを例とし來りし爲、今迄最も靜かなりしものが、直に身體活動を起す結果、身體上にも精神上にも、急激なる變化を來す其爲に、現に直前迄聽聞せし教誨なり說示なりの要旨を充分に記臆し居るや否疑ありたるより、試に一人々々に就き聽聞なしたる要旨を問い試みしに、一割位は正確に答へ、三割位は稍感あり、殘りのものは記臆を辿り得ざる結果を得たり、茲に於て想ひ起すは、余拜命後十餘年間の經驗に、教誨終了後時餘にして犯則を敢てするものあり、「汝は本日斯く〳〵の教誨を聽聞しながら直に如此犯則を爲す洵に遺憾なり」と訓諭せし事一再ならざりしが、之等は折角熱心に教誨說示を施すと雖も、彼等が之を深く味ふの機會と習慣に乏しきに基因するものと思考し、又英國に於ては觀劇終了後觀衆は一同國歌を合唱し、最も靜かに秩序正々として些の混雜もなく退場すとの話を聞きたる事ありたるより、一は教誨說示を深く腦裡に印せしむると、一は英國々民の如く秩序ある行動をなさしむる爲に、教誨終了後、說者も被說者も其儘にて約三分間、教誨說示の內容を默想し、克く其要旨を捕捉し、然る後靜かに退場する事に改めし處、豫想通の結果を得、之迄退場の際は幾分ざわめく嫌ありしが、其後は全く其跡を斷ちたると、各本人が聽聞せし事柄の要旨を領得し居るを認め、此企の画餅ならざりしを嬉びたり、當所轉勤被命後も所長に意見を述べ幸に採用せられ今現に施行中なり、敢て叱正を乞ふ。

三月の行事

世界的となつた雛祭の話

その濫觴と變遷

春廼舎山人

▽

三月三日の雛祭は秩（はらひ）から出發したものです。今日でも六月と十二月に大秩といふものが神社で行はれて居るが、古へは三月上巳即ち初めての巳の日を除日として、秩の式を行ひ、不祥を除く日とした、雛はその秩具であつた。

雛とは鳥の子を指した名で、鳥の子は可愛らしい、それで人間の雛形（ひながた）をした小さなものであるから之れを雛人形、略して雛と呼ぶやうになつたのです。しかし秩具とした時代には雛とは云はなかつたと思ふ。今日も神社から大秩を行ふ前に人間の雛形をしたものを配つて來る、これを形代（かたしろ）と稱へる、さうしてそれは內裏雛のやうな形に紙を切つたものです。これに巳之年男とか午之年の女とか書いて神社へ持參すると神職はこれを集めて秩戸神（はらひどのかみ）の神前に神饌と共に供へて大秩の祝詞（のりと）を讀んで河に流すとか、火に燒くとかする。六月晦日の大秩を「なごしの秩」十二月大晦日の大秩を「年越秩」といふ、これを三月上巳に行つてゐたものです、從てこの贖物（あがもの）の雛は極々御粗末な、只人間の形に似せて造つたものであつたでせう。

この上巳に行つてゐたものがいつしか、三日となつた、これを宋書に、魏よりこのかた三月三日を用ゐて巳を用ゐずとありますから隨分古くから三日に行はれ來つたものです。

或る地方によつて節句の日は惡日を祭つたものであるといふ俗信を持つて居ます、これは古へに秩をしたことを誤信し言傳へたものと考へます、今も行はれる節分の鬼やらひの行事など、矢張この秩の變形であります。

我國で雛祭の始めは今から千三百五十余年の昔人皇卅代敏達天皇の二年としてゐますが、その根據は敏達天皇二年正月雛像を太子に勸め奉る、二歲にして取て其の男像女像を分け、內儀外儀を定む、既にして曰く、此は太夫の遊びに非ず、向後幼女の遊とせよと。

あるから云つたもので、この文の太子とは聖德太子に當り、太子の御聰明であつた事を記したものですが、この外に源氏物語にも載つてゐますが、ことはみな雛遊びを書いたもので、雛遊びとせば上巳に限らず、今日も兒女のまゝごと遊びは常にやつて居る、これを上巳雛祭の起源とする

ことはどうかと思はれます、しかしその何れにせよ、支那傳來の上巳の祓具と我國民性の優美な心を現はす雛遊びとがくつついて、かく發達したことには異議のないことであり、又その來るところは古いことに相違ないのです。

これは序ですがこの雛遊びのことを、凡そ物の大なるを馬と曰ふ、小なるを雛と曰ふ、此の戯みな小さき器を用ゆ、故に名づくと說明した本がある、今なれば小さいものを豆人形、豆本などといふから豆遊びとでも云ふべきでせう、一寸面白く感じたので附加へて置きます。

▽

德川時代になると年々歲々この雛祭が華美になつて來た、文化、文政の頃から全盛期に入り、天保享保となつて正にお雛樣の世の中といふ觀を呈しました。後水尾天皇などは親ら人形をお作りになつた。殊に德川十一代の將軍家齊は澤山の子持でしたので雛祭に力瘤を入れ、城内に所謂「御小屋」を設けて雛人形を飾つた、それで奥女中などでも非常の熱心で人形を作りなどした、その結果は一般民間に迄此の風が流行し、下々とても雛祭には非常な贅澤を極めることになつた。當時江戸下谷池の端の七澤屋、十軒店（日本橋區）の唐木屋などは盛んに立派な人形を作り出した、またこれに準じて付屬の調度品とても金蒔繪ものや、銀製ものの美術品が生れた、ノロ松人形、カラクリ人形、或はケシ雛といふ小さなものもこの時代に創作された、尙ほこの頃の雛人形には、その中に經文などを封じ込めたものもありました。

かく余りに增長したものですから、後には雛は八寸以下たること、道具も華美なものは賣出すこと御布令が出た、それからといふものは次第と下火になり明治維新となつては、何もかも新政ずくめで雛祭など忘れられかけた、それが明治二十七八年戰役があつて戰勝の祝から端午の節句をすることが勃興し、次で男の子を祝ふなら女の子もといふ次第でこの雛節句復興の端が開け爾來年々新奇なものが考案せられて變り雛が續々現出するやうになつたのです。

世は大正と過ぎ昭和の御代となるとこの雛祭は大變なことになつて來た、それはこの祭が大きく云へば世界的になつたことです、昨年平和の使として米國から人形を贈つて來た即ちそのミスアメリカは、電燈の入つた雪洞の燈影燦爛として桃花眞盛る下、緋毛氈打敷いた壇上に我國のお雛樣と同座をした、この數はホンの僅かですけれども雛祭の促進に尠からぬ刺戟を與へたことは疑へない、なぜならば頭から舊弊であると蔑されて多くの家庭から去りつゝあつたものが學校を先頭として行はれるに至つた一事でも知れる、そのかはりには「遊び」から轉じて「敎育」といふ方面に移つたことですが、これは今迄ともその意味はあつたのですが、鮮明されたことは見逃がせません。玆から敎育へ、時世の文化は考へると面白いではありませんか。平和の使に酬ゆる答禮使は、ミス日出子倭をはじめ以下五十八のお人形が調度を整へてこれ亦昨年十一月渡米し、かの地のクリスマスに參列しました。

▽

雛祭が行はれるやうになつて雛繪がある、これが古い時代に見當らぬのは、雛祭りの考へが後世と違つてゐたからでせう。土佐光起の雛繪には立ち雛（この時代まだ人形雛はなかつた）におとぎ犬、それに桃の花、柳が描いてある、住吉派では俱慶の筆になるものがあるが、今日の如く獨立したものは少ない、德川中期になつて浮世繪の筆法で書物の插繪に雛祭の繪が出てゐるが、今日の如き綺麗な雛壇でなく至極簡單で大抵後ろに屏風を立てゝ人形が二つ、菊模樣を描いた器に煎豆、貝桶に蛤を配した程度のもので目立つものはない。光琳宗達などは光起に據つた雛繪を描いてゐる、近く抱一になると寫生風のものがあり、人形雛、立ち雛とも描いてある。その弟子、其一、孤村、守一みな盛んに描いてゐる。丁度雛祭全盛の時代ですからこれは當然で、又雛の寸法を制限せられるやうになつては立派な大きな雛を飾ることが出來ないので、それでは雛を繪にしようとなり自づと贅澤の余弊から繪に大金をかけたので好い物が殘された譯です。華山、隆古の筆も今日殘つてゐるがこの方は茶人向で、雛繪としては抱一とその一派のものが百花繚亂たる春の光彩を表はした尤物です。明治に入つては南畵隆盛の爲に一寸この雛繪の方は廢れた、明治十六年前後柴田是眞が出てから雛繪の復活を見た、その繪の趣向も面白く江戸氣分を余程强く出し、その表裝にまで氣を配つたものでした、この人のは人形雛で、抱一あたりから立ち雛から人形雛に移つて居る、雛繪では是眞が最もよくした方で最近では淸水穫圓が描いた。近代の傾向は人形よりも繪の方が保存なり万事に便利であるといふ實利主義から割出して雛繪の要求が多くなつて來た、從てこれに凝る處から繪風も人形雛では滿足せず變りものを好むやうになり、その表裝にも特に雛繪用として織元で作り出した布地が用ゐられるやうになりました。

▽

最後に雛壇の飾り方を述べませう、雛壇は五段に拵へるのが普通で、第一段には親王、第二段には官女、第三段には五人囃又は樂人、第四段には隨臣、第五段には仕丁の順序で、さうして第一段向つて親王の右へ殿、左へ姫を、第二段の官女は長柄持が右方、銚子持が左方、その眞中へ三寶又は鳥臺持を並べる。第三段の五人囃は右から謠、橫笛、小鼓、大鼓、太鼓の順で、樂人の場合には右から篳篥、笙、羯鼓、火焔太鼓とする。第四段の隨臣の列は、右へ左大臣、左へ右大臣、第五段の仕丁は右から立傘持、沓臺持、臺笠とすればよいのです。供物や白酒はこの前へ、若し座敷により左が上席となる場合は、殿を向つて左へ、姫を右へします。（完）

矯正図書館

European Methods and Ideas of Penal Treatment

最近歐洲刑政一斑

ドクター・ルイス・ロビンソン

氏はニューヨークのナショナル・クライム・コムミツション（國民犯罪調査會）の行刑部のセクレタリーで、左の一篇は、氏の昨年試みたる行刑視察の報告で調査會へ提出せられたるものである。

◇一般傾向　今日の狀勢の一般を觀察するに、歐州にては何處も犯罪者に對する處罰手段は迅速且つ確實ではあるが、犯罪を防止するため、更らに一層刑罰を嚴重にし、行刑規則を苛酷にするが如き傾向の見るべきものなきは、注目に値することと思はれるのである。到處、從來の刑法並びに監獄法の苛酷な點を緩和せんとする運動の瞭然たるものがあるのである。

◇警察活動と犯罪の減少　然らば、何に由て歐州諸國では犯罪を防止するのであるか、といふ疑問が發せらるゝであらうが、歐州にてもアメリカにても同じであるが、等しく犯罪を少くするための手段と信じてゐる社會改良は問題外として、歐州では主として重きを警察力に置いてゐるように見えるのである。我等アメリカ人は、犯人のほんの少しばかりを嚴重に處罰することによつて犯罪が防止せらるゝものと考へてゐるようであるが、歐州人は之に反して、罪を犯すもの、大部に合理的な溫和な刑罰を科する方が一層有効だと信じてゐるのである。かういふ例があるのである。先達、わがミツソーリ州の二つの重な都市で調査をやつた處、警察に報告された一万四千件の重罪犯の中で、犯人の逮捕されたものは僅かに其八パーセントであつたといふ事實が明かになつたのである。をまけに、有罪と決定せられ又は自白したものは只だその三パーセントに過ぎなかつたのである。九十七パーセントの犯人を何の罪をも受けずに逃がれしめながら、僅かにその三パーセントに嚴罰を科し、由て以て行刑の効果を擧げ得たりと信ぜんとするが如きは、歐州人をしてわが國の能率と常識とを疑はしむるものである。

◇戒護處遇の安定　歐州のプリズンを訪ふものをして深く感ぜしむるもの、第二は、受刑者の戒護處遇に

つき一定の標準の忠實に維持されてゐることである。わが行刑制度の病とする處は、刑務官の移動甚しく、看守其他の職員に何等認められたる資格の存ずるなく、且つ、刑務作業に關して混濁した事情の存すること等であつて、此等の弊害が相合してアメリカに於ける受刑者の處遇の標準を不安ならしめ、その發達を不可能ならしむるのであるが、かゝる弊害は、歐州にも全然ないといふのではないが、わが國に比しては頗る微々たるもので、決して處遇に累を存ぼすようのことはないのである。處遇の標準も一定して、我がアメリカのように、その國の諸政派間の權力の消長によつて毫も影響せらるゝことなく、忠實に維持せられてゐるのである。政府の交代の度毎に、上は刑務所長（ワーデン）から下級看守（ガード）まで一切の刑務職員の變動し、しかも、かういふことを始終繰返してゐるわがアメリカの慣例は、刑務所の管理とか社會の保安といふことに關する歐州人の觀念とは全然相容れないのである。歐州に於ては、刑務官は位地の高き低きも、其職に忠實でさへあれば、昇進の望みあり、且つ安心な位地に就くことができて職務を怠らず、大きな過失さへなければ、決して其位地を失ふことはないのである。固より、余は歐州の行刑制度が何れの點より見ても理想的であるとは曰はないが、彼等は爲さんと曰つたことは實際行つてゐるのである。わが合衆國のように理想と實際とのかくも甚しく相距つてゐる處は何處にもないのである。

更らに別な一例を取つて見ると、伯耳義に於ける假釋放の如きもそうである。わがアメリカの諸處のプリズンに於て普通に見る處であるが最短刑期（ミニマム・センテンス）の滿了と共に大ざつぱに受刑者を釋放するが如きは殆んど想像だもされないのである。刑務官吏は其職に安んじて徐々に愼重に事に當ることができるのであるから、斷えず親しく各受刑者を觀察することを得て、其の結果は、我等の理想として誇つてゐる不定期刑の目的に却て我等よりも確實に近ついて行くことになるのである。

他の例を取つて見ると、わがアメリカの行刑改良の多くのいつの間にか影も形もなくなつてしまうのは、その改良が全く所長一箇の氣紛れの努力であつて、他から何等支持を受けることがないからである。歐州では全く之と相反してゐるのである。新しい思想は、或期間の試驗を經た後、徐々に在來行はれてゐる行刑管理の中に織り込まれて、改革者の運命とは關係なく、長くその効果を保つて行くのである。かくして、善い

考案はその生命長く、わがアメリカに於けるが如く直ちに消滅し、幾年の後かに、更らに再び拾ひ上げられるといふようなことは決してないのである。

◇刑務作業　余が歐州のプリズン（プリズン）視察で最も強く感じたことは、わがアメリカの大刑務所、特に殆んど凡てと曰つても可いが地方の小刑務所（カウンティ・ヂェール）に見る處とは全く反對に、彼處には一人の作業に從事せざるものゝないことである。不思議にも、イングランドや獨乙では、百萬乃至二百萬の失業者があるのに、受刑者は皆な業に就いてゐるのである。作業が外部の産業に比して頗る能率の上がらない方法で行はれ、機械は時代後れで、機械でやれる仕事を手でやつてゐるものゝ多いのは事實であるが、しかし、自分の言はうとするのは、各受刑者が何かしら仕事をしてゐることで、一人としてアイドル（何にもしない）でゐるものゝないことである。

一般公衆からは、刑務作業といふものは二つの角度から見られてゐるのである。即ち、一つは、作業といふものを犯罪に對する刑罰の一部と見ることで、しかし又た之と同時に、他の一面から、作業といふものは、拘禁には是非共附隨しなければならない、或る意味に於ては人情の加味せられた一つのコンデイション（條件）だと見るのである。歐州何處へも行つても、作業に對する此の第二の理由が深く公衆の心にしみ込んでゐるやうに見たのである。

◇拘禁の價値　最近數年間、犯罪に對する一箇の刑罰として拘禁を科するについては、重大事として熟慮せらるゝに至り、多くの意味の深い疑問が投けかけられたのである。此等の疑問を概括して見ると三つになる。即ち、(a)余りに拘禁といふことに重きを置きすぎはしなかつたか。(b)何か拘禁に代るべきものはなからうか。(c)拘禁をして更に一層有効ならしむるの道があるだらうか。この三つである。此等三つの疑問にはそれ〳〵肯定の解答が與へられてゐるのである。

先づ第一に、人間をその仲間から隔離せしむるの社會にとつて有害な結果をもたらすことが遂に認められるに至つたのである。拘禁には、稼ぐことができなくなる、家族との緣が絶たれる、前科者といふ汚點がつく、感染の虞がある、活氣が欠しくなる、社會復歸の困難等の諸弊害が伴ふのであつて、此等の弊害は獨り受刑者本人のみならず、どうしても終に犯罪者と緣を斷つことのできない我等社會のものによつて背負はな

ければならない禍なのである。我等も亦た犯罪者と共に苦しむのである。それは精神上からは大した苦痛とはいへないが、實際には、受刑者の收容費として租稅として取られる損失と、もう一つは、强制的に社會から隔離せられた爲め、以前よりは社會生活をするのに更らに一層不適當となつた此の者のために我等の受くる損害とを蒙らなければならないのである。であるから、拘禁といふものは考へもなくむやみに用ひらるべきものでないのである。

◇拘禁に代るべき罰金　拘禁といふことについては、常に富者と貧者との間に或る不公平が存じてゐたのである。多くの犯罪に對する刑罰は今までもそうであつたが、今尙ほ「二者いづれか」の刑罪、即ち、罰金が然らずんば禁錮何ケ月とかいふものである。例へば、合衆國では、一九二三年の統計によると、收監件數の四六・九パーセントは、罰金を支拂はなかつたために生じたものである。富者は罰金を支拂つてそれでおしまいで、貧者は金を持つてゐないからブリズンへ行つたわけである。無産者の政治上の權力の增大して來た今日、無産者をしてその日給又は週給中よりインスタルメント（濟しくづし）で罰金を支拂はしめるの法を設けて、從來のこの不公平を正さんとする傾向が認められのである。

無産者に對して一層公平な取扱ひをしようとする傾向が、到處の國々に明かに認められるばかりでなく、實際に、法律の許す限り、罰金を以て直ちに拘禁に代へんとする確乎たる運動が起つてゐるのである。殊にドイツに於ては、最近の新法律によつて、拘禁の代りに刑罰として罰金の科せられる多くの犯罪が加へられる筈である。イングランドでは、最近收容者の少くなつた事實のみならず、アメリカよりも刑の言渡の確實なるにも拘らず、二三のプリズンは已に閉鎖さるにゝにさへ至つた事實、この二つの事實の說明として、此のインスタルメントによる罰金の支拂及び直ちに拘禁に代るべき罰金刑との二つの方案が、いつもよく引合ひに出されるのである。

◇執行猶豫（プロベーション）　プロベーション（監視付執行猶豫）の適用は到處に增加してゐるのである。殊にイングランドに於てそうである。これは益々適用の範圍を擴めた罰金刑と共に、イングランドに於ける收容者の數を如實に減せしめた一つの事實である。歐州大陸に於ても、少年に對するプロベーションは已に十分に確立さ

れて、尙ほ成年犯人に對しても廣くプロベーションの適用を可能ならしめんとする運動が行はれてゐるのである。例へば、ペルヂヤムに於ては、刑期三ケ月以下の成年者に限りてはプロベーションに付せられることになつてゐる。しかし、この制限は近い內に除かれるものと期待されてゐる。罰金について面白い事實は、イングランドでは、罰金の集金の役を背負はされたプロベーション・オフヒサー（日本の保護司に似たるもの）が、箇人の一身上に關するぢき〳〵の援助といふ自分の職務とは甚だ調和しない仕事だといつて、この集金事務を厭ふてゐることである。

之を要するに、歐州に於ける今日の行刑上の態度は、益々拘禁を厭ふに至つたこと、及び、多くの場合に、拘禁に代るべき適當なる制度として罰金刑とプロベーションを用ひとするに至つたことであると言ひ得られようと思ふ。

（未完）

Prison Journel, October, 1927

To Treat Crime as a Disease

裁判官の手より精神病學者へ——

紐育州知事スミス氏の新提案

米國ニユヨーク州知事アルフレツド・スミス氏——アル・スミスと呼ばれ、當時アメリカの評判男で、一部のものより今期の大統領候補者を以て擬せられてゐる——が、最近州のクライム・コムミツシヨン（犯罪調査委員——State Crime Commission）の會合席上に陳述した刑法改正に關する提案は頗る果斷を極めたもので、或る政治通信員の如きは、半世紀來未だ其比を見ざる所とさへ報してゐるのである。知事のスミス氏の改正案の主旨は、刑罰を科する權限を裁判官の手より奪つて、高給を支拂はるゝ各種專門家より成る州のボード（審議部）に移さんとするものである。固より此の改革案は州の憲法の修正を余儀なくするものであるから、知事は直ちにこの改革案を實行せんことを求むるのではないので、彼は先づこの改革案をステート・クライム・コムミツシヨン（州の犯罪調査委員）が調査事項として採用し十分に研究することを希望してゐるのである。知事は、被告の有罪無罪に關して評決を下す權のみを陪審員に與へて、既決囚の科刑、假釋放、又は、最后の釋放に關する決定は之を專門の心理學者、精神病學者、犯罪學者によつて組織せらる審議部（ボード）によつて行はしめんとするのである。語を換へれば、或る人々が解釋してゐるように、受刑者を故意の犯罪者としてゞはなく、むしろ精神缺陷の犧牲者として取扱はんとするものである。即ち、審議部（ボード）をして有罪者の精神病院へ收容せらるべきが、はた刑務所に拘禁せらるべきやを決定せしめんとするのである。

ニユーヨーク・ウオールド氏は、此の改革案につき次のように說明してゐる。

「此の改革案の下に在つては、判事と陪審員とは今迄と同じく審理を進行させるのである。微罪者も今迄と同じく關せらるゝのである。たゞ、重罪犯人は新たに設けらるべきクリアリング・ハウス（犯人を診査分類する施設）へ送られ、其處で各專門家に診査され、精神狀態とその缺陷の治不治の度によつて十分なる診斷の後科せらるべき刑の長短が定められるゝのである。

この提案は久しく嚴肅なものとせられてゐる裁判官の刑の宣告を廢止しようとするもので、非常に過激な改革と云ふべく、事頗る重大なのであるから輕々しくその可否を定むべきではない」。

ニユーヨーク州の首府アルバニーのニツカーボツカー・プレツス紙は、最近のクライム・コムミツシヨンの會議席上に於ける知事スミス氏の次の語を揭げてゐる。

「余は判事が、一箇の人に死刑の宣告を下す權限を有たなければならないとは思はない。永久に一人を葬り去るのだといふ考へから、陪審員が一級犯罪の評決を與へることを敢てしない爲めに、多くの犯人は罪を逃かれるのである。

陪審員は只だ有罪無罪の問題を決定すべきものである。然して後、事件は裁判所より州政府へ囘付され、政府の高給を支給する人々より成る審儀部（ボード）に付托さるべきである。この審儀部の部員は精神病學者、精神病醫、辯護士、其他の專門家を包容すべきで、彼等は各自少くも年俸二萬五千弗を支給せらるべきである。尙ほ、この審儀部は假釋放又は釋放を申請するの權を與へらるべきである」

知事スミスは右の新施設に對する經費は一年約一百萬弗を要すべしと曰つてゐる。右につきニユー・ヘーブ

ンのレヂスター紙は、

「經費の如きは此案の結果に比すれば、何でもないのである。重罪人をまつ暗な監房の中に拘禁してをくといふことは幾世紀に亘り試みられて來たのであるが、しかも、社會の改善のためには何物をも成就することはできなかつたのである。現在の制度は不合理であつて、或る點まで近代科學の成功を保證する方法を採用して直ちに之に代ふべきである」

と、スミス案に賛同してゐる。

ニューヨークのウオールド紙、ニューヘーブンのヂヤーナル紙、ニューヨークのアメリカン紙、其他ハース系の新聞紙、續いてはニューヨークの檢事バント、及びシン・シン・プリズンの典獄ローズ氏等は、右と同じ態度を取つてゐる。聯合通信のレミュール・パートン氏は、有名な刑事辯護士クラーレンス・グロー氏の語を引いてゐる。

「余はこの提案を、犯罪に處すべき科學的方法への重要な第一歩たと考へてゐる。異つた犯罪に固定した刑期を科するのは決して科學的といふことはできない。それは、或る病氣にかゝつてゐる人を、一定期間病院へ送るべしと命じ、而して其人の全治したか否かをも問はず退院せしむると同じく、解すべからざることである。」

然しながら、他方には、知事スミス氏の提案は從來の確立された規準からは非常に飛びはなれてゐるものであるから、之を採用するには愼重な考慮が拂はなければならない、と主張する新聞紙もある。

マンチエスターのユニオン紙は、「現在の狀勢に對する非難の多くは、似たり寄つたりのパロール・ボード（假釋放を決定する評議員）の爲す所から生じてゐるのである。而して、知事スミス氏の支持してゐるコムミツションも、此等のパロール・ボードと似たものであらう。」と主張してゐる。他の新聞紙で知事の突飛な提案に反對するものは、ニューヨークのヘラルド・トリビユン紙、ブルツクリンのイーグル紙、及びニュー・オルレアンのタイムス紙等で、いづれも第一に、提案せられたステート・ボードは審理には直接に關係しないものであらうから、決定の基礎となるべき証據はセコンドハンド（間接）に得られるに過ぎない。といふことを述べてゐる。名は明にせられないが一人のニューヨークの檢事は、知事の提案になる審議部職員は當然政派の關係で任命せられることになるだらう、と曰つてゐるのである。アルバニーのニュース紙の說くが如くに、

「恐らく、知事は、犯罪を爲すものは精神に缺陷のあるものであるから、そのように取扱つてやらなければならない、といふ理論から出發して今度の提議に及んだのであらう。

犯罪性を有つてゐるものに、彼等は先つ第一に違法者として惡徒としてゞはなく、精神に疾患あるものとして取扱はれるのだ、と考へしめるのは甚た危險な事である。殺人犯者の最後のかくれ家は發狂の申立である。かういふ申立ては今やその頻に堪えない位多いのである。成程、この事は專門家のボードで確定されるのであるから、陪審員は單に其者が殺人を行つたかどうかといふことを決定すればいゝのである。と言ふかもしれないが、人を殺したものは發狂者であるかもしれないといふ、その假定からして第一危險なのである。かういふ假定を實際やられてはたまらないのである。犯人が精神に疾患あるものだといふようなことを說くのは、犯罪をやつても仕方がないといふ口實を與へるようなものである。

かゝる主張をなす法律の精神は、刑法の目的は犯人の刑罰に在るのではなく、社會の防衞に在るのだ、といふのであらう。然しながら、刑罰がなければ、犯罪を防止するの道は何一つなくなるのである。知事スミス氏の提案の如きは益々刑罰の效果をして不定ならしむるものである。刑罰といふものがその根據を仁慈の心に置くのは惡くはあるまい。然しながら、最も善きヒユマニタリアニズム（慈愛主義）は正路な法律を遵奉してゐる社會の各員を防衞するものであつて、犯人惡徒に更らに此上に掩護物を與へてはならないのである。」

Literary Digest, January 7, 1928

□靜岡賤機會

戸田大人選

日影さす汀によりて多なからのとかに遊ふ池の水鳥　皓月
梓弓はるまつ池の水鳥はこふるあしまにいねや詑らむ　蘇山
波枕さわかぬ池の水鳥はうき寢の床に夢結ふらむ　秋郎
ふくるまて市の往來も絶やらてこゝろせはしき年の暮か那　澪濤
新玉のとしの晴衣を縫ふ妹かよなへせはしき年の暮か那　其愚
諸共にかたらふひまもをしまれてこゝろせはしき年の暮か那　機月

刑政第41巻第3号
矯正図書館

刑務官待遇改善の急務

司法書記官　辻　敬助

多年の懸案たりし司法官の待遇改善の問題も大正十五年度に於て奏任判檢事の俸給豫算に於て約二十萬圓の增加を見、本年度に於て地方裁判所長及檢事正の全部を勅任とするの費額を計上し又昭和三年度豫算に於ては奏任判檢事平均豫算增額に要する費額二十四萬圓は豫算閣議の容認する所となり玆に待遇改善の方針確定せらるゝに至り所期の目的を達するの日も決して遠からざるを思はしむるものありて司法部の爲に大に慶賀に堪えざる所なり。

之を觀ずるに同一司法部内に在る刑務所長以下刑務職員の待遇に至りては大正十一年多少の改善を見たるも大正十二、十三年兩度の行政整理に依り幹部職員は著しく其の數を減じ爾來何等の改善を見ずして今日に至れる狀況なり。

抑々刑務行政は人事の所有方面を包括し事務の複雜多端なる他に多く其の類を見ず從て吏員に有爲の人材を要するや固より言を俟たず就中受刑者の薰育感化のことに至りては難事中の難事にして高尙なる人格の力を藉るに非されば到底其の目的を達するに由なし然るに獄吏の名稱は由來人の卑む所に屬し有爲の人材にして身を斯業に委ねんことを志すもの極めて稀なり故に部内に適材を得んとせば勢ひ他の行政部内に比し一層其の待遇を厚ふし

特別の奬勵方法を設くべき筈なるに我國現今の制度に依れば刑務官の待遇は極めて薄く爲に部内は年を逐ふて萎靡不振の狀態に陷り刑務改良のこと亦多く意の如くなる能はざるの狀況なり、而も輓近一般社會政策的施設の改善に伴ひ行刑のこと益々改良を要するもの多く殊に職業訓練釋放者保護施設に付ては改善の急務なるものあり一面又最近の社會事情の變遷に伴ひ拘置場の管理著しく煩瑣となり尙近時刑務作業の發展に伴ひ作業收支の現計は殆ど九百萬圓に上り其の實收に於ても六百五十萬圓を超へ是れが經營管理の如きも益々複雜多端となり刑務所の經營は愈々困難を加へつゝあるの實況なり。

一、典　獄

就中此等各般の關係を統轄掌理すべき典獄の職は單に行政事務の手腕經驗あるを以て足れりとせず尙進んで犯人分類處遇に必要なる犯人心理に精通し行刑作業組織經營等に關する特別の智識經驗を有する人格者に非ざれば到底其の職責を完ふすることを得ざるなり而るに典獄の待遇は高等官俸給令第二表第一號表の官と同等の待遇を受くるもの總員四十七人中僅に十人（指定地勤務）に過ぎずして他は孰れも第二號表の官の待遇を受くるに過ぎず從て俸給豫算の如きも常に窮乏を告げ昇級昇叙は他の官吏に比し著しく遲延するの實況なり從て今や殆ど新人物の採用不可能となり稍技能ある者は勤もすれば去つて他に轉ずるの傾向を有し部内の空氣は漸次沈滯せむとするの狀況なり仍て明年度豫算に於て典獄の地位官等を高め部内の空氣を刷新し局面の一新を期せんとせしも大藏省の容るゝ所とならざりしは斯道の爲甚だ遺憾なりとす

歐米諸國に於ても夙に玆に留意する所あり典獄の地位は判事に次ぐの待遇を受け一般行政官の比較的上位に在るもの多し殊に行政各官廳の政治上の影響最も甚しき米國に於ても最近典獄其他上級刑務官吏を政治上の地位よりも其の能力に依り撰擇するの傾向を生じウキスコンシン大學社會學教授ギリン博士の如きは其の著書に於て其

の他有らゆる機會に於て之が改善の必要を說き大に世人の注意を喚起しつゝあり。

二、教誨師

教誨師は收容者精神敎化の職に從事し行刑上最も重要なる職司たるに拘らず之が待遇は他の社會事業職員に比して著しく韮薄（奏任一人平均年額千二十圓、判任同六百圓）なると現在收容者數に對する定員數少なきに過ぎ（收容三百人に付一人の割合）收容者個別處遇の適實を期し敎化の實を擧ぐる上に遺憾の點尠からざるのみならず近時思想的犯罪騷擾事件等の特殊事件著しく增加し是等收容者の取扱には特別なる注意を拂ふの要あり一面又最近一般事業界不振に伴ひ勞働者の就業困難の事情一層甚しからむとするに當り此の方面即ち釋放者保護に關しても敎誨師の努力を要するもの益々多きを加へつゝあり仍て此際敎誨師を增員し且其の待遇を向上せしめむとし明年度に於て豫算の要求を爲したるも僅に奏任敎誨師の一人平均年額八十四圓の增加を認められたるのみにして他は悉く査定削除の結果を見たり。

三、保健技師

保健技師は醫師法に依る醫師たるを要するは勿論勤務時間他廳に比し著しく長き等の特別事情あるを以て他官廳の醫官其の他一般社會に於ける醫師と同一程度の特遇を爲すに非ざれば適材を得ること困難なり然るに現在の俸給額は一人平均年額千八百三十圓の少額にして曾に適材を招致し得ざるのみならず偶々就職者あるも直に退職し常に缺員の補充に苦みつつあるの實況にして收容者の健康保持上實に寒心すべき狀態に在り殊に刑務所の如き集團生活の衛生狀態は一般社會衛生にも密接重大なる關係を有することは多言を俟たざるところにして此の點よりするも如此狀態は到底永く放置するを許さゞるものなりと思料す仍て司法省は明年度豫算に之が待遇改善に關する豫算九萬圓を計上要求せるに幸にして內五萬圓の增加を容認せられたるも未だ如上の困難を排除し得たりとは

認め難し。

四、看守

看守の職務は他の官吏と異なり職務の性質其他豫算上の關係よりして早出晚退年中殆ど寧日なき劇職なるのみならず收容者の處遇訓練の重責を有し殊に往々兇惡佞奸の徒と相伍し之が矯正の任に當らざるべからざる等其職務の困難危險なる他に多く其の比を見ざる所なり、然るに從來彼等の受くる俸給等は極めて韮薄にして永く同樣の地位にありたる府縣巡査の夫れに比するも及ばざること遠く從て一般人は之を嫌忌して就職を欲せず現時の如く一般事業界不振の秋に際しても尙常に看守採用難と人物拂底に頗る困難しつゝあり本年度豫算に於て一般下級職員の平均單價增加に伴ひ約八萬圓の豫算增加を見たるも未だ此の困難を緩和し得たりとは謂ふべからず？加之近時一般知識程度の向上社會思潮の變動等に伴ひ刑務所の處遇に對する收容者の情苦要求等著しく增加し素養乏しき看守を以てしては之に對し適當なる解決を與へ得ざる場合多く勢ひ看守は收容者の信賴を繫ぐを得ざる實況なるのみならず大正十三年改正刑事訴訟法の實施に伴ひ刑事被告人の取扱も亦一層の困難を加ふる等看守に相當の人物を採用するの必要益々切なるものありとす然るに看守待遇改善に關する昭和三年度豫算要求は遂に大藏省の容認する所とならざりしは吾人の甚だ遺憾とする所なり。

五、總括

歐洲大戰後犯罪者の激增に伴ひ犯罪問題は一個の重要なる社會問題として取扱はるゝに至り各國は競て之が法制の完備と施設の改善とに努めつゝあるの狀況なり彼の獨逸の如きも戰後の創痍未だ醫へざるに少年福利法並に少年裁判所法の制定を始めとし刑務所控訴院制度の新設其他刑法改正事業の着手等著々此方面の改善に手を染めつゝあるは大に注目に値すべき事實なりとす我國に於ても大正十二年少年の保護に關し特別の規定を設け（少年

法）最近に於ける刑事政策の理論に基き不定期刑の制度を採用し尚昨年六月刑法及監獄法改正調査委員會の組織を見るに法制審議會の決議せる刑法改正綱領及行刑制度調査會の研究事項等を參酌し之が改正案の作成を急ぎつつあり而して是等兩刑事法改正は特に我國醇風美俗を考慮するものたるべきは勿論なるも要するに刑罰の特別豫防的價値の實現に一層留意し不定刑の適用範圍は當然擴張せらるべきものと觀察せらる。從て將來の行刑制度は特に受刑者の教養的處遇に重きを置かざるべからざるに至り刑務官の任務は益々加重せらるべきは言を俟たざる所なり而かも受刑者教化の成績の擧否は主として職員の人物如何にかゝるものにして我國現今の如き實況にして此の儘に推移せんか受刑者の感化改善のこと遂に多くを期待し得ざるに至り善美なる刑事立法の如きも半は其の效果を失ふに至るなきを保せず彼の有名なるホルツエンドルフ教授曰く「判決は唯だ形式のみ之に意義を與ふるものは行刑なり」と吾々は行刑の實際よりして刑法の運命は一に行刑制度の適否に繫ることを確信するものなり即ち裁判檢察行刑の圓滿なる連繫に依るに非されば到底刑事制度の完璧を期する能はざるものにして行刑を以て司法の從物なるが如く考ふるは謬見の甚しきものなりとす牧野英一博士の云へるが如く刑法及裁判に生命を與ふるものは實に行刑にして行刑制度の完備に依りて始めて司法有終の美を濟し得ると謂ふも決して過言に非ざるなり事情如此なるを以て政府當局は速に刑事法規の改正判檢事の待遇改善と相俟て近く吾々刑務職員の待遇改善にも特別の考慮を拂はれんことを切望するものなり。

主任制を論ず

（五）

有馬四郎助

文書主任

文書主任は其の名稱の如く、總ての記錄即ち行刑事務に係る文書の調製調査、外部との交涉、書類起案發受、其他分掌規程の定むる通りであつて、別に辯明を俟たない。而して是等の事務が、如何に複雜多岐に亘るものであるかについても、更に言を俟たない所である。然るにても其の內容について仔細に考へ來れば、有形無形につき勘からざる注意心配考慮、あらゆる心遣ひを要すること一通りで濟まないことは、特記す可き事項に屬するを何人も諒せねばならぬ。

殊に秘書役的の事務の煩雜に至つては、容易のものでなく、餘程の能力あるものに非ずんば、縱橫に辯じ去ることは出來ぬのである。

斯くて刑務に係る總ての事務が、先づ以て此の部門を通らなければ、內外に出入すること出來ず、從つて總ての事務は、此の場所に於て開始活動することをも認めなければならぬ。

兎もすれば其の名稱が示す如く、單に文書の起案往復を司るが重なる仕事であり、其他は附隨的のものであるかのやうに見做され易いのである。所が却々然う云ふ譯に行かないことは前に述ぶる通り、殆んど刑務全體の總

括りを爲す可きであり、又爲さねばならぬ事も無論であつて、此の點に想到すれば其の重要さが又格別なるものあることも、諒會せらるゝであらう。されば此の事務の主任たらん人は、殊に統括的の考へを以て公平に他の分掌事務をも、皆是れ我領分内のものであるとの大見識を以て、公平無私の態度を以て總てに接することが、最も必要であり、茲に他の主任と稍異りたる點がある。

即ち他は所謂分業的に馬車馬の如く進み得るとしても、單り文書にては之れに反して、始終其の足並を揃へさするやうに之れを引き纏め行く度量と心配がなくてはならぬ。若し文書主任にして茲に缺くる所あらば、自然足並が亂れて、遂に支離滅裂の醜態を演ぜない譯に行かぬ。茲に於て文書主任の性格としては、溫厚にして思慮あり、緻密にして雅量なければならぬ。此の思慮と雅量あることに因つて、分掌各部の融和聯繫も保たれて行く、文書主任は恰も諸機關に油の必要なる如く、刑務所分掌諸機關の圓滑を計る爲めの、油の役目を務める所がなくてはならぬ。

◇

若し夫れ分掌各部の聯繫の爲めの紐帶たるの役目が、文書主任に在りとせば、須らく文書主任は各部の兄分として、一歩を拔いて面倒を見、親切を竭すの心掛けある可きである。此の氣前あればこそ、自分自らは餘計の骨折りをしても、他の面倒を見てやることにもなれる譯、即ち他の便利とあるからには、面倒な手數を厭しても調査して、疑問に答へ要求に應じ得る筈であるまいか。斯の如くにして執務上に便宜が與へらるゝならば、結局人手を省き、而も敏活に事務は捗り能率は上る。謂はゞ文書としての兄分が犧牲を拂ひ、何事にも勞を勞とせず、善く面倒をみて與れるならば、其の感化は必ず他の主任にも及び之れを倣ふのは勿論である。又斯の如くにして文書の事務の整頓のことも、矢張り先づ文書より始まることによつて、所内全體各部の整頓が可能になつて來る。文書が斯の如く刑務所内の有形無形の整理整頓、併せて綱紀肅正に關係ありとせば、或人の念ふが如く却々以て簡單なる役目でないことが知らるゝであらう。或は時に隱居役のやうに誤られて、活氣に乏しき文筆のみ

を以て狹き机上の世界に安住を之れ事とする爲態でもつて、事足りるとせらるゝ場合も、從來絶無のやうではなかつた。謂ふ迄もなく是等は大なる錯誤であつて、最早今日の事情は之れを許さないのである。所謂現代の要求から云へば、文書主任は最も理想に富み、活氣に滿ちたる有爲の人物であらねばならぬ。

◇

文書主任は、各分掌主任中最も多く行刑上に新知識を有し、時代要求の理想に富み、言ひ換ゆれば現に行刑上の主義方針につき深き理解を持ち、外部に向つてもよく行刑の全體を說明し得る丈けの能力を要するのである。斯くてこそ所長の秘書役的の役目を果たし、内外に向つて誤解を防ぎ、眞相を明かにすることも出來るのである。然るに往々相當の智識もなく、現在の主義方針をも呑み込み居らずして、只良い加減な當て推量のまゝ、參觀者に向つて說明をしたり、或は質問に答へたり、若くは世間に向つても斯る良い加減なことを吹聽して、意としない樣な虞れも、時に或は絶無でないかも知れない。斯樣な不誠實な了見では、其の位置に適はざるのみならず、大なる妨害を斯の道の爲めに働くものである。殊に不謹愼にも、出鱈目なことを喋り散らして、己れの名を賣らんとするごとき弊にでも陷りたらんには、これ又司獄官の面目を潰して、行刑の威信を墜すこと幾許であらうか、こゝらは大いに愼戒を加ふ可き所であらう。元來秘書的の役目たるや、前にも述ぶる如く信用ある人物でなければ扱はされない筋のものである。若し少しでも玆に缺點があつて、油斷のならないやうな人物であるならばとんでもない間違ひを惹き起さぬとも謂へない。秘書役が極めて必要なる役目であると同時に、又極めて危ない役目である、と云ふのは即ちこれがためである。

◇

外來の客人に對しては、極めて親切叮嚀であり、夫々の掛員に引き逢はせるに於て、冷淡又は放任の態度あつてはならず、殊に

所長に用ある客人に向つては、餘程の注意を以て粗忽の振舞なき様に取計らひ、場合によつては又楽りに逢はす可らざるものもないではない。是等は適當にこれを遇し、所長の意思に隨ひ、何れにか相當の處置を採る可きであるが、此邊の働きについても、文書主任としての大なる注意と、其の能力に俟つ所以のものである。「過ぎたるは及ばざるが如し」であつて、文書主任としても餘りに他の分任事務の世話を燒き過ぎて、干渉になつたり、世話の程度を越えて他の主任事務に立入つて其の領分を侵したりするやうなことあつては、是又一大事である。夫れでは融和聯絡を固くする所でなく、寧ろ之れを妨ぐる可く非常な害を流すことになる。是程愼む可きはないのであるが、夫れにも拘らず動もすれば自分の手柄にするためでもあるまいが、無遠慮にも他の管掌事務に立入るが如きは、實に思はざるの甚だしきものである。玆には同僚の誼として、互に尊敬を拂ひ、相愼んで差控ふ可き所である。紳士道から云ふても、無遠慮に自己發展を敢へてして、夫れがために他の領分をも省みぬと云ふ如き無作法は、最も忌む可く恥づ可きことゝするのである。

◇

玆に文書主任の資格として數ふ可き三つのものがある。勿論これに限る譯のものではなく、細かに擧ぐれば僅指に暇がない程である。其の細目について玆に詳述する要は更らに認めない、けれども只此の三點については左に述べたいのである。

第一 記憶の強きこと之れである。總ての調査上に記憶を辿ることの必要は通有のことであつて、刑務の文書に於ても常に記憶を辿らねばならぬこと、最も必要事に屬するのである。一面から云へば、記憶の弱きことは最も文書事務に恐る可き欠陥となつてをるのであつて、記憶乏しき人物では只其の一事に於て大なる缺格者であるのである。記憶の強きことによつて、立所に用が辨じ、記憶の御陰で過ちなきを得るのであるから、記憶は即ち刑務所の事務に脉絡を斷たしめざる堅き聯鎖と云つてよい、之れを以て文書主任たるものは、出來能ふ丈け記憶の妨げとならざる様に、常に自ら節制を加へ徒らなる事柄に頭を費して、所謂俗念俗情、邪心邪情の爲めに念頭を紊し肝腎な記憶力を殺がれざるやうに注意するのである。

第二 有爲敢行の氣象に富むこと。文書掛は職員の身分に屬し、敢へて自ら紊りに左右し難いのは勿論であるが、但し

身分上に系り進退黜陟の調査ものに從事するので、其間に命令により斷然たる處置を採る可く、其の調査等に際し思ひ切つて事に從ひ得ず、逡巡遲疑する等の事あつては、綱紀肅正の上に非常なる妨げとなる。たゞ是非曲直を明かにして、總ての調査に勇往邁進せなければ、嚴然たる風紀を保つことが出來ない。

第三 上官に忠實なること。官吏服務上の第一義務として數ふ可きは、上官に忠實なることである。忠實の美風は實に床しきものであるが、世間の風潮により動ともすれば此の美風が輕視せられて、漸く廢らんとするの今日、刑務官の如きは軍人と等しく一層此の美風の持續に注意せねばならぬ。

行刑事務は元是れ執行務であるために、矢張り軍紀的に行はれねばならぬのは自然の數である。されば多くの刑務官中に於ても、殊に所長に親炙する所の文書主任は、身親らこれを實行して常に範を示すの必要がある。果たして此のこと行はるれば、其他は必ずや皆之れに倣ふて上官を尊敬し、其の指揮命令を奉ずるに眞實であり、隨つて其の採る所の事務に忠實である可きは疑ひを容れない所である。

◇

何れの主任も同様ではあるけれども、殊に文書主任に於ては前來述ぶる如く、事務の總括りの役目を多く有する關係上、取り分け頭を餘計に使はねばならぬ。言ひ換ゆれば手の仕事よりも頭の仕事を重しとするのである。即ち目を八方に配り頭を遠近に働かして工夫工面、常に腹の中で仕事をして行かなくてはならぬ。例へば書類發送の遲速につき、部下掛員の處置如何、或は諸報告の提出期間、統計のこと、指紋のこと、其他出所者のこと、從つて書類の送達提出、夫々の期間あるものゝ勵行如何等、實に之れを監督して遺忘脫落等をなからしむる爲めに、如何に思慮を費す可きかは言はずもがなである。其の樣のことから考へても、常に注意行き屆かない勝ちのものであつて、これを思ひかれを念へば、迚も一小部分の起案などに自ら手を下し、これに沒頭するが如きことあつては、全責任を竭し得ぬことは明瞭のことに屬する。であるから、成る可く主任としては文案其他の記錄でも、極めて重要なるものに限り自ら之れを爲すは已むを得ないとしても、其他は皆夫々他の部下に分布して、是れを

監督しつゝこれに當らしめることにせなければならぬ。

若しも主任が自ら其の大なる任務を打ち忘れ、是非とも自ら何等かの用を親らして、所謂文筆の常務に服さなければ、主任の役目にも適はざる如く思惟する場合もあらば、これ程不心得の大なるものはあるまいと思はれる。素より煙草を銜へ新聞を見ながら膀で人を使ふが如き爲態で、濟ませと云ふのではない。夫れでは贓職の譏を免れんのは論を俟たぬ。頭と腹で仕事をすると云ふのは、斯る場合を意味するのでなくして、假令手は空しくするが如きも又茫然として手を措くが如きも、其の胸中には絶えず事務上の工面工夫、其他の心配苦勞が絶えないことを云ふのであつて、責任の果たし方について渾身の力を傾注しつゝある態度を意味するのである。

◇

試みに僭問したい。廣く事を念ひ全般に亘りて考へて居れば、即ち全体の管理監督が出來るが、而も其間に何事か自ら手を下して事を處理せんとせば、勢ひ其の事に力を傾注しなければならぬ、然らざれば事小なりと雖過ちなきを得ない。夫れであるから自然に全体を忘れて只其の一小部面のみに頭は働かざるを得ない。玆に於て全体の方はお留守になる譯、隨つて他の指揮監督の如きは、到底不可能事に屬するので、遂に事務の洗滯不整理を惹き起されることになる。これは何れの主任にも心掛く可き點であるが、別して事務上の首位に置かれてをる所の文書主任に於て、最も深く注意して戒む可き事といつてよい。

一体現時の人は、多才多能であつて、一時に何事も多く兼ね働くことを可能とする人もないであるまい。であるから人によりては此の論は通用せないかも知れないが、若し然う云ふ人ありとしても、多數でないことは明かである。故に普通の場合は、是非とも右に遠ぶる如き心掛けで行かねば、迚も引き締つた事務は執れないからうと信ずる。夫れは今日の有りふれたる事務の實況が、あれで滿足だと見てとる人あらば、成程今日の儘で而して多才多能主義で此の儘押し通すもよいかも知れない。但し苟も理想を高きに置き、本當に事務の成績を徹底せしめんとならば、未だ〳〵改善の必要が多くある。其の中に各主任者に對して今一段の緊張味を加へしむる一方法として、必然に先づ吾人は此の議を揭げて憚らざるのである。

戒護は主に受刑者の戒護に伴へる風紀取締をなすが役目であるけれども、其の以外即ち事務所内に於ける風紀

取締については、主として文書の役目としなければならぬ。果たして然れば、文書主任は是れを又己が役目の大なる一に加ふ可きである。文書主任が其の覺悟を以てこれに當るものとせば、其の範圍も廣く又其の事項も二三にして足らないのである。例へば外來人の出入、外來人の案内接待、事務員の執務時間の確守不確守、小使給仕の動作服裝、其他整理整頓、清潔衛生、數へ來れば其他に尠くないものがある。これを適當に取締ることに於て、一般執務上の規律も立つてくるのである。こゝまでに手が及ばなければ、恰も主人の居ない宿屋の如き觀を呈さないとも限らぬ、是等の點が行き屆いてをるや否や、大局より見れば一小事のやうであるけれども、去り乍ら此の一小事が其の刑務所に於ける行刑の全體に、非常なる關係をもつてをるのであつて、即ち如何なる程度に行刑されつゝあるかは、只此の一局部の小事實を以て之れを卜するに難くはないのである。さすれば文書主任の、斯く迄に行き屆ける働きのあるとなしは、是即ち行刑全體の標目とせらるゝ譯で、頗る重大なる意義を持つものと謂つて可い。

◇

以上述べ來る如く、文書主任にして斯く迄に自家の立場を了解し、意識し、而して之れに對する職責の果たさるれん事を專念するに到るならば　恐らく其の努力の結果は、獨り其の人の成功なるのみならず、必ずや延いて刑務全體に大なる功績を與ふることは疑ふ可きでない。昔は筆刀の吏と云つて、何等頭を使ふことなく、只命是れ從ふ所の機械的の役人、即ち筆と刀を使ふことによつてのみ其の人の價値を認めたる意味の言葉である。今にしても、或は斯る言葉の用ひる所絶無でないかも知れないけれども、世の進歩に伴ひ我刑務界の如きも、殆んどこの語の當て嵌めやうないかのやうにも見える。けれども、是れを警戒し、尠くも之れに鑑みて執務上の參考たらしむるに於て、決して無用なりとは云へまい。吾人は虚心坦懐、往事に鑑み之れに學び、以て日進月歩の時代に乘ず可く、深く覺悟を要することを信ずる。（未完）

刑政第41巻第3号
矯正図書館

常識講座

各政黨と其綱領

安宅爾朗

緒言

制限選舉による帝國議會の最後の幕は、第五十四議會の解散によつて、引きおろされ、次に、演ぜられるものは昭和の御代にふさはしい、普通選舉による「吾等」の議會である。

吾々は、もはや、議會を、一部の政黨屋、限られたる特殊階級のその獨占場として傍觀することを許されなくなつた。而てそれは又いたづらな興味から政治を眺めることを許されない生活と密接なる關係を有するものとしての議會であることを意味する。

勿論、普選による議會が、直ちに吾々の期待にそふところのものを將來するとは考へられない。尠多くの試練が、眞實の政治を示現する迄には、經られなくてはならないであらう。けれど、又それを實現する爲めには、吾々はつねに、公平と嚴肅なる批判をもつてそれに當面しなくてはならぬ。ことに、吾々は、永い間、官僚政治、特權階級の政治にならされて來た。そのために、或る先入主を以て、ともすると、臨みがちである。こゝに反省を要する。

もとよりいたづらに新しいものを追ふ輕躁妄動の不可なることは言ふ迄もない。併し、正確なる判斷をもつことは、……傳統的觀念からはなれて——吾々の義務であらねばならぬ。

然るに中間階級に屬する人達は、余りに政治について冷淡であるといふより、傳統的觀念に囚はれすぎてゐる。少くとも保守的な立場をとることを以て、正義なりと信じすぎてゐる。そのために、むしろ悪慳なる滯積を演じてゐる。

官吏階級が、つねに、或る特殊な嚴正な立場を持してゐることは、我國の一の誇りであらう。けれど、又それを實現する爲めには、吾々はつねに、公平、嚴正があやまられたそれであることが往々多い。率直に云へば、現代に於ては、もはや吾々は、資本階級を擁護する必要は毫もないのだ。直接的にも間接的にも。と云つて、無產階級のそれに、共鳴せねばならぬとこゝで論ずるのではない。私の言はんとするところのものは公平、嚴肅を目標とする官吏であらねば尚更に、あらゆる政黨に對し、嚴正であれと云ふのである。

抑も、現代の所謂、既成政黨はいかにして生れて來たのか？こゝで、議會開設までの歷史、それ以後の歷史的變遷をかきつらねやうとは思はない。けれど、こゝで、既成政黨がともかくも生れた必然的理由があつたと同樣な理由で、所謂無產階級の名によつて呼ばれてゐる階級の政黨の出現も、又時勢の必然的所現であるといふことだけは念頭においてもらいたいと思ふ。

然し、以下、是非善惡の所論を超へて、現代の重なる政黨の指導原理を、ざつと逃べてみたいと思ふ。けれど斷つておく、私にはまだ住所制限で選舉權はない。又、政治なるものに、そんなに興味をもつてゐるない、勿論、いづれの政黨にも、關係もなければ、共鳴もしてゐないことであることを……尙附隨してあげた政策は、社會問題に關する主要なものゝみで他は之を抄略した。又他方無產黨も略した。

一、革新黨の政綱

革新黨は、既成政黨の間に介して、その代議士の數から云へば、僅少で、交渉團體たる資格を有してゐなかつた。けれど、それでゐて、かなりな、勢力をもつてゐた。その黨の目標は、一、既成政黨の打破　二、民衆生活の安定であるといふことが出來るであらう。革新黨は叫ぶ、既成政黨は、現代に於ては、紊亂して、立憲の約束の下に政治を運行してゐない。從つて之を打破すべきだ。次に國民の多數は、貧窮に處してゐる。生活の脅威をあらゆる方面から蒙つてゐる。こゝに價値ある文化は、生れてこない。而しこの目的を達する手段はその名の示す如く破壞でなくて進歩であり改革である。

立憲政治を是認し、私有財產制度を承認するが、議院制度を改革し、「所有權の行使には合理的の制限を設けたい」蓋し政治の本領は改善にある。而て改善の理想を同じくし、之がために協同する團體が政黨である。然るに現代の政黨は、黨略のために、のみ手段を講じてゐる。目的と手段とを倒置してをる。

革新黨は、政治の理想がちがつてゐる反對黨とは爭ふが惡まなず、人を愛せぬ擧動はしかるに既成政黨は、かくの如き行動をしてゐる。故に之が打破を重要なるスローガンとするのである。

次に民衆生活の安定は、現存の社會制度を根本的には打破せずしてなしうる可能性を信じてゐる。即ち生產と分配との不公平を矯めるためには會社配當の制限を爲し富者の暴利を禁示することも必要である。例へば一費稅の撤廢も實行すべきである、獨斷は不可である。英雄の力によらなければ、國民の意思を決定することの出來ない國民は、自慢でもなければ名譽でもない。民政黨は、普選の運用と政黨の組織の上に强き國民の意志を決定遂ために、勢ひ生產品も高くなる。高い品物は、外國の市場へ出しても消化しない。

以上は一例であるが革新黨は具體的な政策を調査し民衆生活の安定を期し、文明の發達を期しやうとするのである。

因に同黨の社會問題に關する政策は

一、生活必需品に對する課稅の減輕
一、累進課稅により間接稅の課徵をはぶくこと
一、小作法の確立

二、立憲民政黨の綱領

立憲民政黨は、言ふ迄もなく、舊憲政會と政友本黨から成り立つてゐる。

この民政黨は、濱口總裁の就任の辭にもあるやうに、「個々の人間の自由を尊重し意見を暢展せしめ、地方選出の代議士や黨員の主張を基礎として、黨の態度を決めやうとする」にある。蓋し英雄は、尊敬しなければならないが、國民の意思を決定することの出來ない國民は、自慢でもなければ名譽でもない。民政黨は、普選の運用と政黨の組織の上に强き國民の意志を決定遂

行せんとするのである。

簡單に民政黨の標識をあげると、國家整調主義である。之はしかし國有主義ではない。即ち、生産や分配の機關を國營にしやうとするのではない。なるだけ個人經營、組合經營、株式經營を發達せしめやうとするのである。併し、吾々は、すでに、いくたの自由主義の弊害を經て來たのである。個人主義を、民政黨も、是認するのではない。資本家の横暴は、阻止するが、立法の力によつて、國家の整調を加へ公衆の福利と、國家の富强をはからうとするのである。そのためには分配は公平であらねばならぬし、生産をまさなくてはならぬ、宣言に云ふ、

「經濟、金融、産業、資源を、國家の意志によつて、整調し自由競爭の能率を善用して社會公衆の福利に合致せしめんことを要求す」と、

之に對し、一部からは、社會主義的色彩を有するものと非難し、無産黨側からは、資本主義の便益をはかるものだと反駁してゐるが、民政黨は、資本主義も共産主義も、いづれも主張が獨占的で自由競爭の能率を消滅してゐる。吾々は、國家整調主義によつて、個人的創造に活動しうる世界を與へ個人的營利心を牽引力となし、しかも國家の整調を加へて大衆の福利と合致せしめやうとするのであると稱してゐる。而て、かく大衆の福利に合致し、國民の總意を背景にして、勞資雙方に統制力を有するからには、之が徹底すればストライキも小作問題も又直接行動にうつたふるが如きことは消滅するのである。即ち産業平和を修理の上に樹立しやうとするのが民政黨の根本政策である。

因にその政綱をあげると

一、國民の總意を帝國議會に反映し、天皇統治の下、議會中心政治を徹底せしむべし。

二、國家の整調によつて生産を旺盛にし分配を公平し、社會不安の禍根を芟除すべし。

三、國際正義を國交の上に貫徹し人種平等資源公開の原則を擁充すべし。

四、品性を陶冶し獨創自發の個性を啓き學習の機會を均等にし、進んで教育の實際化を期すべし。

五、立法行政及び地方自治に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し以て新興の機運に順應すべき改造の實現を期すべし

而て民政黨は、現代に於ては、緊縮政策をふりかざして、經濟の確立を圖らうとしてゐるのである。尙社會政策は、

一、新勞資協調主義による勞働問題の解決

一、小作立法

三、立憲政友會の基調

政友會は、民政黨の緊縮政策に對し積極進取主義を標榜してゐる。

而て、その前身の自由黨以來、民權自由主義をとり、多數民權の伸張を求め特權階級よりの解放を叫び、機會均等を目標として來た。現在の政友會の主義が如何なる處にあるかは、とにかくとして、民選議院設立の建白、國會開設の運動當時の自由黨はたしかに民衆の運動を指導して來たことは事實であつた。然し、時は流れてゆく。世相は變化する。政友會の色彩も種々と變つて來た。だが、その間の消長を今こゝにかく餘裕をもたない。けれども政友會の主張

としては、依然自由主義を標榜してゐる。而て、資本專制主義も、勞働者專制主義も、共に排して、進歩のために、改善變化を求めるのである。つまり保守主義でもなければ、急進的に社會の改造を企てる社會主義や共産主義でもなく、各人のもつ自由、個性を發揮せしめ能率を增進し、以て社會全體の利福を期しやうとするのである。この點は、原理論として、民政黨と同じである。而てこゝにいはゆる既成政黨が相通ずる一脈があるのである。たゞ政友會は、各階級の自由を尊重し能率を增進せしめるためには、「近代の産業組織の發達に處し、經濟生活の幸福を期するために、勞資協調して積極進取主義の政治を行はう」とする處に差違をもつてゐる。で政友會の主義も、階級意識を否定しない。各階級の協和を以て、國家社會の進歩をはかり、組織萬能、機械主義の文化を斥け、各個性の特長と自由とを確保し、各自の協調によつて全体生活の進歩を期せんとするのである。而て、現代の時勢に處しては、政友會は、産業立國策をたて、又教育を民衆に即せしめ、或は民衆の地方實際の經濟生活に即せしめることを、主張に入れてゐる。社會政策は、

一、勞働者災害扶助法制定
一、兒童扶助法（貧困寡婦扶助法）
一、貧困學童保護
一、盲啞教育改善
一、移植民奬勵

四、實業同志會の指導原理

實業同志會は、實業界の領袖武藤山治氏によつて大正十二年樹立された。

同黨の目標は、政權をうることでなしに、政界を廓清するために、國民の自覺を促す方法として議會と云ふ敎壇から政治敎育を叫ばうとするにある。即ち同志會は、はた我國の政界の腐敗を匡正し、國民生活を脅かし發展を妨害する不經濟な政治を改革しやうとするのである。而て、現在の經濟界の行詰りは、資本を濫費する政治の爲めである、故に之を改革すべく、先づ現在の十一省を五省に減じ、以て多大の經濟の節減を爲すべきことを主張してゐる。又、民間の仕事を國有にしたり、色々な仕事を政府が手を出すことは、國民經濟を亂すものであるとて、國家社會主義に反對を表明してゐる。即ち、實業同志會の主張は、民間經濟の潤澤を期し、そのためには、民衆の政治的自覺を喚起し以て、政黨政治の廓正をはからうとするのである。

こゝに云ふ民間の經濟を潤澤するとは、一例をあげると、郵便貯金は、大藏大臣の指金に任せてある。故に貯金十五億のうち一億三千百四十萬圓は、緣故ある銀行會社に貸付けて損失をしてゐるから之は英國の如く內國債以外には投資を許さぬ法律を制定せよ、又八億圓以上の政府預金は、年二、三分の低利であづけてゐるが若し英國の如く少額の支拂準備金を除いて全部の公債を償還して國民の手に戻したならば、金利は下り經濟界は好況になることは明かであると主張するが如きことである。

「今は小さき蠟燭であつても、正義の力はいつか輝くであらう」

實業同志會は、少數を擁してかく叫んでゐる。

以上に於て、吾々は、所謂、既成政黨の主張の根本精神をざつとつかんで來たのであるが、目を轉じて、新興の所謂「無產政黨」なるものゝ根本をながめてみやう。この新興階級こそ、今次の普選の意義を如實に示すものである。而てそれは、將來我が政界原則として一切の民衆が參政の權利を與へられてゐる政界の行く手を、自ら示すことゝならう。

五、勞働農民黨の精神

無產黨のうちでの左翼團體で、大山郁夫氏が黨首となつてゐる。

この勞働農民黨の目標は何か、曰く、「政治的自由の獲得」であると云ふ。この政治的自由の獲得のために全鬪爭を集中し運動をしてゐるのである。然らば、この指導精神は、何から生れて來たのであらうか？大山郁夫氏は、「大衆によびかけて」「政治は力だとか、正義だとかいふやうな漠然とした定義は、ハツキリと物を云ふことをわすれたブルジヨアジイの代表者たちの言ひ方である。政治は、經濟の集中的表現である」と云ひ、民衆は、日常生活に於て、永い間、大資本のために小資本が壓倒され資本は集中され、一部の人々の獨占が增進していつたことを觀知したであらう。これは而て、自然的に成長したものでなくて、意識的に高められていつたのである。この傾向は、必然的に少數の財閥をつくり、經濟上の寡頭的支配を現出した而て之が政治上に反映してゐる。理論家は、現代の政治に「金融寡頭政治」の名を冠してゐる。

かくした政治のために、民衆は、次第に、立法の上に殘された自由さへを失つてゆく、それは金融資本支配確立の道程に於て「必然」なことである。かくて之は、鬪爭によつて揚棄せねばならぬ、同黨の第二回大會が決定した運動方針は具體的に之を規定してゐる

(一) 客觀的狀勢（抄出）

(イ) 民衆の生活の窮乏は今や言語に絶するものがある、これ實に資本主義の矛盾が日一日と露骨にあらはれるものに他ならない。我國に於て、戰後の恐慌以來、不景氣甚しく、情勢は惡化する一方であつたが特に今春の金融恐慌以後深刻を極めるに至つた。即ち勞働者は產業の合理化の犧牲となつて失業、賃金の値下げ、勞働條件の惡化に苦しみ、農民は重稅と高利と小作料との搾取に惱み一般無產市民亦も生活の窮迫にさらされるに至つた。かくてこれ等の民衆の間には、自然不平不滿かわき資本家地主の政府に對する反抗となつて來た。

(ロ) この民衆に對し政府は、民衆を抑壓し、制限された民衆の政治的自由は、無慘にも粉碎されんとした。しかも政友會、民政黨、實業同志會等の資本家黨派は民衆の抑壓に協力し、革新黨、社會民衆黨、日本勞農黨は、民衆を代表して抗爭しやうとはしなかつた。云々

社會政策として揭げてゐるものは、

一、言論、集會、出版、結社の完全なる自由
一、無產階級抑壓諸法令の廢止
一、八時間勞働制確立
一、團結權罷業權及團體協約權確立
一、失業者の生活國庫保障
一、耕作權の確立
一、所得稅の免稅點引上
一、生活必需品の關稅及消費稅廢止
一、民族的封建的賤視觀念による差別撤廢

六、日本勞農黨の目標

日本勞働農民黨の目標には、二つある。一は、無產大衆を政治的に結合して、既成政黨を擊破し、社會を根本的に改造することである。

そのためには、階級意識を覺醒すべく、政治的智識の開發のために敎育宣傳をやり、議會に代表者を送つて、無產大衆の生活利益を主張し擁護する。二は、分裂對立せる現在の無產階級運動の狀態を克服しその統一の實現を期することである。勿論日勞黨は、必ずしも分裂を否定するのではないが、現在の無產階級運動の目的を達成せんとするのには、この統一を必要なりと認めてゐるのである。かくていはゆる「單一無產政黨」の結成運動をやつてゐるのである。處が、左翼の勞農黨には、福本和夫一派の宗派的分裂主義者いはゆる「福本イズム」があり、社會民衆黨には赤松克麿、松岡駒吉氏などの分裂讃美者がありこゝのところ混亂してゐる。而て、この黨の構成分子は、勞働者農民を土臺として小賣商人、安月給取等の小市民をふくめてゐる。從つて、中產階級の無產階級化もこの黨の使命のうちにふくまれてゐるやうである。社會政策としては、

一、言論、出版、集會および結社の自由
一、團結權、罷業權、及耕作權の確立
一、八時間勞働制確立
一、健康保險法の改正
一、失業者の生活國庫保障
一、惡稅の撤廢
一、貧窮者救濟法制定
一、失業者救濟法の施行
一、生活賃銀法の制定
一、資本累進課稅の創設

七、日本農民黨の使命

「社會の正義」といふものは、その時代々によつて內容は、進化するものである。而て如何なる社會、如何なる時代に於ても、社會にもつとも必要な働きを爲す者の利便が優先せられ、然らざるものが犧牲に供せられるのは當然である。資本主義でも、その發達が社會のために望ましきものであるとせられてゐた時代には、その發達といふ名の下に多くの下層階級の血と骨とが、犧牲に供せられて來たのである。

然るに、資本主義は、その當初は、生產に從事する生產階級であつたが、漸次生產そのものから遊離して、階級化した。そしてそれは、有害無益の階級となつて終つたのである。

然るに、既成政黨は、この存在の理由なき資本に立脚して諸々の社會生活を規定してゐる。之は明治維新の前後に武士階級の利害に立脚した政治をやつた愚と等しいのである。故にこの既成政黨を排擊して、合法的手段により生產者本位の政治にまで變革を期す」るのである。之は而て無產大衆の利益を正當に擁護する唯一の道であるばかりでなく、今日の經濟的衰調を打開し新しき社會全般の繁榮を齎すことゝなるのである。

かくて「自ら生產に從事する國民層の利便に立脚して諸の社會生活を規定せよ」と日農黨は先づ主張するのである。

然し、既成政黨を排擊するのは各無產黨の共同主張であるが特に日本農民黨が存在する理由は、どこにあるか。といふと、他の無產黨が、餘りに、賃金勞働者の立場と

理論の底辺に綱して、日本農民の生産關係に於ける社會的地位の特自の立場を理解しないで、農民の要求が正當に認識されてゐないからである。蓋し、生産者と稱するも、農民や中小の商工業者、自由職業者と、工場勞働者即ちプロレタリアとは、生産の社會關係を異にしてゐる。從て、生産者本位といふ共同目的に對しても、その方法に自ら差違を生ずる。然るに、農民によつて代表せられる獨立生産者の立場は、賃金勞働者に比し認められてゐない。故に眞實の無産大衆の解放を期するためには、勿論この獨立生産者の要求を正當に認識せねばならぬ。こゝに勞農提携を唱へて、日本農民黨がたつてゐるのである。

一、借地借家權の確立
一、間接稅の撤廢と不勞所得に對する高率累進稅の賦課
一、無產運動取締諸法令撤廢

八、社會民衆黨の主張

現代の資本主義は、之をいかに改善しても、無產階級の過勞と失業と不衞生を根本的に除去することは不可能である。而て今や資本主義は、歷史的必然の過程として崩壞し新しき社會が生れやうとしてゐる秋に達してゐる。

故に、この必然的過程に順じて中產下層大衆を包含する勤勞階級本位の政治經濟制度を建設し、以て健全なる國民生活を樹立しやうとする。これが社會民衆黨の第一の指導精神で、この無產階級の經濟的政治的解放の目的を達成するためには、資本主義制度を「合法的手段」によつて根本的に改革をせねばならぬ。然しこの革命は、少數の指導的一群が或る目的を實現するために大衆の要望を看板にかゝげてやる獨裁的の政治には、あくまでも反對するので、これは、共產黨の手段に一致をかくのである。

共產黨の改革方法は、名は「大衆の要望」の看板を揭げてゐても、その實は少數の或るものが、その獨裁的な意志を遂行するにしかすぎぬ。彼等は、有產階級に對して、無產階級の獨裁的政治を主張してゐると同樣に、無產階級の內に於ても獨裁を主張する。かれ等はかくて大衆の要望をかゝげ乍ら自主的意志を蹂躙せんとしつゝあるのである。即ち同黨は、社會不安に乘じてやる暴動的改革を排し、民衆の自覺にまつ自主的意志の實現として資本主義的制度を改革せんとするのである。

即ち、資本主義制度の改革も急激な崩壞は、一種の革命家の幻覺であり、社會科學の脫線であるから、その運動の原則は、あくまでも合法的で、民衆の自覺により政治的鬪爭によつて實現しやうとしてゐるのである。故に云ふ、

「現下の過程は、社會運動の基礎工事的なる宣傳組織の時代である」

而てこの主義は、國際社會運動に向つても延長され、ロシヤの共產黨を中心とする第三インターナショナルの世界革命運動も、自主性をみとめざる獨裁的政治なりとして之に反對し、國際的民主的組織の上にたつて協力しやうとしてゐるのである。重要社會政策は、

一、積極的失業者救濟策の計畫
一、封建的賤視觀念撲滅
一、小作法制定
一、勞働組合法制定
一、健康保險法改正
一、新聞紙法改正
一、借地借家法の普及

短信

大阪刑務所の 非常召集

非常召集

昭和三年一月二日午前四時二十五分所長典獄補出廳直に堺警察署並に同消防署に非常演習の豫報をなし又各區勤務の看守に非常召集の汽笛鳴るも演習に付收容者に安心せしむる樣注意を加へ且交代時間遲るゝに付其儘勤務すべきを命ず

四時三十三分非常滊笛長短亂吹此のけたゝましき響音に屠蘇氣分の惰眠を覺されすは一大事と或は服の釦を嵌めつゝ或は帶劍を片手に駈け付けたるもの

汽笛吹始ヨリ	登廳時間	人員
七分以內	四、四〇分	四九
十二分以內	四、四五	七〇
十七分以內	四、五〇	二〇
二十二分以內	四、五五	二
二十七分以內	五、〇〇	八
三十二分以內	五、〇五	五
三十二分以上	自五、一〇至五、五〇	七
計		一六一
不參者(汽笛ヲ覺知セズ)		九
夜勤當務者		四二
召集セザルモノ(汽笛ノ達セザル區域居住)		八四
病氣、歸省等ノ者		八

四時四十五分構外消防機庫へ放水配置、

看守長一、看守一〇

同　構內ホース配置　同　一、同　一〇

消火標的第四區雜居舍東翼

五時三分　放水完備　此間十八分

逃走者追跡

五時四十分看守二名に淺葱色短衣を纏はしめ仮裝逃走者として中門より潛出せしむ

六時看守長二名に看守三十六名を附し二隊に分ち捜索隊を派遣す

捜索時間　一時間　七時の汽笛に依り引揚ぐること但潛伏者追跡者共人家構內に入を禁じ又逮捕したる者又は逮捕されざる者には賞品を與ふことゝす

潛伏區域

イ、刑務所前路ヨリ淺香山ニ到ル線ノ北
ロ、同西側ヨリ大和川ニ到ル線ノ東
ハ、淺香山ト大和川ニ到ル線ヨリ(ロ)ノ線マデ
ニ、大和川ヨリ(イ)ノ線マデ

刑政第41巻第3号
矯正図書館

此ノ區域内ハ人家少キモ商業學校、腦病院、貯水池、變電所及大小ノ池沼多ク雜木叢生潛伏ニ便ナリ

六時三十分捜査狀況視察の爲め看守長二名を派遣したるも逮捕の模様なし

七時引揚汽笛に依り三々五々流汗を拭ひながら疲勞の体にて歸來し仮裝逃走者は最後に悠々歸廳せり

焚出

五時三十分用度主任に部下五名を附し約二百名に對する朝食握飯及薩摩汁の用意を命ず

材料は幸ひ休業中受刑者用として購入せし分を一時流用せしを以て購入等の手數なし

六時四十分出來上りたるを以て看守休憩所に排列せしむ

七時三十分全員に對し朝食を喫せしめ成績に對し訓示及注意する處ありて解隊す

結果

此度の召集は召集票に依る部落居住者を除き汽笛の達する區域の居住者のみに行ひたるを以て當日は西風にて堺市街方面には汽笛達せざりしも東部に居住するものは一里乃至一里半を距る部落(召集票配布區域)に在るものも出所せり

汽笛の達する區域内の者にして不參者九名あり孰れも新年のことゝて廻禮又は來客に依り深夜まで痛飲し家族一同熟睡の爲めと云ふ但し内二名は最多數の戒護勤務者中に屬するを以て極めて少數なるも七名は戒護に非らざる内勤事務員にして少數なる内勤者より此數を見るは誠に遺憾とす中には家族に於ては汽笛を覺へ居たるものありと云ふを以て見るときは非常時に對する注意力が戒護勤務者と然らざる者との間に甚敷懸隔あるを知るべし

前日拜賀式の爲めの肩章其儘に出所せしもの一二名に止まり其他は事急迫の際に拘らず之を除き居りしは平素服裝に對する注意の可なるを認む

防火に就て、ホースを構外使用の分と構内使用の分との數量分布を誤り構外より三本構内に補充せし爲め五六分間の時間を徒費したると又ホース繼ぎ台せに熟練せざるものありて迅速を欠きたるは遺憾とする處なり

追跡に就て各自功を急ぐ爲め競て前進し途中の注意足らざるの感あり

假裝者ノ一名ハ刑務所ヲ距ル僅々十町計リノ田圃中極メテ發見シ易キ藁塚ノ間ニ潛伏シ居ルニ拘ラズ其附近ヲ追跡隊ノ多數者駈ケ抜ケ遂ニ發見セズ

他ノ一名ハ同ジク二十餘町距リタル池畔ノ叢中ニ潜ミ其場所ニハ看守長ガ特ニ四名ノ看守ヲシテ捜索セシメシモ是亦發見スルニ到ラズ

焚出に就て、一ト釜の飯は炊夫が白米のみの炊爨に馴れざる爲め軟か過ぎたると折角の薩摩汁が塩辛くして喫了するに到らざりし

「活きた敎訓」

妹の心

母のこゝろ

意思の弱い婦人は、夫が處刑されたやうな場合には、子供があればそれを他にやつて自分も縁づくといふやうなことはよくあるものですが、妻が左樣な行動に出るといふことは服役中の夫をしてます〳〵惡化さすものです、惡事をして入所した場合に本人は妻であらうと、妹であらうと、母であらうと婦人に對しては非常な信頼をおくものですから、事件に處した場合の婦人の覺悟といふものはなか〳〵大切なものです。

◇

遠藤爲吉(假名)さんの家は爲吉さんと妹のふさ(假名)さんと兩親合して四人の家庭でしたが、爲吉さんはふとした機會から

▲放とうを初めつひには金につまつて惡事を働き苦役しなければならぬ身となりました、兄が服役してからはふささんは毎日刑務所をおとづれてはさびしい兄の心持をなぐさめてゐましたが。ふささんがある日面會に來たときに兄の爲吉さんはいひました『お前ももう年頃であるからお嫁に行かなければなるまい』と、處がふささんがいふには「私は兄さんと

▲二人仲よくして大きくなつたのです、それにいま兄さんはこんな處で苦しいつとめをしてゐるのに、私がなんであなた一人殘してお嫁に行けませう、またお嫁に行こうなどと思つてはゐませんお花見より

我子の顔

又丁度春の候でありました、入所中の一人息子を尋ねて

▲その母が面會に來ました、その時その息子がいふには『お母さん花見に行つたか』と……その言葉を聞くとそのお母さんは涙ぐんでしまひました、そしていふには『私がどうして花見に行く氣になれませう、世間さまには花見だなんだと浮かれてゐる方もありますが、私はそんなひまがあつたら

▲お前の顔を見に來ます、そしてお前が元氣な顏をしてゐたら力を得て歸りますが、もし元氣がなかつたら家へ歸つてもどうしたことかと氣にかゝつて夜もまんじりと出來ません、けふもお前の顏を見に來たのだから顏をよく見せておくれ』といつて淚をためた老眼で

▲息子の顏を見ようとしたが、母の言葉で眞心をいられたと見えて息子はよう顏をあげませんでした。

……報知新聞……

◇

ん、兄さんが自由な身となつて御歸りになるのをただまつてばかりです、それに親達は二人して孝養つくしてくれることを望んでゐられたのに

▲兄さんがこゝへこられたので非常にかなしがつてをられます、私がいまお嫁に行つたらだれがお父さんやお母さんに孝行を盡くすでせう、ですから私はいつまでもあなたが出てこられるのを待つて、また二人分の孝養を盡くしてゐますからどうぞ安心して下さい』といつて兄を泣かしました、その後爲吉さんは出所後はいままでの放とうを

▲ぷっつりと止めて眞人間となり、兩親に對し以前にました孝養を盡くしてゐます、これなどは自分の身を犧牲にしてまでも兄に盡くし改心させたよい一例で事件に處して婦人の力が如何に偉大であるかを知らしめるものといはねばなりません

◇



◇ ○ ○ ○

◇刑務所に神棚を設けよ

齋藤生

受刑者に敬神崇祖の念を涵養し改過遷善に導くの一方便として、教誨堂に神棚を設けよ。我日本帝國の御先祖神に在す伊勢神宮のお札の頒布を受け、教誨施行の際、一同をして默拜せしめてはと思ふのである。お互の家庭には神棚がありそして伊勢神宮のお札又は產土神のお札が貼られて、朝夕それに向て敬神の意を表し國恩に感謝してゐるではないか。受刑者の中にも入所前は斯した者が多いと思ふ。それが入所の身となり、神棚に向ふことのないのに或淋しさを感じて居る者がないだらうか。若しあるとすれば彼等に神棚を與へてやることは、敎化上大いに効果のあることゝ思はれる。又さうでなくとも我々は神國の民として神を敬ふことは何人と雖も之を守らねばならぬ。長い間拘禁生活を續けて、其間神棚に向ふことのないとは遺憾とせねばならぬ。縱令佛檀の前には常に禮拜して居ても、神棚に向はない時は我々は淋しい。

彼等に神棚を與へることは面倒もなく、又敎誨の上にも非常な利益のあることゝ信ずるものである。拍手を打て御先祖神樣を拜む時邪念が起りませうか。誠に清淨潔白な心となるのである。極く瞬間でもさうした心が出來たとすれば心の修養の上に大いなる影響がある。殊に祝祭日の敎誨などには、神棚に向て拍手を打たせたいものである。

◇作業指定上の小卑見

靜岡　草深生

作業を賦課する現時の目的は往時に於て直接懲苦の具となせしと異なり、犯罪の動機に直接又は間接的に基因する處の職業の趣味、勤勉、持續性を欠如せるを陶冶し以て無爲徒食、正業を嫌忌し尚且一攫千金を夢みるの性癖を矯正し由之其の欠陷性の涵養と勤勞の良習慣を馴致せしめ以て矯過遷善の一方策として敎養の目的に出てたることは、其の目的の上に於ては唇齒相待、輔車相依の關係に在る敎誨敎育と相俟て行刑の二大眼目である、而して行刑上この重大なる意義を有する作業の指定に就て仕上高を以て科程を定むるにあらずして服業時間即ち時間科程に從事するもの〻人選上に於て一つの小卑見を有するまゝ敢て爰に憚らず其れを記述して見たい。

若しこゝに前記時間科程に從事するものの中に於て嫌業者、怠惰者、放逸者ありとせば如何、かゝる性癖を有するものも一定の仕上高を以て一日の科程を課し而して勤勞の良習慣を馴致せしめ勞働の價値を自覺せしむれば兎も角も然らずして時間科程の作業に從事せしめなば、慣れるに從つて何時しか又も其の性癖が現はれて動もすれば作業上に於て勞力を惜み或は怠り又は倦まんとし陰日向の行動に出て尚且つ性狡猾なるものは要領を得て動作をせんとするの念を誘起し時間科程に就かしめたるが爲に勤勉の素質を失ふを保し難し、果してこの事あらんか敎上の精神陶冶も遂に其の美を濟す能はざるに至るであらう、素より斯る怠惰の念を生じたるものあるときに於ては、受持者、監督者の在るありて其れに注意し尚且肯ぜざるものある時は懲罰の方法を以て其の誤れる觀念を促す手段ありとは雖も、私は寧ろ斯かる性癖の所有者に對しては最初より時間科程に就かしめず仕上高を以て科程とする作業を科し、飽までも此の科程だけは仕上げなければならぬと謂ふ觀念を日々に養成するの必要あるを感ずるのである。かくすれば遂には習慣性ともなり由之職業に對する趣味も、勤勉も、持續性も自然に培養せられ釋放後に於ける從業の上にもこの修得されたる精神を活用するを得るに於ては、これが爲めにも再犯の數を幾分なりとも減少するに至りて行刑に於ける作業賦課の目的をも、より以上に達するに至るであらうと思ふ、近時機械化作業の陸續現出する時代に於て殊にこの時間を以て科程とする業種の多きを思ひ、此の感を深くせると同時に此の種無科程業に從事するものゝ撰擇に其の犯罪の原因が職業の怠惰に出でたるものにあらざるや否やを、考察するの要あることを感じたのである。

◇青少年受刑者の敎養に就て

鹿兒島　子實生

受刑者の改善に就ては識者實務家先輩の常に鋭意研鑽を積まれて居ることでありますが就中少年受刑者の處遇に就ては最近種々新しき試みを以て其効蹟を擧げられつゝあるは斯界の爲め慶を强くする譯であります。犯罪の原因に就て少年受刑者の環境を調べて見ましても多種多樣でありますが其近き原因は放浪生活が主で殆んど入所當時は野生に近い者が多く隨つて敎育は素より規律と曰ふ點に至つては全く零であります規律を其處遇の根本とせねばならぬことは申すまでもありません、少年受刑者に對する現行敎育制度の中に體操の科目あるも曾に體育と曰ふに止まらず又規律的指導が其主なる目的であらうと惟はれます。體育の增進や規律的指導に就ては種々なる方法もありませうが蓋し軍隊敎育に優りたるものはなからうと信じます。最近青年訓練所の開始されたのも軍人養成と曰ふのが主眼でなく其目的が現在の小國民の體育を增進すると共に規律的指導にあるは勿論又一面此の訓練に因り犯罪に陷り易き時期にある青少年を救濟することになるのであります。而して青年訓練所に就て操練の實況を觀るに其緊張振りは既に吾等は國家の中堅たり得べしとの自信が其顏や貌の上に顯はれ實に國家の前途を想へば何とも曰へぬ喜ばしい感じが胸に滿つると共に克くも短時日に斯くの如き鍛練を爲したるものと指導の任に當る人に對し深き敬意を拂はずには居られませぬ。純白なる青年に對し此の制度あり一旦犯罪に陷りたるものに對し一層此の紀律的訓練の必要を感ずる譯であります。

なんとなれば少年受刑者に就て調べて見ても貧困や職業其他の關係により此の訓練所に入所を許さない種々な事情があり又入所しても欠席勝ちの者が多いやうである。完全なる訓練を受けたものは犯罪に陷るものが殆んど無い如何に此訓練が効果を奏しつゝあるかを感ずる次第であります。前に申したやうに此訓練は犯罪豫防と曰ふ刑事政策が其意味に含まれて居ると申したが併し一旦刑を受けた者に對しても此規定を準用すれば再犯を豫防すると曰ふ目的に沿ふ譯であります。軍事教育は規律の點は素より彼等の心理に深く國家的觀念を培ふに至るは當然であります又果斷勇往邁進の氣風を養ふに到つては蓋し此の教育に優るものはないと信じます。少年受刑者の環境が冷酷殘忍或は不遇なる家庭に人となり自然其の性格が僻んで居ると共に又決斷力に乏しく所謂薄志弱行であります。之等の性癖も此の訓練に因り漸次矯正されて行くものであらうと信ずるのであります。又社會純白なる青年と同樣に訓練規程を準用するに於ては均霑的處遇に感激し其僻み根性も何時か一變し其幼い心裡にも國家の中堅たりとの自重心の起るのは當然であらうと惟ひます。釋放後縱令訓練所に入るの機會ありとするも純白なる青年と伍し其動作をば毛頭も醜行不正の行爲は無きものと信ずに到れば入所中青年訓練の一層必要なるを感ずる次第であります。軍備縮少を以て世界の平和を唱ふる今日ではありますが之の試みがまさか國際問題に觸れるやうな六ケ敷ことはないと惟はれます。而して法規の改正や其他事情の許されないことありとすれば先づ當分內示に止め各少年刑務所一齊に之を試むるやう致したく教育に就ては在鄉軍人や現に訓練に携はる人の敎へを俟つのが宜敷樣惟はれます。聊か所感の一端を述べ此の訓練規程の實現を望む次第であります。

◇○○○

⊠吾等の信念

長野　裾花生

吾等刑務の職を奉ずる者は日常『正』『力』『愛』の三個の信條を以て、目的に進むを最も肝要なりと信ずるのである『正』は正しき意義にして不正の反對なり毎日の新聞の三面記事には官吏や公務員の各種の忌わしき醜行を揭げてあるが此の正義の觀念に立脚せば毛頭も醜行不正の行爲は無きものと信ず『力』は勇氣にして正義觀念を以て吾等の職務に聊かの躊躇もせず幾多の誘惑を排し勇往邁進する即ち勇氣あるを必要なりとす。『愛』は日常收容者に接するに嚴に失せず寬に流れずして慈愛の心を以て敎養に感化に努むれば必ずや刑務の目的の美果を穫得するものと信ずるのである。以上は今更新らしき事にはあらざるも新年初頭に當り改めて日記の一節に記す。（三、一、五）

⊠女未成年者取扱上の感

宮城　坂野つる

男未成年者は特に設けたる刑務所へ拘禁されつゝ有るも女未成年者は女成年收容所の一部に僅の區劃に依て拘禁し有るを以て成年者が之に惡影響を及ぼすこと又尠なからんや、元來婦女子は思慮淺薄にして嫉妬心最も深く其犯因に於ても思慮淺薄より辨別力を失ひて怨恨に基く放火嫉妬心より前後を失ひて起る放火等多きを見る、其性格を根本より矯さん又容易ならず從て入所後に於ても收容者間に於て怨恨嫉妬に基く犯行又顯るゝに至る其犯行の方法手段等にして成年者は未成年者に比し巧なることは理の當然にして此所に於て收容區劃の充分ならざるや知らず知らず其犯行の方法手段を未成年者が模倣熟達するの感なきや疑はるゝ處なり。近來前途遼遠なる少年の保護に重きを置き特に少年法を設けられ之に據て少年を充分に保護せらる可き政策なるも短期經過後に於て假釋放するの價値を多く得るなく空しくあたら少年の精神汚くが如き泉の源を鐵窓に遮ぎられて滔々たる清き流も池水の濁流の如く長期終了後迄鐵窓に停水するの止むなき者の多きは或は成年者よりの惡影響反動するの傾きなからんや全く疑はるゝ處にして折角無色透明に向ひつゝある淸水を他の塵芥の混入に依り濁流となさんか甚だ遺憾の極にして之れ前途有望なる彼等のため又社會の爲め實に惜む可きに有らざるや。

⊠彼は厄介な奴だ

春花生

我々は事務の處辨の爲に行刑を取扱ふに非ずして目的の爲に行刑にたづさわらねばならぬ任務を持つて居るのである。然るに折々「彼は厄介な奴だ」と言ふ言葉が出る事である。この裏面には消極的に表面事なかれ主義を希ふ事を暗示する。換言すれば積極的に行刑の目的たる收容者を改善せんとする事よりも表面外觀を裝はんとするに汲々たる遑の程を表わして居る。思ふに我々は事務の處辨の爲に行刑にたづさはるものとするならばそは當然の溜息であらう。而し我々は行刑の目的物たる收容者を社會適應性ならしめ良民を造ると云ふ事にならば厄介な奴だと澁面を作り、厄介視し得べきでない。彼等は改善すべき要素を多分に包含してゐる、であれば彼等の個性をよく洞察して之に適應する處遇を爲し得たならば聽ては社會適應性の人となり良民に伍し得るのである、我誠心の徹底するならば彼何ぞ背かんである。この厄介な奴だと思ふ心をすてゝ積極的に行刑の目的達成に精進したい。

⊠質疑回答欄がほしい

滋賀　ちから餅

我等の雜誌「刑政」も刑務所と家庭の人として讀め得られる平易な書物に改善された事は我々の最も敬服する處であります、今度又我々の爲めにお働き願ひ度いのであります、日常勤務して居りますと辭典や六法や法律敎科書で判斷の着かぬ刑務行政上に質問が出るのであります屢〻これに突當るのであります、多年刑務に從事された方々や本省の各書記官等も理事として居られるのであるから地方職員の爲且又刑務行政の爲刑務所から本省への質疑照會の樣に我々個人から出たあさなき考を直接御責任のある御敎導を得度御願する次第であります御設置被下ならは地方の職員がどんなに喜

んで毎日〳〵御間合する事でせう。

◇ ○ ○ ○

◎東都の友に捧ぐ

岡山　章光生

驛頭に君送る日や秋晴るゝ

勝関の聲聞かまほしと祈るなり君

か首途を祝ふこゝろに

拙なきまゝに此句、不味きまゝに

此歌を君に捧げて『なあに君六ケ月

位すぐたつよシツカリやつて來て吳

れ給へ……身體を大事にね……』と

堅い握手から離れてはや五ケ月を經

過致し候、其の間時々面白き御便り

を拜受す、其の都度小生も曾て東都

に在りし日を思ひ浮べて一入に喜ば

しく感じ居候、然る處御在所も殘り

一ケ月足らずに相成候、定めし卒業

試驗の準備に御忙しき事と御推察申

上候、去りながら刑務法、刑法、會

計法等のみが刑務官吏の總てにあら

ざるは豫て貴説の如くに候、優等の

成績!!　それを期待せざる者は一人

として御座なく候へ共御上京以前に

倍して溫き君、優しき君、腰低き君!!

それを待ちつゝある者も亦小生一人

には無之候、一昨年小生在所中井桁

所長殿より戴きし書中に左の句あり、

曰く

一、のびるほど土手に

手をつく柳かな

二、さがるほど人の

見上ぐる藤の花

勿論此句何れも人口に膾炙せらるゝ

ものなれども小生今尚難有拜戴自家

藥籠の中に納め居候、此際敢て貴兄

に御裾分致し候御受納下さらば幸甚

之に過ぎず候

此二句が程は時に徹夜も結構に候、

たゞ餘りに過ぎて健康を害ふことな

き程度に御奮闘を祈り上げ候、御子

息照夫君も御父さんの歸りを指折り

數へて樂しみ居られ候

特別の要事なき限り此書を御上京

中への最後に致し候

（以上）

◎春未だ淺し

山形　稠黄生

×

或る日曜の午後

私は只一人

ザク〳〵と殘雪を踏んで、

郊外の田甫道を步む。

身一ぱいに浴びた

軟い陽の光は、

流石春めいて暖いが

頬を撫る北風の寒いこと!

冬は未だ去らないのだ。

×

小川の岸は雪が消えて、

可憐な猫柳が

流れにゆられて居るが

田畑は未だ一面の雪だ。

山の北側には

雪袴を穿いた村の童は、

手製のスキーを

辷つて遊んで居る。

春は未だ淺い……

◎豐多摩水無月會句稿

（廣陽報）

遠山は白く光りて冬晴るゝ　廣陽

入營のときめく心頻に出し　雅房

行暮れて宿へは遠し枯野原　山風

冬晴やぬくみの土間に種撰び　堯秋

冬晴の空に百舌鳴く森の家　丹羽領

行程に人里遠き枯野哉　晴風

步みても〳〵なほ步みても枯野哉　東浪

落かゝる月を枯野の果にして　湖月

冬晴や暖かなれば日をほめる　雷山

冬晴や水音高く波光る　楠山

冬晴や障子に動く太鼓蜘蛛　巴波

黄昏の風に枯野のそよぎ哉　金波

入營の人と汽笛の別れ哉　虹峯

蔦葉踏む山路明るき枯野哉　ごん坊

無格好の袈となりぬ入營日　果山

犬がさり人もがさりの枯野哉　可笑

冬晴や大根洗ふ小川端　曉星

旗幾つ送る友の名光りける　玉鳳

嬉しさよ又悲しさよ入營日　庭葉

募集俳句

毎月募集

題・當季隨意

一と汗の値千〳〵金寒稽古　新潟　銀波

豆腐屋の喇叭とぎるゝ吹雪かな　長野　裾花

お化粧の鏡曇るや春寒し　宮城　螢村

山燒きの麓の畦に及びけり　晋州　あらた

伐殘す杉の光りや山眠る　新義州　梅香

米國の人形飾るや雛祭　下關　愛山

初午や藪の中にも赤幟　全　玉秀

春寒や牡丹の莚取除ねし　全　八雲

雪もまだらに消殘る　春月

新義州　指月

下關　藤丸

遠音床しや神の森　新義州　芳勝

板屋打つ音のさわがし初霰　徳島　蕉雨

草葺の家も風雅や梅の村

炭燒や住めば都の山の奥

石疊つぎめ〳〵に草青む

炭竇の井桁に殘す手形哉

鶯や朝の機嫌の谷渡り

綿入や着換えに立ちし丸裸

鶯や小窓に顔の現はるゝ

刑政第41巻第3号
矯正図書館



家庭の頁

學年末に當つて
御母さんへ
進言します

いよ〳〵學年末でありますが、

第一は子供の目の前で『この子は、何の學科はまるで駄目です、私が出來なかつたから、きつと出來ないのでせう』などと決していはぬことです。父や母がこんなことをいつて居ると子供はほんたうにさうかと思つて努力してやれば出來ることでも、こんなことを聞かされてゐる間には、ほんとうに出來なくなつてしまひます。

第二には、通信簿を見て、子供の成績を過信してはなりません。その結果、力もないのをあるやうに誤つて、無理な學校へ入學させやうとしたりして、結局失敗することがあります。今度六年になつた兒童の、お母さま達は、この四月にはよく受持の先生について子供の眞の力を知つて適當な中學なり、女學校なりへ進ませる方が宜しいと思ひます。

一概にはいはれませんが、子供の成績に甲乙をつけるのは、二つの場合があります。即ち一つは眞の力に相當した成績で、もう一つは甲の價値はないが、これを甲として、大いにはげまし發奮させ、自信をつけさせやうとする、敎育上有效なりとして用ひられる、奬勵的のものとであらうと思ひます。ですから通信簿ばかりをあてにせず、よく受持敎師について眞の成績を知つて、兒童の前途を過らせないやうにするのが、大切です。

第三は子供の體育に今一しほの注意をすることで、如何に學科がよく出來ても、身體をこはしては何んにもなりません。どうしても一番大切なことは、身體の丈夫といふことより外にありますまい。身體を丈夫にする第一の方法は、日曜などの休日を利用して、梅干の握り飯を持たせて、あぶなくない郊外へ伴れて行くのも一つの方法でせう。よく日曜になるときまつたやうにお芝居だの活動へ伴れられる方もありますが、子供の體育の上から見ても、これはよくないことです。

安眠と枕
腦との關係

枕は睡眠と最も密接な關係があるのですが、餘程の衛生家でない限りとかくそれを『等閑にする』やうですして安眠の出來ぬのは腦からばかり來る作用と考へる向きが多いが、其道の專門醫にきくと、やゝもすれば等閑視され勝ちのこの枕に實は餘程關係があるさうです。一體枕といへば中味は『そば殻』、『茶殻』などを詰めた物が普通のやうで、新しい枕であればそれも決してわるくはないが、そば殻や茶殻入りの枕は

『始終用ゐて』居ると頭の溫度によつて自然に溫か味を生む樣にもなります、そして枕が溫かくなると普通安眠狀態に入ることが出來ぬ場合が多いのです。それで頭を常に氣にする人達は中味へ『小豆』や『小粒石』を詰た枕を用ひます。これはそば殻や茶殻の枕より餘程冷めたいので、從つて效果あるものです

『實驗家の話』によると小豆枕は夜中に一回、頭を當てた反對の側を返して用ひれば朝まで冷めたい儘であるさうです。そこへ行くと小粒石の枕は小豆より早く熱を帶びるさうです。でよく安眠するにはやはり小豆枕が一番よいが、しかし注意すべきは二ヶ月に一回位は中の小豆を入れ替へる必要があるさうです。これは長く用ひると小豆と小豆が磨擦し表皮に

『光澤を生じ』て、冷へ加減が鈍る關係です。それからまた『石枕』といふのがあります。これは小豆以上の特殊品で最近功果を確認せられ皇族方の中にも御使用になつてる方があり、知名の政治家や實業家、軍人など所々頭を過度に使ふ人々の間に愛用されて居ります。この枕は厚地のスポンヂで

『丈夫に作ら』れ中にフオルマリン、麝水、重曹などを混合した冷却劑を詰め、更に小粒石を七分目ばかり入れてありますそれで重量が非常にあつて正に二貫目、そして水が洩れるといけないので外から一切開閉ができぬのは勿論です。値段は一個三圓前後で男女兼用。次は枕の高さだがよく眠れぬ人は

『低い物より』高い物を使ふ方がよいのです。これは腦の血液循環の關係からで、そして高い物を用ゐるには腦を冷却するやうな枕を用ひないといけません。

木の芽と共に
子供の丈が伸びる

〳〵背丈の伸びる時〳〵木の芽が伸びると一緒にどんな子供も身長がずん〳〵伸びる時です。例年秋から冬へかけては體重が增し、肥ますが春から夏へかけては反對に丈の方が高くなるのです。子供をすら〳〵と伸ばしてやりたい親はどういふ風に子供の日常持生活に氣をつけてやればよろしいか、

〳〵充分眠らせる事〳〵それには先づ充分子供に睡眠をとらせる事です。子供は普通十時間以上寢かさなければいけません。それも熟睡せしめる事が必要なのです、それにはどうするかといふとやはり早く起き夜早く寢る癖をつけるのが何よりです、夜寢る前に茶やコーヒー、チヨコレートのやうな物を與へるのは睡眠を妨げますし、それに夜尿を催してよく眠りません。乳兒は寢るだけ寢かした方がよいのです、そして日が長くなれば子供でも十五分か廿分位午睡させるのが効果があります夜は遲くも八時頃には就寢させるやうになさい。

〳〵歩行はよい運動〳〵それから適當な運動をさせることが必要です。運動の中でも殊に身體のためによいのは歩行することです。それには若し學校に通ふ子ならば、學校からの歸途は歩く癖をつけさせること。歩行は全身の平均運動で血液の循環をよくし適當に行ふのは健康上非常に有益な事なのです。殊に身長の伸びるこれからは脚の運動は最も必要です。そして努めて日光と美しい空氣を吸收せしめる樣心掛けるのが大切です。

〳〵好物を與へる事〳〵次に食物は好きなものを必要なだけ與へる事です。滋養分に富んだ消化のよいものを與へるのは勿論必要な事だが、それよりもつと大切なのはやはり子供の好物を欲しがるだけ與へることです。それが何より血となり肉となつて子供の榮養を助長するものです。

〳〵精神の激動は毒〳〵それから最後に精神感動をなるべく避けさせる事です。必要もないのにむやみと活動寫眞や芝居を見に連れて行き興奮させたり悲しがらせたりしては

刑政第41巻第3号
矯正図書館

いけません。出來るだけ自然の感情の經過をそこなはぬやうにしなければなりません。要するに睡眠、運動、食物と感情の激動に氣をつけることが大切なので、こうすれば子供の發育を大に助ける事になるのです。

皮膚病
胎毒の自信をば棄てねばならぬ

我國の家庭に於ては皮膚病に關する知識に欠乏してゐます、特に

△乳兒……の皮膚病はすべて胎毒と信じて一切醫療を受けしめない惡い因襲にとらはれてゐることです、胎毒を加療すると内こうするからといふのです、可愛い赤ん坊の頭か脂漏性濕しんでカキ殼のやうになつてきても、あるひは股間にただれを生ずる濕疹でも、あるひは全身にとび火する膿痂疹でもこと〴〵く胎毒と

△診斷……するのです。もつともその診斷は老人や近所の物知りが診斷するものであつて一度も醫師の診斷を受けたものではないのです、それであやしげな賣藥や、濕疹には最も避けねばならない洗できを盛んに行つて病氣を重らしてゐるものが多いのです、かくして小兒が弱りきつた後に醫師を訪問するのです、しかしその時には

△切開……せずにすむものも、切る必要を生じ一生ぬぐひ得ない創痕や、脫毛（ハゲ）を殘して肩身の狹い子供を作らねばならぬのです、

△胎毒……は醫學上では先天性梅毒を意味するものですが、たとひ梅毒であつても早く加療する必要があります、皮膚病を加療すると内こうするといふのはそれは治療しても、しなくても内こうする病氣なのであり、また体質なのであつて、治療をして惡いといふ皮膚病は一つもありません乳兒にくる

△胃腸……障害から自家中毒性に色々な皮膚病が出來ます、濕疹や膿痂疹や疥癬は一番多い病氣ですが、しかし胎毒などはめつたにないものです、ですから胎毒だといつて徒に古老の言を盲信して治療の時期を失ふことなくまづ醫師と相談すべきものであつて、しかる後

△自宅……で療法を行ふべきものであります

お尻の光つた洋服

これからオーバーコートをぬぐやうになつて全く見つともないものです。臭さまの恥辱でもありますメルトンやスコッチは生地に毛が多いため、めつたに光るやうにはなりませんが、地質の惡いサージは最もよく光るやうになります。まづ藥店からアンモニアを求めて來ます、そしてよくブラッシをかけておいて小さいブラッシにアンモニアをつけ丁寧にこすつて干しますともうそれでよいのです。その上にぬれタオルのアイロンをかけて臭味をぬけば、いかにお尻の光つてゐた洋服でも新しいやうになるのです。

叙任辭令

給三級俸
朝鮮總督府通譯生兼看守長　金　永　濟（金　泉）

同　同
給四級俸　同
朝鮮總督府看守長兼通譯生　金　正　培（全　州）

同　同
給五級俸　同
朝鮮總督府通譯生兼看守長　金　允　九（群　山）

給三級俸依願免本官並兼官
朝鮮總督府看守長　工　藤　安　治（大　田）

給五級俸（死亡）
朝鮮總督府典獄　則近喜代熊（大　田）

三級俸下賜
朝鮮總督府典獄補　森　德　永　郎（群　山）

四級俸下賜
朝鮮總督府敎誨師　首　藤　戒　定（咸　興）

七級俸下賜
同　同　土井秀哲（公　州）
朝鮮總督府保健技師　內田鉉藏（西大門）

五級俸下賜
同　安東進（光　州）

六級俸下賜
同　蘆田定男（全　州）

九級俸下賜
朝鮮總督府看守長　海城他人男（平　壤）

同　鈴木礎一（京　城）
同　石川亥之松（釜　山）
同　李雨均（平　壤）
同　西川喜久男（大　邱）
同　長澤英雄（新義州）
同　栗本眞一郎（釜　山）
同　朝鮮總督府通譯生兼看守長　洪鐘翕（大　田）

給六級俸
同　朝鮮總督府看守長兼通譯生　金正培（全　州）
同　朝鮮總督府通譯生兼看守長　金允九（群　山）
同　朝鮮總督府看守長　開田義勒（西大門）
同　同　中野治三郎（木　浦）
同　同　小野喬一（全　州）
同　同　有馬福太郎（京　城）
同　同　宮地次八（平　壤）
同　同　佐藤榮次郎（全　州）
給七級俸　同　澁谷力（金　泉）
同　同　城島房吉（光　州）
同　同　今村義男（海　州）
同　朝鮮總督府看守長兼通譯生　金顯泰（西大門）

同　朝鮮總督府看守長　新井庄吾（馬　山）
給月俸六十圓　朝鮮總督府屬　德永藤助（法務局）
同　同　中山傳（同）
栗田口留藏

任保健技師命宇都宮刑務所栃木支所勤務
十二級俸下賜
保健技師　竹內繁光（奈　良）
七級俸下賜依願免本官
栗田口留藏（栃　木）
依願免本官同
故從五位勳五等　典獄　津路嘉十郎（市　谷）
叙正五位。特旨ヲ以テ位一級追陞セラル

會報

○茶話會　本協會一月例會の茶話會は二十八日午後二時より第一講堂に於て開會。當日は陸軍參謀本部第一部長陸軍中將荒木貞夫氏の「國防の基礎概念」なる講演あり、軍備縮少問題を喧しく論議されて居る今日とて頗る有益な話であつた、午後四時三十分散會。

矯正図書館

刑務令規

○司法大臣訓令

（昭和二年十二月二十日）
（行甲第一七八四號）

大正十三年十一月行甲第一七九八號訓令中八王子少年刑務所ノ項殘刑期「十月未滿」ヲ「五月未滿」ニ改メ「長野」ノ下ニ「新潟、多古屋、岐阜」ヲ加フ

（昭和二年十二月二十二日）
（行甲第一八一三號）

大正十年十月監甲第七九八號訓令少年受刑者身體發育調査票作成進達ノ件ハ本年十二月分限之ヲ廢止ス

（昭和二年十二月二十四日）
（行甲第一八一八號）

大正十一年三月司法省訓令第四號行刑月報中第一表乃至第四表第六表乃至第八表及第十表ヲ廢止シ「第五表」ヲ「第一表」ニ「第九表」ヲ「第二表」ニ「行刑月報」ヲ「作業及衞生月報」ニ改メ昭和三年一月分ヨリ之ヲ施行ス

○行刑局長通牒

◎心神耗弱ノ少年受刑者移送制限擴張ニ關シ通牒

（昭和二年十二月二十日）
（行甲第一七八五號）

標記ノ件ニ關シ本日訓令相成候處右ハ從來刑期十月未滿者ハ移送人員ヨリ除外セラレ居リ候爲實際ノ取扱上不便有之ヲ以テ一層其ノ範圍ヲ擴張相成度尚敎誨施行ニ當リテハ努メテ是等ノ資料ヲ敎材ト爲シ適切ナル說明批判ヲ加ヘ受刑者ヲシテ完全ナル理解ヲ得セシメ以テ心身ノ修練ニ資シ本資料ヲ一層有效ニ利用相成候樣致度候

追テ活動寫眞「フヰルム」及蓄音器「レコード」ハ本省ニ於テ選定可致候得共適當ト認メラルヽモノ有之候ハヽ其ノ種類筋書等參考トナルヘキ事項御申出相成度候

記

活動寫眞

一、受刑者ニハ左ニ揭クルモノヲ除ク外活動寫眞ヲ觀覽セシムルコト但シ嚴ニ隔離ノ必要アル者ニ對シテハ觀覽席ニ嚴正隔離ノ趣旨ヲ貫クニ足ル特別ノ設備ヲ有シ且秩序維持上支障ナキ場合ニ限ル

イ、入所後二月ヲ經過セサル者

ロ、餘罪審理中ノ者

二、映寫ノ際ハ戒護上特ニ注意ヲ拂ヒ必要ニ可及的之カ利用ノ範圍ヲ擴メ敎化ノ充實ヲ期シ度存候間自今左記方法ニ依リ實施相成度尚敎誨施行ニ當リテハ努メテ是等ノ資料ヲ敎材ト爲シ適切ナル說明批判ヲ加ヘ受刑者ヲシテ完全ナル理解ヲ得セシメ以テ心身ノ修練ニ資シ本資料ヲ一層有效ニ利用相成候樣致度候

追テ活動寫眞「フヰルム」及蓄音器「レコード」ハ本省ニ於テ選定可致候得共適當ト認メラルヽモノ有之候ハヽ其ノ種類筋書等參考トナルヘキ事項御申出相成度候

記

活動寫眞

一、受刑者ニハ左ニ揭クルモノヲ除ク外活動寫眞ヲ觀覽セシムルコト但シ嚴ニ隔離ノ必要アル者ニ對シテハ觀覽席ニ嚴正隔離ノ趣旨ヲ貫クニ足ル特別ノ設備ヲ有シ且秩序維持上支障ナキ場合ニ限ル

イ、入所後二月ヲ經過セサル者

ロ、餘罪審理中ノ者

二、映寫ノ際ハ戒護上特ニ注意ヲ拂ヒ必要

アルトキハ晝間映寫ヲ爲シ或ハ受刑者ヲ適當ニ區分シテ觀覽セシメ或ハ觀覽席ノ照明裝置ヲ完備スル等多衆集合ニ伴フ弊害ノ防止ニ努ムルコト

三、映畫ノ內容ハ豫メ雜誌「人」ニ揭載シテ一般ノ觀覽ニ便セシム

四、活動寫眞ハ本省ノ指定シタル者ヲシテ巡回映寫セシメ且映畫ノ說明ニ當ラシム

蓄音器ニ依ル音樂

一、受刑者ニハ蓄音器ニ依リ音樂ヲ聽聞セシムルコト

二、獨居者ニ對シテハ成ルヘク在房ノ儘聽聞セシムルコト

三、蓄音器ハ每月二回之ヲ使聞セシメ每回數種ノ「レコード」ヲ使用スルコトヲ得

祝祭日、臨時免業日其ノ他特ニ必要ト認ムル場合ハ前項ノ回數ヲ一回增加スルコトヲ得

四、「レコード」ノ內容ニ依リ必要ト認ムルトキハ豫メ其ノ大要ヲ說明シ又ハ之ヲ印刷シテ看讀セシムル等受刑者ヲシテ容易ニ會得セシムル方法ヲ講スルコト

五、「レコード」ハ本省ノ指定シタルモノ內ヨリ配賦豫算ヲ以テ購入シ成ルヘク支所又ハ附近刑務所ト交換使用スルコト

雜誌「人」

一、受刑者ニハ雜誌「人」ヲ看讀セシムルコト刑事被告人又ハ被疑者ヨリ出願アルトキハ雜誌「人」ヲ看讀セシムルコトヲ得

文書圖書閱讀禁止中ノ者ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

二、雜誌「人」ハ一部ヲ分割シテ貸與セサルコト又一般ニ看讀セシメタル後ハ適宜編綴シ置キ爾後看讀ヲ請フ者アルトキハ更ニ看讀セシムルコトヲ得

三、雜誌「人」ハ各所ノ拘禁狀態ニ甚キ本省ニ於テ其ノ配付部數ヲ定メ小菅刑務所ヨリ保管轉換ヲ爲スヘキ爲雜誌「人」ト同樣注意相成度候

四、收容者ニ看讀セシムル爲雜誌「人」ト類似ノ印刷物ヲ發行セムトスル場合ハ本省ノ承認ヲ經ルコト

◎特殊未決拘禁者ニ限リ冠物ヲ使用セシメサルモ差支ナキ件

（昭和二年十二月廿一日）
（行甲第一七九五號）

從來刑事被告人被疑者ニ對シテハ裁判出廷護送ハ勿論接見運動入浴等苟モ居房外ニ出ス場合ニハ他人ト接觸スル機會ヲ防キ且本人ヲ保護スル爲一定ノ冠物ヲ使用セシメ居リ候ヘ共相當地位身分アル者ニ對シ斯カル一定特異ノ冠物ヲ使用セシムルハ反テ之カ爲本人ニ難堪痛苦ヲ感セシムル場合可有之ト被思料候ニ付テハ將來斯カル特殊ノ者ニ對シテハ關係司法官憲ト協議ノ上事件審理上竝戒護取締上支障ナシト認メタルトキハ本人ノ希望ニ依リ冠物ヲ使用セシメサルモ差支無之候條右ニ御了知相成度候

追テ之等ノ者ヲ出廷等ノ爲所外ニ護送スル場合ハ可成自己ノ冠物ヲ使用セシムル樣注意相成度候

◎勾留セラレタル被告人ノ提出セル上訴申立書ニ添付スヘキ書類廢止ノ件

（昭和二年十二月廿一日
行甲第一七九七號）

大正十三年二月行甲第一八五號ヲ以テ勾留セラレタル被告人刑務所ノ長又ハ其ノ代理者ニ上訴申立書ヲ提出シタル場合ハ定式ノ通知書ヲ添附シ裁判所ニ送付スヘキ旨及通牒置候處事務簡捷上爾今別紙ハ之ヲ廢シ申立書ノ餘白ニ日記番號、受領ノ年月日時ヲ附記シ之ニ刑務所ノ長又ハ其ノ代理者捺印ノ上送付スルコトニ改メ其ノ形式モ不體裁ヘキ事項左記ノ通一定致度候條右ニ依リ御取扱相成度候

左記

一、附記ノ形式

上訴申立書送付受領通知

監獄ノ長
又ハ其ノ
代理者認
印欄

昭和　年　月　日午前
後　時　分受領

何々第　號

取扱者
認印欄

二、不動文字ハ木版、謄寫版又ハ活字ヲ用ヒ其ノ取扱ヲ簡便ニスルコト

三、右附記ハ上訴申立書ノ餘白適當ノ場所ニ爲スコト

四、附記ノ文字ハ常ニ正確明瞭ナラシムル樣注意スルコト

（昭和二年十二月廿三日
行甲第一八一一號）

◇新入所者ヲ受取リタルトキノ領收證ニ關スル件

新ニ收容セラルル者ヲ受取リタルトキハ監獄法施行規則第十一條ニ依リ所定ノ要件ヲ記載シタル領收證ヲ護送者ニ交付スヘキコトニ相成居候ヘ共刑事被告人被疑者等ノ如ク入所ノ類繁或ハ一時ニ多數ヲ收容スルコトアル場合ニ於テ一々之ニ對シ制規ノ領收書ヲ作成交付スルハ實際ノ取扱上煩ニ堪ヘサルヲ以テ事務簡捷上斯カル場合ニ於テハ當該令狀ノ欄外餘白ニ領收ノ證ヲ附記シテ從來ノ領收書ニ代フルコトトシ其ノ附記スヘキ事項左記ノ通一定致度候條爾今右ニ依リ御取扱相成度候

記

一、附記ノ形式

收容者領收證

昭和　年　月　日午前
後　時　分領收

領收者　官　氏　名印

二、不動文字ハ木版、謄寫版若ハ活字ヲ用井其ノ取扱ヲ簡便ニスルコト

三、附記ハ令狀ノ上部中央部ヨリ向テ左方ニ亘リ之ヲ爲スコト

四、附記ノ文字ハ常ニ正確鮮明ナラシムルコト

◇受刑者ノ自辨眼鏡竝同襯衣ノ制式ニ關スル件通牒

（昭和二年十二月廿三日
行甲第一八一二號）

標記ノ物品ハ近來各所ニ於テ其ノ形式區々ニ相成之カ統一ノ必要有之候ニ付左記ノ通制式ヲ定メ候條右ニ依リ御取扱相成度但シ現在使用中ノモノハ其ノ儘トシ今後購入又ハ差入ノ際ハ制式ノ通改メラレ候樣致度候

左記

品目	品質	制式
眼鏡	ニツケル縁但シ縁ナシノモノヲ除ク	番 000 41×32 又ハ 41 mm瓦以下
男襯衣	茶色又ハ白色綿メリヤス又ハ綿ネル	普通シヤツ形
女襯衣	白色又ハ鶯色綿メリヤス又ハ綿ネル	普通シヤツ形又ハ和服型襟付

追テ右ハ未決拘禁者ニハ適用無之義ニ候得共受刑後ハ右ニ制限セラルヘキ旨趣ヲ豫告シ置カレ度候

◇丙種受刑者移送ニ關スル件

（昭和二年十二月二十三日
行甲第一八一四號）

丙種受刑者集禁制度ノ可否ニ付テハ曩ニ刑務所長會同ノ際ニ於テモ其ノ意見殆ト相半セル狀況ニ有之又過去ノ成績ニ徵シテモ遽ニ斷定致シ難ク候得共從來丙種受刑者認定上明確ナル標準ノ設定ナカリシハ本制度運用上ノ缺陷カトモ被思料候條偖今當該受刑者ト認メラルル者ニ對シテハ嚴密ナル考査ヲ遂ケ別紙樣式ニ依ル調書添付ノ上移送方本書ヘ內議相成候樣致度候

◇行刑月報中一部廢止ノ件ニ付通牒

（昭和二年十二月廿四日
行甲第一八一八號）

今般標記ノ件ニ關シ訓令相成候處右ハ客年十二月行甲第二號通牒ニ依リ刑務一覽表ヲ提出スルコトニ相成リタルトキニハ多大ノ手數ヲ要シ且メニ他ノ事務ノ能率ヲ阻害スルコト不尠候ニ付事務簡捷上之ヲ廢止相成リタル次第ニ付之ニ因リ生シタル餘力ノ利用方ニ付テハ十分御留意ノ上益々事務ノ進捗刷新ヲ期セラル、樣致度候追テ衞生月表ハ偖今別紙樣式ニ依リ調製相成度候

（別表略）

◇刑務所職員服忌內規ニ關スル件內牒

（昭和二年十二月廿六日
行甲第一八三四號）

刑務所職員服忌內規別紙之通決定候處刑務職員ハ餘人ヲ以テ代ヘ難キ職掌ヲ有シ其ノ職責モ亦頗ル重大ナルヲ以テ永キニ亘リ勤務ヲ缺クカ如キハ事務遂行上支障ヲ來タス處有之從テ服忌日數モ必要ナル程度ニ之ヲ短縮スルニ至リタル次第ニ候條部下職員ニ對シ此ノ趣旨ノ存スル所ヲ開示シ專念職務ニ當ラシムルト共ニ本內規ノ運用上遺憾ナキ樣御取計相成度候

（別紙）

刑務所職員服忌內規

一、刑務所職員（所長ヲ除ク）ノ服忌日數ハ左

ノ區分ニ據ル

(イ) 父母（養父母繼父母ヲ含ム）十日
(ロ) 祖父母其ノ他ノ直系尊屬　七日
但シ母方ノ曾祖父母及高祖父母死亡ノ場合ハ遠慮一日
(ハ) 夫又ハ妻　七日
(ニ) 子（養子ヲ含ム）　五日
(ホ) 兄弟姉妹　三日
(ヘ) 伯叔父母　二日
(ト) 嫡孫　二日
(チ) 其ノ他ノ親族　一日
(リ) 七歳未滿ノ小兒死亡ノ場合ハ父母ハ遠慮三日其ノ他ノ親族ハ遠慮一日

二、刑務所長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ前項ニ揭クル日數ヲ增減スルコトヲ得但シ服忌令ニ定ムル日數ヲ超ユルコトヲ得ス

三、第一項ニ揭クル服忌日數滿了シタルトキハ當然除服出仕ヲ命セラレタルモノトシ第二項ニ依リ服忌日數ノ變更ヲ要スル場合ニ限リ除服出仕ヲ命スヘキモノトス

◇收容者食糧給與手續中改正ノ件

依命通牒

（昭和二年十二月廿六日）
（行甲第一八四〇號）

大正三年三月監甲第二〇四號通牒收容者食糧給與手續中左ノ通改正相成候條

第二　作業別食量ハ別紙第二號表ニ依ル
但シ夕食ノ食量ハ別表指定ノ食量ニ二勺ヲ加ヘタルモノトス

第五　就業少年及準少年ノ食量ハ左記ニ依ル

一、獨居拘禁者ハ六等食トス
二、其ノ他ノ者ハ五等食トス此ノ場合ニ於テハ共用飯櫃ニ依リ之ヲ給與スルコトヲ得

第六　各作業中雜役ニ使用スル者アルトキハ當該作業種目中之ニ相當スル食量ヲ規定ノ食量ヨリ各一等ヲ增給スルコトヲ得

第七　作業ノ成績優良ナル者ニハ六等食ヲ給スル者ニハ作業奬勵ノ爲二勺ヲ增給ス此ノ場合ニ於テハ甘藷又ハ麵類等ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第八　就業者休業スル場合ト雖休業一日ナルトキハ前日相當ノ食量ヲ給シ休業二日以上ニ渉ルトキハ六等食以上ノ者ニ付テハ二日目ヨリ就業當日ノ次等食ヲ給ス

祝祭日等ニ於テ臨時餅又ハ赤飯等ヲ給與スル場合ハ之ニ相當スル食量ヲ減スルコトヲ得

第九　就業者ノ食量ハ年齡體質健康等ニ依リ保健上必要アル場合ハ之ヲ增減スルコトヲ得

第十　病者ノ食量ハ保健技師ノ意見ニ依ル

乳兒ヲ帶同スル婦女ノ食量ニ付亦同シ

第十一　建築工事ニ就業スル者ニ對シテハ規定ノ食量ヨリ各一等ヲ增給スルコトヲ得

第十二　本作業別所載ノ業種ニ依リ整理シ難キ作業ヲ施設ノトキハ新設ノ申請ト共ニ其ノ業相當ノ食量ヲ定メ認可ヲ受クヘシ

第二號　作業別食量表

業名	種目	食量
木工	指物工	
	細目	
	木取（六尺以上ノモノ）鶴嘴鋸等ノ柄削（樫材ノ類）	二合四勺
	普通指物	二合二勺
	小物指物	二合
藁工	藁工	
	大槌打方	二合六勺
	小槌打方	二合四勺
棕梱工ヲ含ム		
	器械綯	二合二勺
	太繩、胴太繩、釣瓶繩、叭、畚、扇、莚機、飯櫃、藁抜、タワシ	一合八勺
	中繩、小繩、草履、草鞋、俵解、菰編、円座、蓑、簀、下駄鼻緒、苫編爪掛、藁帋、畚敷俵編、箒馬沓、藁撰仕上	一合六勺
網工	網工	
	大形器械編	二合二勺
	普通器械編、器械直シ	二合
綿糸、實子、麻棕梱ヲ含ム		
	透方、糸繰	一合六勺

◇免業日ニ關スル件通牒

（昭和二年十二月二十八日）
（行甲第一八五九號）

毎月二日ノ免業日ト祝祭日トカ重複シタル場合ノ取扱方ニ關シテハ客年九月十一日行甲第一三七一號ヲ以テ及通牒置候處今日ノ社會狀態ニ於テハ如何ナル業務ニ服スル者ト雖祭日ト日曜トカ重複シタル場合他日ニ於テ休日ヲ得セシムルカ如キ方法ハ行ハレス現行方法ヲ繼續スルコトハ受刑者將來ノ爲必スシモ利益ナリトモ難認ニ付爾今斯ル場合ニ於テハ他日ニ於テ免業セシムルコトナキ樣御取扱相成度尙其ノ趣旨ニ付テハ誤解ナキ樣篤ト御申聞ケ相成度候

◇收容者食糧給與手續ニ關スル件通牒

（昭和三年一月九日）
（行甲第五號）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ問合ニ對シ乙號ノ通回答候條御了知相成度候

（甲號）

岡少刑發第二號　昭和三年一月四日

司法省行刑局長宛　岡崎少年刑務所長

收容者ノ給與食量ニ付伺

客年十二月二十六日付行甲第一八四〇號收容者ノ食糧給與手續中改正ノ內其ノ第五獨居拘禁者以外ノ就業少年及準少年ノ食量ハ第二號表ニ拘ハラス五等食均一ナリヤ將又最少限度ヲ五等食トセラレタルモノナリヤ後者ナリトセバ共用飯櫃ヲ使用スル場合ハ五等以上ノ各相當食量ヲ合算シ共同食ノ最多限度ト爲スヘキヤ聊カ疑義ニ渉リ候ニ付御指示ヲ得度候

（乙　號）

行丙第一〇號　昭和三年一月九日

岡崎少年刑務所長宛　司法省行刑局長

收容者ノ給與食量ニ關スル件回答

一月四日岡少刑發第二號ヲ以テ御問合ニ相成候標記ノ件右ハ心身發育ノ旺盛ナル就業少年及準少年ニ對シ特ニ規定セラレタル次第ニ有之隨テ作業別食量表ニ依ルコトナク均一的ニ給與スヘキ趣旨ニ有之候尤モ作業體質等ノ關係ニ因リ保健上尚食量增減ノ必要アル場合ハ同手續第九ニ依リ御處理相成度候

追テ第二號作業別食量表ハ改正アリタルノ點聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御回示相煩度候

業名ノ分ノミヲ掲ケタルモノニ有之候條

御了知相成度

◇衛生月表取扱例ニ關スル件通牒

（昭和三年一月十七日）

（行甲第五二號）

標記ノ件ニ關シ客年十二月行甲第一八一八號頭牒衛生月表取扱例一括弧中「被疑者」ノ次ニ「勞役場留置者」ヲ脫漏候ニ付之ヲ加入致候條右ニ依リ御取扱相成度候

◇收容者食糧給與手續ニ關スル件通牒

（昭和三年一月十七日）

（行丙第三〇號）

標記ノ件ニ關シ別紙甲號ノ問合ニ對シ乙號ノ通回答致置候條御了知相成度候

別紙

（甲　號）

京文收第七號ノ一　昭和三年一月九日

司法省行刑局長宛　京都刑務所長

收容者食糧給與手續中疑義ノ件伺

客月十二月廿六日付行甲第一、八四〇號ヲ以テ標記規程ノ改正ノ件御通牒相成候處左記ノ點聊カ疑義相生シ候ニ付至急何分ノ御回示相煩度候

記

一、規程第七項ノ作業奬勵ノ爲メ貳勺增給ハ一日一回ノ意ナルヤ將又一日三回即朝晝夕共各二勺ヲ增給スルノ意ナルヤ

（乙　號）

行丙第三〇號　昭和三年一月十七日

京都刑務所長宛　司法省行刑局長

收容者食糧給與手續中疑義ノ件回答

一月九日京文收第七號ノ一ヲ以テ御問合ニ相成候標記ノ件右ハ一日一回增給スヘキ義ト御了知相成度候

◇技能受刑者ノ移送ニ關シ依命通牒

（昭和三年一月二十日）

（行丙第一七二九號）

從來作業經營又ハ經理上ノ都合ニ依リ他所ヨリ技能受刑者ノ移送ヲ受ケントスル場合ハ總テ豫メ本省ノ認可ヲ經ルヲ要スル取扱ニ相成リ居リ候ヘ共技能受刑者ノ移送ヲ要スル場合ハ概ネ刑務行政上不得已事情ニ因ルモノニシテ而モ往々急速ヲ要スル場合有之ニ付之ニ對シ一々認可ヲ必要トスルハ時ニ機宜ノ措置ヲ逸スル等事務遂行上支障ヲ來タス場合有之適當ナラサル樣被認候條爾今左記條件ニ適合スル場合ハ認可ヲ要セス相互刑務所長協議ノ上適宜移送取計ヒ差支ナキコトニ決定相成候ニ付之カ實行ニ際シテハ克ク互ニ行刑共助ノ精神ヲ重シ努メテ受送刑務所ノ要求ヲ充タサシムル樣御留意相成度候

追テ右ニ依リ移送ヲ爲シタルトキハ移送ヲ受ケタル刑務所長ハ其ノ都度移送ノ事情竝移送受刑者ノ罪名、刑期、年齡、性向、歸住地等速ニ申報相成度候

記

一、同一事由ニ依ル被移送人員ハ十名以下ナルコト

二、移送區域ハ同一控訴院管內刑務所間ナルコト但シ移送ニ因リ本人ノ歸住又ハ釋放後ノ保護上格段ノ不利不便ヲ來タス處アル者ヲ除ク

三、被移送者ノ種別ハ特別ノ事情アル場合ノ外移送ヲ受クル刑務所ニ於ケル收容區分ノ範圍外ニ出テサルコト

四、被移送者ハ確定後三月以上ヲ經過シ殘刑期一年以上ノ者ニシテ逃走ノ虞ナキ者但シ特別ノ事情アルトキハ殘刑期六月以上ノ者ヲ移送スルコトヲ得

五、技能受刑者ノ養成ノ爲メ訓練刑務所ヘ移送スル者ニ對シテハ本通牒ヲ適用セス

六、少年刑務所等特別設備ニ於テ自所拘禁條件外ノ技能受刑者ノ移送ヲ受ケタル場合ニ於テ移送ノ目的ヲ達シ若ハ移送ノ目的トセル業種ニ就業セシムルコト能ハサル等ノ事由生シタルトキハ自所ノ收容區分ニ依リ速ニ相當刑務所ニ移送スルコト

◇移轉料等支給ニ關スル件依命通牒

（昭和三年一月二十四日）

（行甲第七六號）

刑務所職員ニ支給スヘキ標記旅費額ハ自今左記ノ通改正相成候

記

一、典獄及其ノ他ノ職員ニ區分シ左記ニ依リ支給スルコト

イ　典獄

赴任手當　規定額ノ二分ノ一

移轉料　規定額ノ通

家族移轉料　規定額ノ通

ロ　其ノ他ノ職員

赴任手當　規定額ノ二分ノ一

移轉料　規定額ノ二分ノ一但シ新ニ採用セラレタル看守、女監取締、雇員及傭人ニ對シテハ支給セズ

家族移轉料中赴任手當三分ノ二ニ該當スル金額ハ之ヲ其ノ二分ノ一、但シ十二歲未滿ノ家族ニ付テハ更ニ其ノ半額

二、赴任ノ場合ニ支給スヘキ家族移轉料ニ付テハ家族ノ數カ三人ヲ超過スルモノハ其ノ超過人員ニ對シテハ之ヲ支給セサルコト

標記ノ件ニ付大正十五年十一月行甲第一七五七號ヲ以テ及通牒置候處寄贈ニ係ル書籍カ本省ノ審査ヲ經テ看讀セシメツヽアル書籍ト同種類ノモノナルトキハ自今經伺ニ及ハス右ニ該當セサル書籍ニ限リ經伺ヲ要スル儀ト御了知相成度候

◇寄贈ニ係ル收容者看讀用書籍處理方ノ件

（昭和三年一月廿一日）

（行甲第八〇號）

昭和二年九月中入出監並月末在監人員 （△ 減）

Prison Population during the Month of September 1927

	越員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	減 前年比較
受刑者	37,002	3,562	3.399	37,165	37,002	39,615	163	△ 2,450
刑事被告人	3,490	3,334	3,679	3,145	3,490	3,466	△ 345	△ 321
勞役場留置者	314	411	430	295	314	311	△ 19	△ 16
乳兒	10	1	7	4	10	9	△ 6	△ 5
總計 男	39,980	7,122	7,298	39,804	39,980	42,485	△ 176	△ 2,681
總計 女	836	186	217	805	836	916	△ 31	△ 111
總計 計	40,816	7,308	7,515	40,609	40,816	43,401	△ 207	△ 2,792

備考 內朝鮮人受刑者男673人、刑事被告人男95人、支那人受刑者男113人、仝刑事被告人男18人、北米合衆國受刑者男1人。露西亞人受刑者男1人。伊太利人受刑者男1人アリ。

昭和二年九月末日現在々所人員表

The Number of the Inmates During the Month of September. 1927.

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roeki-jo" (Place of labour in lien of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1.095	—	1.095	—	—	—	—	—	—		—	—	1.095	—	1.095
市谷 Ichigaya	164	18	182	754	8	762	30	—	30	—	—	—	948	26	974
豐多摩 Toyotama	1.000	—	1.000	—	—	-	1	—	1	—	—	—	1.001	—	1.001
巢鴨 Sugamo	2.031	—	2.031	—	—	—	2	—	2	—	—	—	2.033	—	2.033
横濱 Yokohama	534	—	534	106	2	108	10	—	10	—	—	—	650	2	652
千葉 Chiba	781	—	781	16	3	19	8	-	8	—	—	—	805	3	808
水戸 Mito	450	—	450	25	—	25	2	—	2	—	—	—	477	—	477
宇都宮 Utsunomiya	358	137	495	25	1	26	—	—	—	—	—	—	383	138	521
前橋 Maebashi	916	—	910	45	—	45	5	—	5	-	—	—	966	—	966
靜岡 Shizuoka	588	—	588	78	4	82	3	—	3	—	—	—	669	4	673

刑政第41巻第3号

甲府 Kōfu	633		633	17	1	18	5	—	5	—	—	—	655	1	656
長野 Nagano	626	9	635	37	1	38	2	—	2	—	—	—	665	10	675
新潟 Niigata	440	8	448	29	2	31	3	—	3	—	—	—	473	10	482
京都 Kyoto	817	145	962	39		39	6	—	6	1	—	1	863	145	1.008
大阪 Ōsaka	2.786	3	2.789	358	10	368	26	1	27		—		3.170	14	3.184
神戸 Kobe	1.370	1	1.371	120	3	123	21	2	23	—	—	—	1 511	6	1.517
奈良 Nara	571	—	571	12	—	12		1	1	—	—	—	583	1	584
滋賀 Shiga	356	—	356	16	—	16	2	—	2	—	—	—	374	—	374
徳島 Tokushima	466	9	475	16	—	16	6		6	—	—	—	488	9	497
高松 Takamatsu	752	4	756	21	1	22	2	—	2	—	—	—	775	5	780
高知 Kōchi	641	7	648	45	1	46	7	—	7	—	—	—	693	8	701
名古屋 Nagoya	1.523	74	1.597	143	2	145	11	—	11	—	—	—	1.677	76	1,753
三重 Mie	704	—	704	71	1	72	4	—	4	—	—	—	779	1	780
岐阜 Gifu	485	—	485	30	—	30	4	—	4	—	—	—	519	—	519
金澤 Kanazawa	661	20	681	53	2	55	2	—	2	—	—	—	716	22	738
廣島 Hiroshima	1.067	65	1,132	154	6	160	13	1	14	—	—	—	1.234	72	1.306
山口 Yamaguchi	558	—	558	37	2	39	7	—	7	—	—	—	602	2	704

岡山 Okayama	747	1	748	116	4	120	13	1	14	—	—	—	876	6	882
松江 Matsue	566	—	566	44	1	45	6	—	6	—	—	—	616	1	617
松山 Matsuyama	495	1	496	31	1	32	7	—	7	—	—	—	533	2	535
長崎 Nagasaki	797	—	797	27	—	27	1	—	1	—	—	—	825	—	825
三池 Miike	1.274	—	1.274	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.274	—	1.274
福岡 Fukuoka	1.504	82	1.586	107	3	110	19	1	20	1	—	1	1.631	86	1.717
大分 Oita	327	—	327	32	1	33	1	—	1	—	—	—	360	1	36
熊本 Kumamoto	915	1	916	57	1	58	8	1	9	—	—	—	980	3	983
鹿兒島 Kagoshima	453	15	468	37	2	39	2	—	2	—	—	—	492	17	509
宮崎 Miyazaki	307	—	307	12	—	12	2	—	2	—	—	—	321	—	321
沖繩 Okinawa	332	8	340	5	—	5	1	—	1	—	—	—	338	8	346
宮城 Miyagi	757	57	814	35	1	36	1	—	1	—	—	—	793	58	851
福島 Fukushima	319	—	319	32	4	36	8	-	8	—	—	—	359	4	363
山形 Yamagata	247	—	247	16	—	16	2	-	2	—	—	—	265	—	265
秋田 Akita	441	—	441	19	—	19	7	1	8	—	—	—	467	1	468
青森 Aomori	251	—	251	21	3	24	1	—	1	—	—	—	273	3	276
札幌 Sapporo	1.037	45	1.082	78	3	81	8	1	9	1	—	1	1.124	49	1.173

刑政第41巻第3号

函館 Hakodate	361	—	361	30	1	31	2	—	2	—	—	—	393	1	394
網走 Abashiri	513	—	513	—	1	1	—	—	—	—	—	—	514	1	515
釧路 Kushiro	273	—	273	11	—	11	1	—	1	—	—	—	285	—	285
小田原(少年) Odawara (for juvenile delinquents)	216	—	216	4	—	4	1	—	1	—	—	—	221	—	221
川越(同) Kawagoe (ditto)	248	—	248	—	—	—	—	—	—	—	—	—	248	—	248
姫路(同) Himeji (ditto)	431	—	431	16	1	17	2	—	2	1	—	1	450	3	453
岡崎(同) Okazaki (ditto)	232	—	232	10	3	13	—	—	—	—	—	—	242	3	245
岩国(同) Iwakuni (ditto)	296	—	296	10	2	12	—	—	—	—	—	—	306	2	308
久留米(同) Kurume (ditto)	349	—	349	31	—	31	6	—	6	—	—	—	386	—	386
盛岡(同) Morioka (ditto)	171	—	171	28	—	28	1	—	1	—	—	—	200	—	200
北海(同) Hokkai (ditto)	135	—	135	—	—	—	—	—	—	—	—	—	135	—	135
八王子(同) Hachioji (ditto)	85	—	88	6	1	7	—	—	—	—	—	—	94	1	95
総計 Sum Total	36,455	710	37,165	3,002	83	3,146	283	12	295	4	—	4	33,804	805	40,609



『三人兄妹』

——観たままの記——

南海散史

これは東京淺草金龍館に於て喜劇春秋座所演、昨年十一月の狂言中井櫻溪作である、私はこれを觀いて世間が前科者をかうも見て居るか又その惠まれぬ前科者の心理狀態はからいふものであるかと一寸考へさせられた。このやうなことが劇として演ぜられるからには、社會の半面にこのやうなこともあるとしてよからう、また之れを前科者對社會人との間は現在このやうに考へられてゐると見られないこともなかろう。この消息を紹介したい爲に觀たまゝの筋を書くことにしたのである。臺詞は脚本によつて居ないことを斷つておく。

その第一場

場末らしい町作り居酒屋が一軒ある、中で法界屋が唄つて居る、仕出し三人何れも文なし揃ひ、お手のものゝ喜劇を演じて引込むと。居酒屋の中俄かに騒がしく、やがて一人の男が暖簾の間から突出された、髭はボウ〳〵、職工体のその服はボロ〳〵、しかも綻びまで見える。これに續いて五六人バラ〳〵と出た、居酒屋の主人彌平、その娘、料理人、店男、それと中で唄つて居た法界屋であつて人々口々にのゝしり立てる、身にかゝらぬ法界屋は面白く茶化して居る。

彌平「朝つぱちから鱈腹飲んだり食つたりして置き乍ら、その上暴れ散らすとは困つたお方ぢや、お金を拂つて歸つて下さい」

店男「やい、他人の物を只食へると思つ

てるのか、畜生ッ、さつさと金を拂へよ文句は止しな」、

突出された男、したたか酒が廻つてゐる、醉ひに乘じて暴れた爲、一層取り上せたらしい、

「無いから無いと云ふんだ、それで貸せと云ふのが分らんか、わしは正直に云ふんだ」

店男「オイ何處の男か分らない者にハイ〳〵と貸して居て商賣になるか、無一文で店へ据り込みやあ無錢飲食ぢや、警察へ突出さうか」

警察と聞いて醉漢一寸たぢろぐ、

彌平「まア〳〵靜かにしな、金持たぬ者が店へ這入るまい、器物を毀したのは醉ひの上ぢや、まけてあげやう、飲食した代金だけ支拂へばよろしい、喧しく言はせずと、さ、拂つて下さい」

醉漢「分らん親爺だナ、これ程無いと云つてるのに、とるといふなら、さア何なりと取つて呉れ」

料理人「馬鹿野郎ッ、靜かに云へばつけ上つて何をぬかす、うぬッ、ぶツたぎるぞ」と料理庖丁を振上げる。

醉漢「何切る、切つて見ろ、わしも今朝刑務所を出て來たばかりだ、腹がすいたから食つた迄だ、さア切れ」と街上に据はり込む。急き込む料理人を彌平はとゞめて、

「危ないッ、そんなことしては駄目ぢや、かうなればお前、警察へ届けてお呉れ」となだめて警察へやる。醉漢は「さア切れ」「切れ」とどなつてゐるうちに打ちつぶれてしもうた。

店男「今朝刑務所を出たと云ふなら、工賃といふものがある筈ぢや、持つてるだろう」

法界屋「お前さん刑務所を知つとるのか」

店男「いや、そのやうな事聞いたことがあるからぢやが」

寢込んだ男の、懐中から隱し迄探つて見たけれども財布さへ無かつた、皆々「仕末におへん奴だなア」と呆れて店へ入る、その後へ會社員風の男（富永信吉）折鞄を抱えて出る、道に男が大の字になりに寢てゐるので、こわげにこれを避けて通つたが振返り一寸考へ、後戻りかけて又行かうとし、遂に決心して後へ戻り「もしもし」と呼び起す、暖簾から首を出した亭主、立ち出て、

「旦那、御捨て置きなさいまし、そいつは、無錢飲食の上に、散々暴れさうして打つ倒れて居るので御座います警察へ渡してやろうと、今呼びに行つてる處です——今朝刑務所を出て來たばかりださうで御座いますよ」

富永「さうですか、それにしても、これでは身体によくありません、して警察へ渡すと又刑務所へ後戻りですね、可愛想ですねェーその代金つて、いくらです」

彌平「へい、金は三圓ばかしで御座いますが暴れて皿や小鉢まで割つたので御座います、ですがその辨償は勘辨してやるからと申しましたが、何分無一文でしてね」

富永「さうですか、それにしても、これでは身体によくありません、して警察へ渡すと又刑務所へ後戻りですね、可愛想ですねェーその代金つて、いくらです」

彌平「へい、金は三圓ばかしで御座いますが暴れて皿や小鉢まで割つたので御座います、ですがその辨償は勘辨してやるからと申しましたが、何分無一文でしてね」

富永「さうですか、それにしても、これでは身体によくありませんし

妹でも兄さんには苦しめられるねエ、ここのうちを知つて居ないかしら、若し知つて來られでもすると姉さんは居られなくなるわ、どうしよう！」

お玉「さうねエーどうしようねエ」

ここへ信吉が歸宅し、お玉に「ゆつくり遊んで歸りな、夕飯を一しよに食べやう」と自分の着換を下女にもたせて風呂場へ立つて行く。お玉は

「姉さん、わたし又來るわ、困つちもうねエ」と立つて玄關を出かけ、あはてゝ身を引き戸を閉ぢて、

「姉さん——兄さんが來たわよ、それそこへ——」と色をかへる、絹子も驚いて困惑の表情、下女を呼出して旨をふくめ姉妹は奥へ隱れる、訪づれたのは村上松藏、小脇張した和服に髭剃もして居た、下女が出て「旦那樣はまだお歸になりません」「奥樣もあの一寸、その」と不在であると告げる、松藏は給らばお歸りを待たせて戴かうといふ、下女は早く追つ立てやうとあせる、その押問答の中へ、障子の內から信吉の聲、

「おい、水を持つて來て吳れ、熱くつて入れない、誰か居らんか」

下女は吃驚、松藏は聞覺えの聲と不審がる、再三呼ばれて下女は立つて行く、と入れ違ねてお玉が飛出し、

「兄さん、兄さんがこのうちへ來ては困ることがあるのですからどうかここは歸つて下さい」

「お玉ぢやないか」

「兄さん早く、兄さんに來られては姉さんが困るんですから」

絹子も立出で、

「兄さん、どうかわたしが可愛想だと思つて早く歸つて下さい、賴みますから」

「オ、絹子か、このうちはお前のうちか、お前はここへ來て居るのか」

「それですから、どうか兄さん」

「ねエ、兄さん、分つたら早く」と

お玉も共々せき立てるので今は眞人間に返つた松、姉妹に左右から泣きつかれ、その兩人の身の上を考へると、折角救はれてたづねて來ながら主人に逢ふのも何とやらと思ひ惑ひ「俺は旦那に救はれてそれで來たのだ」の一言が口から出ず、だが此の儘出て行けば又元の放浪生活——それこれでうろ〳〵

「村上さん、良く來てくれました、歸るに及びません、絹子も亦玉ちやんも安心しなさい、これは私の知つた方ぢやからお呼び申したのぢや——さア村上さんこちらへ」

兄妹三人ホツト安堵の体

——『罪』——



Proceedings
of the
IXth International Penitentiary
Congress
held in
London
August 1925.

1927

Printed by Staempfli & Cie, Bern.

◇刑事と行刑の世界的思想を研究せんとする人の爲に。

◇一九二七年國際刑務委員會幹事長シモン・ヴアン・デルアー博士の發行せられたるロンドン會議の議事錄をおすゝめします。

◇英文菊版四二六頁。

一九二五年のロンドン會議が手にとるようにわかります。

◇お望みの方は本協會でお取次いたします。

▽ ▽ ▽

定價	一冊（稅共）金二十錢
	六冊（稅共）金一圓二十錢
	十二冊（稅共）金二圓四十錢
廣告料	五號活字半段一行 金一圓
	一等一頁 金五十圓
	二等一頁 金四十圓
	普通一頁 金三十圓

注文規定

❶御注文は總て前金のこと

❷御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

❸御注文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和三年二月二十日印刷
昭和三年三月一日發行

發行兼編輯人 東京市麹町區西日比谷町一番地 香川又二郎

印刷人 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 島林太五郎

印刷所 東京府豐多摩郡野方町新井三三六番地 刑務協會印刷部

發行所 東京市麹町區西日比谷町壹番地 刑務協會

電話 銀座 二三四四、三八二五番

刑政第41巻第3号

矯正図書館

明治二十七年二月二十六日（第三種郵便物認可）
昭和三年三月一日 第四十一巻第三号

Volume XLI Number 3

THE KEISEI

The Journal of the Japanese Prison Association

March 1, 1928

PRINCIPAL CONTENTS

The Subtle Points of Penal Treatment . . . . . (*Editorial*)
The Shifting Emphases in Criminal Law. . . . Dr. Makino
Better Treatment for Prison Officials . . . . . K. Tsuji
On the Chéf-System of Prison Officials
(*continued*) . . . . . S. Arima
Crime and Mental Abnormalities . . . . . J. Katsumizu
European Methods and Ideas of Penal Treatment . . . . . Dr. Louis Robinson

Current Issues . . . . . .
Foreign News . . . . . .
Prison Statistics . . . . . .

Published
By
"KEIMU KYOKWAI"
(The Japanese Prison Association)
Near Department of Justice, Nishi Hibiya-machi Kojimachi,
Tokyo, Japan.